

資産課税課情報 資産評価企画官情報	第7号 第1号	令和6年5月9日	国 税 庁 資 产 課 税 課 資 产 評 価 企 画 官
----------------------	------------	----------	-------------------------------------

「理由附記文例集（資産課税版）」

標題のことについては、「所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）」及び「所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）」により、国税通則法が改正され、令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税に係る加算税制度の見直しが行われたことから、加算税の賦課決定に係る理由附記の文例について整理等を行い、別添のとおり「理由附記文例集（資産課税版）」を作成したので、執務の参考とされたい。

なお、文例集の文言については、事案の内容に応じて適宜修正を行うよう留意する。

別添

保 存 期 間 : 3 年
(令和 9 年 12 月末まで)

理由附記文例集（資産課税版）

令 和 6 年 5 月
国 税 庁
資 产 課 稅 課
資 产 評 價 企 画 官

【留意事項】

- 1 本事例集の文言については、事案の内容に応じて適宜修正を行う。
- 2 本事例集は、令和6年1月1日現在の法令に基づき作成している。
なお、令和5年12月31日以前に法定申告期限が到来する国税に係る無申告加算税及び重加算税（令和5年法律第3号による改正前の国税通則法第68条第4項の規定の適用がある場合に限る。）の賦課決定に係る処分の理由附記に当たっては、以下の点に留意する。
 - (1) 「国税通則法第●条第●項」の文言の前に「令和5年法律第3号による改正前の」の文言を挿入する。
 - (2) 国税通則法第66条第3項及び第66条第5項の規定が新設されたことにより、令和5年法律第3号による改正前の国税通則法第66条第3項以下に項目が生じている。

..... (参考例)

【令和6年1月1日以後法定申告期限到来分】

あなたが令和○年○月○日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人○○○○に係る相続税の期限後申告書により納付すべきこととなる相続税額1,000,000円に、国税通則法第66条第1項及び同条第8項の規定に基づき計算した無申告加算税50,000円を賦課決定します。

なお、法定申告期限である令和△年△月△日までに被相続人○○○○に係る相続税の申告書の提出がなかったことについて正当な理由があるとは認められません。

また、上記の期限後申告書の提出は、決定があるべきことを予知してされたもの及び調査通知後にされたものではありません。

おって、同条第9項の規定の適用はありません。

【令和5年12月31日以前法定申告期限到来分】

あなたが令和○年○月○日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人○○○○に係る相続税の期限後申告書により納付すべきこととなる相続税額1,000,000円に、令和5年法律第3号による改正前の国税通則法第66条第1項及び同条第7項の規定に基づき計算した無申告加算税50,000円を賦課決定します。

なお、法定申告期限である令和△年△月△日までに被相続人○○○○に係る相続税の申告書の提出がなかったことについて正当な理由があるとは認められません。

また、上記の期限後申告書の提出は、決定があるべきことを予知してされたもの及び調査通知後にされたものではありません。

おって、同条第8項の規定の適用はありません。

目 次

○ 理由附記文例集（相続税関係）

税目	分類	項目	頁
相続税	過少申告加算税	調査通知後に更正を予知せず修正申告書が提出された場合	1
		調査の結果、修正申告書が提出された場合	2
		修正申告額の一部に、正当な理由があると認められる場合	3
		期限後申告(正当な理由あり)後に、修正申告書が提出された場合	4
		調査の結果、修正申告書が提出された場合(加重分あり)	5
		調査の結果、修正申告書が提出された場合で、当該修正申告書の提出前に相続人が死亡しているとき	6
無申告加算税	無申告加算税	調査通知前に期限後申告書が提出された場合	7
		調査通知後に決定を予知せず期限後申告書が提出された場合	8
		調査の結果、期限後申告書が提出された場合	9
		調査の結果、期限後申告書が提出された場合(加重分あり)	10
		調査の結果、期限後申告書が提出され、加算後累積納付税額が300万円を超える場合(帰責事由がないと認められる事実がある場合)	11
		自主期限後申告の後に、調査の結果、修正申告書が提出され、加算後累積納付税額が300万円を超える場合(帰責事由がないと認められる事実がない場合)	12
		調査の結果、期限後申告書が提出された場合において、過去5年以内に無申告加算税が賦課されている場合	13
		調査の結果、期限後申告書が提出された場合において、過去5年以内に無申告加算税が賦課されている場合(加重分あり)	14
		調査の結果、期限後申告書が提出された場合において、過去5年以内に重加算税が賦課されている場合	15
		調査の結果、期限後申告書が提出された場合において、過去5年以内に重加算税が賦課されている場合(加重分あり)	16
重加算税の賦課決定	重加算税の賦課決定	被相続人名義の投資信託を隠蔽していた場合	17
		被相続人名義の預貯金を隠蔽していた場合	18
		被相続人が仮装行為を行っていた場合	19
		被相続人の財産のうち現金を隠蔽していた場合	21
		相続開始日に被相続人名義の預金から出金した現金を隠蔽していた場合	22
		遠隔地の金融機関を利用した預貯金の隠蔽があった場合	23
		被相続人に帰属する家族名義有価証券を隠蔽していた場合	24
		生命保険契約の権利を隠蔽していた場合	26
		無記名財産を隠蔽していた場合	27
		共同相続人による親族名義の預貯金の隠蔽があった場合	28
		架空債務の計上があった場合	30
		相続税無申告(相続についてのお尋ねの回答がある場合)	31
		相続税無申告(相続についてのお尋ねの回答がない場合)	32
		死亡保険金の一部を隠蔽していた場合	33
		貸付金を隠蔽していた場合	34
		金地金を隠蔽していた場合	35
		一部重加算税を賦課する場合	36
		過去5年以内に無申告加算税が賦課されている場合	37
		過去5年以内に重加算税が賦課されている場合	38
更正	更正	被相続人名義の預貯金が課税価格に算入されていない場合(全部取得)	39
		被相続人名義の預貯金が課税価格に算入されていない場合(一部取得)	40
		被相続人名義の預貯金が課税価格に算入されていない場合(未分割)	41
		被相続人名義の預貯金が課税価格に算入されていない場合(取得なし)	43
		家族名義の預貯金が課税価格に算入されていない場合(全部取得)	44
		家族名義の預貯金が課税価格に算入されていない場合(一部取得)	46
		家族名義の預貯金が課税価格に算入されていない場合(未分割)	48
		家族名義の預貯金が課税価格に算入されていない場合(穴埋め計算の結果取得なし・未分割)	50
		家族名義の財産が課税価格に算入されていない場合(全部取得)	52
		現金が課税価格に算入されていない場合(未分割)	54
		上場株式が課税価格に算入されていない場合(全部取得)	56
		みなし相続財産(退職手当金)が課税価格に算入されていない場合	57
		みなし相続財産(保険金)計上漏れ・未成年者控除に誤りがあった場合	58

○ 理由附記文例集（相続税関係）

税目	分類	項目	頁
相続税	更正	みなし相続財産(生命保険契約に関する権利)の計上漏れがあった場合	60
		土地等の評価誤り(評価単位)があった場合(全部取得)	62
		土地等の評価誤り(当初申告額が不動産鑑定評価額)があった場合(全部取得)	64
		小規模宅地の特例の適用誤りがあった場合(全部取得)	66
		取引相場のない株式の評価誤り(比準要素数1の会社に該当する場合)(全部取得)	68
		取引相場のない株式の評価誤り(会社の規模区分に誤りがある場合)(全部取得)	70
		取引相場のない株式の評価誤り(借地権価額を計上していない場合)(全部取得)	72
		取引相場のない株式の評価誤り(評価通達によらず売買代金相当額で評価している場合)(全部取得)	74
		暦年課税に係る贈与加算漏れ(加算あり)	77
		暦年課税に係る贈与加算漏れ(加算なし)	78
		葬式費用に誤りがある場合(全部負担)	79
		債務控除をする公租公課の金額に誤りがある場合(一部負担)	80
		被相続人が保証していた債務につき、債務控除を否認する場合(全部負担)	82
		決定	無申告の場合(分割済・一部取得)
無申告の場合(未分割)	88		
無申告の場合(遺留分減殺請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定した場合)	91		
無申告の場合(生命保険金の遺贈)	93		
更正の請求	土地の評価について一部認容・一部増額する場合①	96	
	土地の評価について一部認容・一部増額する場合②	98	
	当初申告時に一部未分割であった財産の分割確定に伴う減額請求の内容に一部誤りがある場合	100	
	判決等の後発的事由が生じたと認められない場合	101	
	分割確定により小規模宅地の特例を受けるための更正の請求が期限徒過の場合	102	
	最高裁判決を踏まえた●●●●の取扱い変更を受けてなされた更正の請求が期限徒過の場合	103	

○ 理由附記文例集（贈与税関係）

税目	分類	項目	頁
贈与税	過少申告加算税	調査通知後に更正を予知せず修正申告書が提出された場合	104
		調査の結果、修正申告書が提出された場合	105
	無申告加算税	調査通知前に期限後申告書が提出された場合	106
		調査通知後に決定を予知せず期限後申告書が提出された場合	107
		調査の結果、期限後申告書が提出された場合(加重分あり)	108
		自主期限後申告の後に、調査の結果、修正申告書が提出された場合	109
		納稅義務の承継があった場合	110
		調査の結果、期限後申告書が提出され、加算後累積納付税額が300万円を超える場合(帰責事由がないと認められる事実がない場合)	111
		調査の結果、期限後申告書が提出された場合において、過去5年以内に無申告加算税が賦課されている場合	112
		調査の結果、期限後申告書が提出された場合において、過去5年以内に重加算税が賦課されている場合	113
		一定期間繰り返し行われる無申告行為(前年分及び前々年分の贈与税について特定無申告加算税等が課されるべきと認められる場合①)	114
		一定期間繰り返し行われる無申告行為(前年分及び前々年分の贈与税について特定無申告加算税等が課されるべきと認められる場合②)	115
	更正	保険料を負担していない満期保険金が計上漏れとなっていた場合	116
		債務(借入金)の免除を受けた場合	117
		土地(不整形地)の評価に計算誤りがあった場合	118
		土地(農地の判定)の評価に誤りがあった場合	119
	決定	無申告の場合(現金)	120
		無申告の場合(親族間の資金移動)	121
		無申告の場合(土地)	123

○ 理由附記文例集（所得税（譲渡所得）関係）

税目	分類	項目	頁
所得税 (譲渡所得)	重加算税の賦課決定	譲渡価額を圧縮していた場合①	124
		譲渡価額を圧縮していた場合②	125
		譲渡価額を圧縮していた場合③	126
		譲渡価額を圧縮していた場合④	127
		居住事実を仮装していた場合	128
更正	譲渡所得(譲渡代金の回収費用)に誤りがある場合	129	
	譲渡所得(特定の居住用財産の買換えの特例)に誤りがある場合	131	
	譲渡所得(租税特別措置法第35条第1項の規定の適用)に誤りがある場合	133	
	譲渡所得(収入金額及び譲渡費用)に誤りがある場合	135	
	譲渡所得(未経過固定資産税加算漏れ)に誤りがある場合	137	
	譲渡所得(引継価額を採用していない)に誤りがある場合	139	
決定	無申告の場合(株式等の譲渡)	142	
	無申告の場合(土地等の譲渡)	144	
更正の請求	リゾート会員権の解約に係る譲渡損失が認められない場合	146	
	上場株式等(源泉徴収口座)に係る譲渡損失の繰越控除の誤りがある場合	147	
	上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の誤りがある場合(連年申告要件不備)	148	
	租税特別措置法第31条の2の規定の適用に誤りがある場合	149	

○ 理由附記文例集（所得税（国外転出時課税）関係）

税目	分類	項目	頁
所得税 (国外転出)	更正の請求	帰国等により国外転出時課税の課税取消が行われた場合(全部認容)	150
		国外転出時課税の適用を受けた有価証券等などの国外転出の日から5年(又は10年)を経過する日における価額等が国外転出の時の価額等よりも下回っている場合(全部認容)	151
		国外転出時課税の適用を受けた有価証券等などの国外転出の日から5年(又は10年)を経過する日における価額等が国外転出の時の価額等よりも下回っている場合(一部認容)	152

○ 過少申告加算税

【調査通知後に更正を予知せず修正申告書が提出された場合】（相続税）

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の修正申告書（当初申告は期限内申告）により納付すべきこととなる相続税額3,000,000円に、国税通則法第65条第1項の規定に基づき計算した過少申告加算税150,000円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の修正申告書は、更正があるべきことを予知してされたもの及び調査通知前にされたものではなく、また、当該修正申告書の提出により納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちにその修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて正当な理由があると認められるものはありません。

以下余白

○ 過少申告加算税

【調査の結果、修正申告書が提出された場合】（相続税）

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の修正申告書（当初申告は期限内申告）により納付すべきこととなる相続税額3,000,000円に、国税通則法第65条第1項の規定に基づき計算した過少申告加算税300,000円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の修正申告書は、調査の結果に基づくものであるため、更正を予知してされたものでない修正申告には該当せず、また、当該修正申告書の提出により納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちにその修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

以下余白

○ 過少申告加算税

【修正申告額の一部に、正当な理由があると認められる場合】（相続税）

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の修正申告書（当初申告は期限内申告）により納付すべきこととなる相続税額3,000,000円のうち2,000,000円に、国税通則法第65条第1項及び第5項の規定に基づき計算した過少申告加算税200,000円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の修正申告書は、調査の結果に基づくものであるため、更正を予知してされたものでない修正申告には該当せず、また、過少申告加算税を賦課決定することとなった相続税額2,000,000円の計算の基礎となった事実のうちにその修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

以下余白

○ 過少申告加算税

【期限後申告（正当な理由あり）後に、修正申告書が提出された場合】（相続税）

あなたは、令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の修正申告書を提出していますが、当初申告である令和△年△月△日提出の期限後申告書には、法定申告期限までに提出がなかったことについて国税通則法第66条第1項に規定する正当な理由があると認められますので、当該修正申告書の提出により納付すべきこととなる相続税額3,000,000円に、同法第65条第1項の規定に基づき計算した過少申告加算税300,000円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の修正申告書は、調査の結果に基づくものであるため、更正を予知してされたものでない修正申告には該当せず、また、当該修正申告書の提出により納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちにその修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

以下余白

○ 過少申告加算税

【調査の結果、修正申告書が提出された場合（加重分あり）】（相続税）

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の修正申告書（当初申告は期限内申告）により納付すべきこととなる相続税額3,009,500 円について、国税通則法第 65 条第 1 項の規定に基づき計算した過少申告加算税300,000 円に、同条第 2 項の規定に基づき計算した過少申告加算税 25,000 円を加算した325,000 円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の修正申告書は、調査の結果に基づくものであるため、更正を予知してされたものでない修正申告には該当せず、また、当該修正申告書の提出により納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちにその修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて正当な理由があると認められるものはありません。

以下余白

○ 過少申告加算税

【調査の結果、修正申告書が提出された場合で、当該修正申告書の提出前に相続人が死亡しているとき】(相続税)

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の修正申告書（当初申告は期限内申告）により納付すべきこととなる相続税額 300,000 円に、国税通則法第 65 条第 1 項の規定に基づき計算した過少申告加算税 30,000 円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の修正申告書は、調査の結果に基づくものであるため、更正を予知してされたものでない修正申告には該当せず、当該修正申告書の提出により納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちにその修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて正当な理由があると認められるものはありません。

また、あなたは、同法第 5 条第 1 項の規定により、令和△年△月△日相続開始の被相続人△△△△に係る国税の納付義務を承継しているところ、上記の相続税額 300,000 円は、同条第 2 項の規定に基づき、〇〇〇〇の相続人であった△△△△に課されるべき税額をあなたの相続分（民法第 900 条から第 902 条までの規定による相続分）によりあん分して計算した金額です。

おって、あなたが相続によって得た財産の価額が、あなたの承継する税額を超えている場合には、国税通則法第 5 条第 3 項の規定により、その超える額を限度として他の相続人の承継した税額についても納付する責任があります。

以下余白

○ 無申告加算税

【調査通知前に期限後申告書が提出された場合】（相続税）

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の期限後申告書により納付すべきこととなる相続税額1,000,000円に、国税通則法第66条第1項及び第8項の規定に基づき計算した無申告加算税50,000円を賦課決定します。

なお、法定申告期限である令和△年△月△日までに被相続人〇〇〇〇に係る相続税の申告書の提出がなかったことについて正当な理由があるとは認められません。

また、上記の期限後申告書の提出は、決定があるべきことを予知してされたもの及び調査通知後にされたものではありません。

おって、同条第9項の規定の適用はありません。

以下余白

○ 無申告加算税

【調査通知後に決定を予知せず期限後申告書が提出された場合】（相続税）

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の期限後申告書により納付すべきこととなる相続税額300,000円に、国税通則法第66条第1項の規定に基づき計算した無申告加算税30,000円を賦課決定します。

なお、法定申告期限である令和△年△月△日までに被相続人〇〇〇〇に係る相続税の申告書の提出がなかったことについて正当な理由があるとは認められません。

また、上記の期限後申告書の提出は、決定があるべきことを予知してされたもの及び調査通知前にされたものではありません。

おって、同条第9項の規定の適用はありません。

以下余白

○ 無申告加算税

【調査の結果、期限後申告書が提出された場合】（相続税）

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の期限後申告書により納付すべきこととなる相続税額400,000円について、国税通則法第66条第1項の規定に基づき計算した無申告加算税60,000円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の期限後申告書は、調査の結果に基づくものであるため、決定を予知してされたものでない期限後申告には該当せず、また、法定申告期限である令和△年△月△日までに被相続人〇〇〇〇に係る相続税の申告書の提出がなかったことについて正当な理由があるとは認められません。

以下余白

○ 無申告加算税

【調査の結果、期限後申告書が提出された場合（加重分あり）】（相続税）

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の期限後申告書により納付すべきこととなる相続税額3,000,000円について、国税通則法第66条第1項の規定に基づき計算した無申告加算税450,000円に、同条第2項の規定に基づき計算した無申告加算税125,000円を加算した575,000円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の期限後申告書は、調査の結果に基づくものであるため、決定を予知してされたものでない期限後申告には該当せず、また、法定申告期限である令和△年△月△日までに被相続人〇〇〇〇に係る相続税の申告書の提出がなかったことについて正当な理由があるとは認められません。

以下余白

○ 無申告加算税

【調査の結果、期限後申告書が提出され、加算後累積納付税額が300万円を超える場合（帰責事由がないと認められる事実がある場合）】（相続税）

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の期限後申告書により納付すべきこととなる相続税額5,000,000円について、国税通則法第66条第3項の規定に基づき計算した無申告加算税1,175,000円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の期限後申告書は、調査の結果に基づくものであるため、決定を予知してされたものでない期限後申告には該当せず、また、法定申告期限である令和△年△月△日までに被相続人〇〇〇〇に係る相続税の申告書の提出がなかったことについて正当な理由があるとは認められません。

おって、上記の期限後申告書の提出により納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに、その申告前の税額の計算の基礎とされなかつたことについてあなたの責めに帰すべき事由がないと認められる事実がありますが、同条第2項に規定する加算後累積納付税額5,000,000円から国税通則法施行令第27条第6項の規定により計算した金額を控除した金額が3,000,000円を超えていいますので、無申告加算税の額は、国税通則法第66条第3項の規定を適用して計算しています。

以下余白

○ 無申告加算税

【自主期限後申告の後に、調査の結果、修正申告書が提出され、加算後累積納付税額が300万円を超える場合（帰責事由がないと認められる事実がない場合）】（相続税）

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の修正申告書（当初申告は期限後申告）により納付すべきこととなる相続税額5,000,000円について、国税通則法第66条第3項の規定に基づき計算した無申告加算税1,400,000円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の修正申告書は、調査の結果に基づくものであるため、更正を予知してされたものでない修正申告には該当せず、また、当該修正申告書の提出に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに、その修正申告前の税額の計算の基礎とされなかつたことについて正当な理由があると認められるものはありません。また、あなたは、被相続人〇〇〇〇に係る相続税の当初申告書を法定申告期限後の令和△年△月△日に提出しているところ、期限内申告書の提出がなかつたことについて正当な理由があるとは認められませんので、同条第1項ただし書きは適用されず、かつ、当該当初申告書について、同条第9項の規定の適用もありません。

おって、同条第2項に規定する加算後累積納付税額の計算の基礎となった事実のうちに、その修正申告前の税額の計算の基礎とされなかつたことについてあなたの責めに帰すべき事由がないと認められる事実はなく、上記の修正申告書の提出に係る加算後累積納付税額は〇〇〇円と3,000,000円を超えていいますので、無申告加算税の額は、同条第3項の規定を適用しています。

以下余白

○ 無申告加算税

【調査の結果、期限後申告書が提出された場合において、過去5年以内に無申告加算税が賦課されている場合】（相続税）

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の期限後申告書により納付すべきこととなる相続税額300,000円について、国税通則法第66条第1項の規定に基づき計算した無申告加算税45,000円に、同条第6項の規定に基づき計算した無申告加算税30,000円を加算した75,000円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の期限後申告書は、調査の結果に基づくものであるため、決定を予知してされたものでない期限後申告には該当せず、また、法定申告期限である令和△年△月△日までに被相続人〇〇〇〇に係る相続税の申告書の提出がなかったことについて正当な理由があるとは認められません。

おって、あなたは令和〇年〇月〇日付で相続税について無申告加算税の賦課決定をされており、上記の期限後申告書の提出があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、相続税について無申告加算税を課されたことがあると認められますので、無申告加算税の額は、同条第1項の規定に基づき計算した金額に、同条第6項の規定を適用して計算した金額を加算しています。

以下余白

○ 無申告加算税

【調査の結果、期限後申告書が提出された場合において、過去5年以内に無申告加算税が賦課されている場合（加重分あり）】（相続税）

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の期限後申告書により納付すべきこととなる相続税額2,000,000円について、国税通則法第66条第1項の規定に基づき計算した無申告加算税300,000円に、同条第2項の規定に基づき計算した無申告加算税100,000円及び同条第6項の規定に基づき計算した無申告加算税200,000円を加算した600,000円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の期限後申告書は、調査の結果に基づくものであるため、決定を予知してされたものでない期限後申告には該当せず、また、法定申告期限である令和△年△月△日までに被相続人〇〇〇〇に係る相続税の申告書の提出がなかったことについて正当な理由があるとは認められません。

おって、あなたは令和〇年〇月〇日付で相続税について無申告加算税の賦課決定をされており、上記の期限後申告書の提出があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、相続税について無申告加算税を課されたことがあると認められますので、無申告加算税の額は、同条第1項及び第2項の規定に基づき計算した金額に、同条第6項の規定を適用して計算した金額を加算しています。

以下余白

○ 無申告加算税

【調査の結果、期限後申告書が提出された場合において、過去5年以内に重加算税が賦課されている場合】（相続税）

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の期限後申告書により納付すべきこととなる相続税額300,000円について、国税通則法第66条第1項の規定に基づき計算した無申告加算税45,000円に、同条第6項の規定に基づき計算した無申告加算税30,000円を加算した75,000円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の期限後申告書は、調査の結果に基づくものであるため、決定を予知してされたものでない期限後申告には該当せず、また、法定申告期限である令和△年△月△日までに被相続人〇〇〇〇に係る相続税の申告書の提出がなかったことについて正当な理由があるとは認められません。

おって、あなたは令和〇年〇月〇日付で相続税について重加算税の賦課決定をされており、上記の期限後申告書の提出があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、相続税について重加算税を課されたことがあると認められますので、無申告加算税の額は、同条第1項の規定に基づき計算した金額に、同条第6項の規定を適用して計算した金額を加算しています。

以下余白

○ 無申告加算税

【調査の結果、期限後申告書が提出された場合において、過去5年以内に重加算税が賦課されている場合（加重分あり）】（相続税）

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の期限後申告書により納付すべきこととなる相続税額2,000,000円について、国税通則法第66条第1項の規定に基づき計算した無申告加算税300,000円に、同条第2項の規定に基づき計算した無申告加算税100,000円及び同条第6項の規定に基づき計算した無申告加算税200,000円を加算した600,000円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の期限後申告書は、調査の結果に基づくものであるため、決定を予知してされたものでない期限後申告には該当せず、また、法定申告期限である令和△年△月△日までに被相続人〇〇〇〇に係る相続税の申告書の提出がなかったことについて正当な理由があるとは認められません。

おって、あなたは令和〇年〇月〇日付で相続税について重加算税の賦課決定をされており、上記の期限後申告書の提出があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、相続税について重加算税を課されたことがあると認められますので、無申告加算税の額は、同条第1項及び第2項の規定に基づき計算した金額に、同条第6項の規定を適用して計算した金額を加算しています。

以下余白

○ 重加算税の賦課決定

【被相続人名義の投資信託を隠蔽していた場合】

下記の事実が認められましたので、あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の修正申告書（当初申告は期限内申告）により納付すべきこととなる相続税額 3,000,000 円に、国税通則法第 68 条第 1 項の規定に基づき計算した重加算税 1,050,000 円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の修正申告書は、調査の結果に基づくものであるため、更正を予知してされたものでない修正申告には該当せず、また、当該修正申告書の提出により納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちにその修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

記

あなたは、A銀行B支店の被相続人名義の投資信託（口座番号 0123456、10,000,000 円。以下「本件投資信託」といいます。）について、次の 1 ないし 4 の事実から、本件投資信託が被相続人の財産であることを知りながら、これを隠蔽し、相続財産として申告していないかったと認められます。

- 1 あなたは、相続開始後の令和〇年△月△日付で A 銀行 B 支店に宛てられた重要項目及びお客様確認書に署名、押印をしていること。
- 2 あなたは、相続開始後の令和〇年□月□日に、A 銀行 B 支店において、本件投資信託を同支店のあなたの名義の投資信託口座に移管していること。
- 3 あなたは、令和〇年■月頃、当初申告に当たり申告書の作成を委任した甲税理士から、被相続人の財産を全て提示するよう求められたにもかかわらず、本件投資信託の存在を明らかにせず、同税理士に伝えなかつたこと。
- 4 あなたは、調査の際に、被相続人及びあなた自身ともに A 銀行 B 支店とは取引がない旨の事実と異なる申述を行つてゐること。

以下余白

○ 重加算税の賦課決定

【被相続人名義の預貯金を隠蔽していた場合】

下記の事実が認められましたので、あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の修正申告書（当初申告は期限内申告）により納付すべきこととなる相続税額 3,000,000 円に、国税通則法第 68 条第 1 項の規定に基づき計算した重加算税 1,050,000 円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の修正申告書は、調査の結果に基づくものであるため、更正を予知してされたものでない修正申告には該当せず、また、当該修正申告書の提出により納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちにその修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

記

あなたは、A銀行B支店の被相続人名義の定期預金（口座番号 0123456、10,000,000 円。以下「本件定期預金」といいます。）について、次の 1 ないし 3 の事実から、本件定期預金が被相続人の財産であることを知りながら、これを隠蔽し、相続財産として申告していないかったと認められます。

- 1 あなたは、相続開始後の令和〇年△月△日に、A銀行B支店において、本件定期預金を解約し、同支店のあなた名義の定期預金口座に入金していること。
- 2 あなたは、令和〇年■月頃、当初申告に当たり申告書の作成を委任した甲税理士から、被相続人の財産を全て提示するよう求められたにもかかわらず、本件定期預金の存在を明らかにせず、同税理士に伝えなかつたこと。
- 3 あなたは、調査の際に、被相続人の預金を解約したことではなく、上記 1 のあなた名義の定期預金は自己の財産である旨の事実と異なる申述を行つてること。

以下余白

○ 重加算税の賦課決定

【被相続人が仮装行為を行っていた場合】

下記の事実が認められましたので、あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の修正申告書（当初申告は期限内申告）により納付すべきこととなる相続税額 3,000,000 円に、国税通則法第 68 条第 1 項の規定に基づき計算した重加算税 1,050,000 円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の修正申告書は、調査の結果に基づくものであるため、更正を予知してされたものでない修正申告には該当せず、また、当該修正申告書の提出により納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちにその修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

記

あなたは、A銀行B支店のあなた名義の定期預金（口座番号 01-0123567、10,000,000 円。以下「本件定期預金」といいます。）について、次の 1 ないし 5 の事実から、本件定期預金が被相続人の財産であり、同人がその存在を仮装していたことを知りながら、これを利用し、相続財産として申告していなかったと認められます。

- 1 本件定期預金は、被相続人が令和△年△月△日に A銀行B支店において、被相続人名義の定期預金（口座番号**-****）を解約し、その同額をあなたの旧姓である甲名義で預け替えたものであること。
- 2 上記 1 の手続は全て被相続人が行い、使用している印鑑も被相続人が自身の預金取引において使用するものと同一であり、本件定期預金の管理運用も被相続人が行っていたこと。
- 3 あなたは、被相続人が上記 1 及び 2 の手続を行った際、この事実を被相続人から聞いておらず、また、その後も本件定期預金について贈与税の申告をしていないこと。
- 4 あなたは、相続開始日の直前に、被相続人から、本件定期預金について、相続税を少なくするためにあなたの旧姓である甲名義にしている旨を聞いたものの、本件定期預金の名義を変更せず、過少申告になると認識しながら、これを当初申告において相続財産として記載しなかったこと。
- 5 あなたは、調査の際に、本件定期預金について、あなた自身が過去から管理及び運用を行っており、その原資についても自分の過去からの蓄財である旨の事実と異なる申述を行っていること。

以下余白

【参考】預金が複数ある場合の記載

あなたは、別表の預金について、次の 1 ないし 4 の事実から、・・・

1 ・・・
2 ・・・
3 ・・・
4 ・・・

別表

番号	金融機関名	種類	口座番号	名義	金額
1					円
2					円
3					円
4					円
5					円
6					円
7					円
8					円
9					円
10					円
11					円
12					円
13					円
14					円
15					円
合計					円

以下余白

○ 重加算税の賦課決定

【被相続人の財産のうち現金を隠蔽していた場合】

下記の事実が認められましたので、あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の修正申告書（当初申告は期限内申告）により納付すべきこととなる相続税額 3,000,000 円に、国税通則法第 68 条第 1 項の規定に基づき計算した重加算税 1,050,000 円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の修正申告書は、調査の結果に基づくものであるため、更正を予知してされたものでない修正申告には該当せず、また、当該修正申告書の提出により納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちにその修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

記

あなたは、〇〇市××町 1-1-1 のあなたの自宅に保管していた現金（10,000,000 円）について、次の 1 ないし 3 の事実から、当該現金が被相続人の財産であると知りながら、これを隠蔽し、相続財産として申告していなかったと認められます。

- 1 あなたは、被相続人の指示を受け、同人に代わって普通預金払戻請求書に署名、押印を行い、A銀行B支店の被相続人名義の普通預金（口座番号 0123456）から、令和△年△月△日に 10,000,000 円を出金していること。
- 2 令和▲年▲月▲日の調査の際にあなたの自宅で発見された現金（1,000,000 円の束 10 束）には、いずれも、A銀行B支店の令和△年△月△日の帶封がされていたこと。
- 3 あなたは、被相続人の所持していた印鑑のうち、上記 1 の普通預金から出金する際に用いた印鑑のみを他の印鑑とは別にあなたの書斎の机の引き出しに保管し、上記 2 の調査の際にもその所在を明らかにせず、また、A銀行B支店において出金手続を行ったことはなく、現金の行方も知らない旨の事実と異なる申述を行っていること。

以下余白

○ 重加算税の賦課決定

【相続開始日に被相続人名義の預金から出金した現金を隠蔽していた場合】

下記の事実が認められましたので、あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の修正申告書（当初申告は期限内申告）により納付すべきこととなる相続税額 3,000,000 円に、国税通則法第 68 条第 1 項の規定に基づき計算した重加算税 1,050,000 円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の修正申告書は、調査の結果に基づくものであるため、更正を予知してされたものでない修正申告には該当せず、また、当該修正申告書の提出により納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちにその修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

記

あなたは、〇〇市××町 1-1-1 のあなたの自宅に保管していた現金 (20,000,000 円。以下「本件現金」といいます。) について、次の 1 ないし 3 の事実から、本件現金が被相続人の財産であると知りながら、これを隠蔽し、相続財産として申告していなかったと認められます。

- 1 あなたは、相続開始日である令和×年×月×日の被相続人の死亡時刻後に、A銀行B支店の被相続人名義の普通預金（口座番号 0123456）から現金 20,000,000 円を出金していること。
- 2 令和▲年▲月▲日の調査の際にあなたの自宅寝室にあるボストンバックから発見された現金（1,000,000 円の束 20 束）には、いずれも、A銀行B支店の令和×年×月×日の帶封がされていること。
- 3 あなたは、上記 2 の調査の際に、本件現金について、同居している共同相続人甲に見付からないよう、出金日以降、調査において調査担当者の指摘を受けるまでの間、自分の寝室に保管していたと申述していること。

以下余白

○ 重加算税の賦課決定

【遠隔地の金融機関を利用した預貯金の隠蔽があった場合】

下記の事実が認められましたので、あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の修正申告書（当初申告は期限内申告）により納付すべきこととなる相続税額 5,000,000 円に、国税通則法第 68 条第 1 項の規定に基づき計算した重加算税 1,750,000 円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の修正申告書は、調査の結果に基づくものであるため、更正を予知してされたものでない修正申告には該当せず、また、当該修正申告書の提出により納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちにその修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

記

あなたは、A銀行B支店の被相続人名義の普通預金（口座番号 0123456、10,000,000 円。以下「本件普通預金」といいます。）について、次の 1 ないし 4 の事実から、本件普通預金が被相続人の財産であると知りながら、これを隠蔽し、相続財産として申告していなかったと認められます。

- 1 あなたは、相続開始後の令和〇年△月△日に、本件普通預金の残高証明書の発行を受けていること。
- 2 あなたは、上記 1 の残高証明書の発行を受けた日と同月に、A銀行B支店以外の被相続人名義の預貯金口座の残高証明書の発行を受け、本件普通預金以外の預貯金については、当初申告において相続財産として申告していること。
- 3 あなたは、令和〇年■月頃、当初申告に当たり申告書の作成を委任した甲税理士から、被相続人の全ての預貯金口座に係る残高証明書の提示を求められたにもかかわらず、本件普通預金の存在を明らかにせず、同税理士に上記 1 の残高証明書を提示していないこと。
- 4 あなたは、調査の際に、被相続人及びあなた自身とも遠隔地にある A銀行B支店とは取引がない旨の事実と異なる申述を行っていること。

以下余白

○ 重加算税の賦課決定

【被相続人に帰属する家族名義有価証券を隠蔽していた場合】

下記の事実が認められましたので、あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の修正申告書（当初申告は期限内申告）により納付すべきこととなる相続税額 3,000,000 円に、国税通則法第 68 条第 1 項の規定に基づき計算した重加算税 1,050,000 円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の修正申告書は、調査の結果に基づくものであるため、更正を予知してされたものでない修正申告には該当せず、また、当該修正申告書の提出により納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちにその修正申告前の税額の計算の基礎とされなかつたことについて正当な理由があると認められるものはありません。

記

あなたは、A 証券 B 支店のあなたの名義の保護預り有価証券（口座番号 0123456、評価額 20,000,000 円、銘柄等は別表のとおり。以下「本件有価証券」といいます。）について、次の 1 ないし 6 の事実から、本件有価証券が被相続人の財産であると知りながら、これを隠蔽し、相続財産として申告していなかつたと認められます。

- 1 A 証券 B 支店の本件有価証券に係る取引申込書は、被相続人の筆跡で書かれており、また、被相続人が自身の証券取引において使用するものと同一の印鑑が使われていること。
- 2 本件有価証券は、被相続人名義の C 銀行 D 支店（口座番号 6543210）から送金された資金により購入されており、また、当該送金手続は、被相続人が行っていること。
- 3 本件有価証券の買い申込は、被相続人が電話により行っていること。
- 4 あなたは、令和〇年■月頃、当初申告に当たり申告書の作成を委任した甲税理士から、相続人名義の財産であってもその原資が被相続人のものである場合には、相続財産として申告が必要である旨の説明を受けていながら、本件有価証券の存在を明らかにせず、同税理士に伝えなかつたこと。
- 5 あなたは、本件有価証券を、上記 4 の説明を受けた後の令和〇年△月△日に全て売却し、当該売却代金 20,000,000 円を E 銀行 F 支店に開設したあなたの名義の普通預金（口座番号 98765）に入金していること。
- 6 あなたは、調査の際に、上記 1 の A 証券 B 支店の保護預り口座は、あなたが自ら管理運用していたものであり、本件有価証券の取引は自分の資金で行っていた旨の事実と異なる申述を行っていること。

(別表)

銘柄	数量	評価額
○×株式会社	1,000 株	○○○円
×○株式会社	1,000 株	×××円
△○株式会社	2,000 株	△△△円
合計	4,000 株	20,000,000 円

以下余白

○ 重加算税の賦課決定

【生命保険契約の権利を隠蔽していた場合】

下記の事実が認められましたので、あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の修正申告書（当初申告は期限内申告）により納付すべきこととなる相続税額 3,000,000 円に、国税通則法第 68 条第 1 項の規定に基づき計算した重加算税 1,050,000 円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の修正申告書は、調査の結果に基づくものであるため、更正を予知してされたものでない修正申告には該当せず、また、当該修正申告書の提出により納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちにその修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

記

あなたは、被相続人〇〇〇〇を保険契約者、あなたを被保険者として A 生命保険株式会社との間において締結されている生命保険契約（以下「本件生命保険契約」といいます。）に関する権利（契約番号 01-12345678、評価額 10,000,000 円）について、次の 1 ないし 4 の事実から、本件生命保険契約に関する権利が被相続人の財産であると知りながら、これを隠蔽し、相続財産として申告していなかったと認められます。

- 1 相続開始日の令和×年×月×日までは、被相続人が本件生命保険契約の保険料を全額負担していること。
- 2 あなたは、相続開始後の令和〇年△月△日に、本件生命保険契約の保険契約者をあなたに変更する手續を行い、変更後の保険料をあなたが負担していること。
- 3 あなたは、令和〇年■月頃、当初申告に当たり申告書の作成を委任した甲税理士から、被相続人が保険料を負担していた生命保険契約に関する権利が相続財産に含まれる旨の説明を受けた上で生命保険契約に係る証券の提示を求められたにもかかわらず、本件生命保険契約の存在を明らかにせず、同税理士に伝えなかつたこと。
- 4 あなたは、調査の際に、被相続人及びあなた自身ともに A 生命保険株式会社との間に、これまで取引があったことはない旨の事実と異なる申述を行つてること。

以下余白

○ 重加算税の賦課決定

【無記名財産を隠蔽していた場合】

下記の事実が認められましたので、あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の修正申告書（当初申告は期限内申告）により納付すべきこととなる相続税額 3,000,000 円に、国税通則法第 68 条第 1 項の規定に基づき計算した重加算税 1,050,000 円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の修正申告書は、調査の結果に基づくものであるため、更正を予知してされたものでない修正申告には該当せず、また、当該修正申告書の提出により納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちにその修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

記

あなたは、被相続人が A 銀行 B 支店に開設した貸金庫（金庫番号〇〇〇。以下「本件貸金庫」といいます。）内に保管していた割引金融債券（ワリ●●、回号 00000-1234567、10,000,000 円。以下「本件割引債」といいます。）について、次の 1 ないし 4 の事実から、本件割引債が被相続人の財産であると知りながら、これを隠蔽し、相続財産として申告していなかったと認められます。

- 1 あなたは、相続開始後の令和〇年△月△日から令和〇年▲月▲日の間に計〇回、自身で本件貸金庫の開閉手続をしていること。
- 2 あなたは、相続開始後の令和〇年●月●日に、A 銀行 B 支店において本件割引債の一部を償還し、同行に開設したあなたの名義の普通預金口座（口座番号 987654）に入金していること。
- 3 あなたが申告期限前に作成した財産目録には、本件割引債が記載されているにもかかわらず、当初申告において申告書に添付された遺産分割協議書にその記載がされていないこと。
- 4 あなたは、調査の際に、本件貸金庫の存在及び本件割引債の存在を知らない旨の事実と異なる申述を行っていること。

以下余白

○ 重加算税の賦課決定

【共同相続人による親族名義の預貯金の隠蔽があった場合】

下記の事実が認められましたので、あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の修正申告書（当初申告は期限内申告）により納付すべきこととなる相続税額 3,000,000 円に、国税通則法第 68 条第 1 項の規定に基づき計算した重加算税 1,050,000 円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の修正申告書は、調査の結果に基づくものであるため、更正を予知してされたものでない修正申告には該当せず、また、当該修正申告書の提出により納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちにその修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

記

あなたは、相続税の申告に当たり、被相続人の財産の調査及び相続税の申告を被相続人の妻であり共同相続人である甲に委任しているほか、次の 4 ないし 6 の事実から、申告納税等の受任者である甲の行為は、あなたの行為と同視すべきであるところ、甲は、A 銀行 B 支店の被相続人名義の定期預金（口座番号 0123456、10,000,000 円。以下「本件定期預金」といいます。）について、次の 1 ないし 3 の事実から、本件定期預金が被相続人の財産であると知りながら、これを隠蔽し、相続財産として申告していなかったと認められます。

- 1 甲は、相続開始日後の令和〇年△月△日に本件定期預金を自身の名義に書き換えていること。
- 2 甲は、令和〇年■月頃、当初申告に当たり申告書の作成を委任した乙税理士から、被相続人に帰属する全ての預貯金の通帳及び証書等の提示を求められたにもかかわらず、本件定期預金の存在を明らかにせず、同税理士に本件定期預金の証書を提示しなかったこと。
- 3 甲は、調査の際に、甲自身が A 銀行と取引はない旨の事実と異なる申述を行った上、調査担当者から本件定期預金の存在を指摘され、その証書等の提示を求められても、正当な理由なくこれを拒んだこと。
- 4 あなたは、少なくとも令和●年頃から当初申告書の提出日である令和〇年×月×日までの間、被相続人宅において甲と同居し、生計を一にしていたこと。
- 5 あなたは、遅くとも当初申告書を提出するまでに、甲が上記 1 のとおり本件定期預金

の名義を書き換えたことを知っていたこと。

- 6 遺産分割の対象に本件定期預金が含まれていないことから、あなたは、甲に対して、
本件定期預金が被相続人に係る相続財産かどうかを確認し、相続税の申告を正しく行う
よう指導・助言できたにもかかわらず、これを行わなかったこと。

以下余白

○ 重加算税の賦課決定

【架空債務の計上があった場合】

下記の事実が認められましたので、あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の修正申告書（当初申告は期限内申告）により納付すべきこととなる相続税額 3,000,000 円に、国税通則法第 68 条第 1 項の規定に基づき計算した重加算税 1,050,000 円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の修正申告書は、調査の結果に基づくものであるため、更正を予知してされたものでない修正申告には該当せず、また、当該修正申告書の提出により納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちにその修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

記

あなたは、被相続人の債務のうち、被相続人の伯父甲から借り入れたとされる金員 10,000,000 円（以下「本件金員」といいます。）について、次の 1 ないし 4 の事実から、本件金員に係る債務が存在しないことを知りながら、これが存在するかのように仮装して、本件金員を当初申告における課税価格の計算において債務控除の金額に含めていたと認められます。

- 1 貸主を甲、借主を被相続人とする令和△年△月△日付の金銭消費貸借契約書（以下「本件契約書」といいます。）について、甲は、契約を履行する意思はなかったものの、あなたに依頼されて本件契約書に署名押印したこと。
- 2 本件契約書にある被相続人の署名は、現存する他の契約書等に記載されている被相続人の筆跡とは異なり、あなたの筆跡と認められること。
- 3 被相続人において、本件契約書の履行日とされる令和▲年▲月▲日の前後に、本件契約書により借り入れたとされる金員に対応する資産の取得や債務の減少が認められないこと。
- 4 あなたは、調査の際に、調査担当者に対し、上記 1 及び 2 の事実を明らかにせず、本件契約書を提示していること。

以下余白

○ 重加算税の賦課決定

【相続税無申告（相続についてのお尋ね的回答がある場合）】

下記の事実が認められましたので、あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の期限後申告書により納付すべきこととなる相続税額〇〇〇〇円に、国税通則法第68条第2項の規定に基づき計算した重加算税△△△円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の期限後申告書は、調査の結果に基づくものであるため、決定を予知してされたものでない期限後申告には該当せず、また、法定申告期限である令和△年△月△日までに被相続人〇〇〇〇に係る相続税の申告書の提出がなかったことについて正当な理由があるとは認められません。

記

あなたは、A銀行B支店の被相続人の孫甲名義の定期預金（口座番号 0123456、30,000,000円。以下「本件定期預金」といいます。）について、次の1ないし4の事実から、本件定期預金が被相続人の財産であると知りながらこれを隠蔽し、相続財産に含めずに算出した全ての相続人に係る課税価格の合計額が遺産に係る基礎控除額を超えていないとして、相続税の申告書を提出していなかったと認められます。

- 1 本件定期預金は、令和×年△月△日に、被相続人名義の定期預金を振り替えて開設されていること、また、A銀行B支店での手続は被相続人が行っており、使用している印鑑も被相続人が自身の預金取引において使用するもの同一であること。
- 2 あなたは、相続開始後の令和〇年▲月▲日に、本件定期預金を解約して、その解約金の全額をC銀行D支店のあなたの名義の普通預金口座（口座番号 5678901）に振り込んでいること。
- 3 あなたは、令和〇年▲月頃、遺産分割協議において、他の相続人に対して本件定期預金はあなたの財産である旨説明し、本件定期預金を遺産分割の対象となる財産としていること。
- 4 あなたが令和●年●月●日にE署に提出した「相続についてのお尋ね」には、法定相続人を3名、債務・葬式費用を3,000,000円、相続財産の総額を本件定期預金を除いた50,000,000円と記載されており、あなたは、その後の調査において、これと同様の内容の事実と異なる申述を行っていること。

以下余白

○ 重加算税の賦課決定

【相続税無申告（相続についてのお尋ねの回答がない場合）】

下記の事実が認められましたので、あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の期限後申告書により納付すべきこととなる相続税額×××円に、国税通則法第68条第2項の規定に基づき計算した重加算税△△△円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の期限後申告書は、調査の結果に基づくものであるため、決定を予知してされたものでない期限後申告には該当せず、また、法定申告期限である令和△年△月△日までに被相続人〇〇〇〇に係る相続税の申告書の提出がなかったことについて正当な理由があるとは認められません。

記

あなたは、次の1ないし3の事実から、法定申告期限までに被相続人に係る相続税の申告をしなければならないことを知りながら、相続財産の存在を隠蔽して、相続税の申告書を提出していなかつたと認められます。

- 1 あなたは、法定申告期限前である令和〇年△月△日において、被相続人の相続財産一覧表を作成しており、当該相続財産一覧表に、土地●●円、家屋▲▲円、A銀行B支店の普通預金□□円、同支店の定期預金■■円、C証券D支店の投資信託▽▽円及びE証券F支店の有価証券◎◎円の総額 150,000,000 円が被相続人に係る相続財産であると記載していること。
- 2 あなたは、調査の際に、相続税に関する参考書や手引に基づいて相続税額を試算し、相続税の申告期限までに申告しなければならないことを認識していたが、税務署から指摘されるまで申告しないでおこうと思い申告しなかつた旨申述していること。
- 3 あなたは、税務署から国税通則法第74条の9に基づく通知を受けた令和▲年▲月▲日以降、調査開始までの間に、上記1の相続財産一覧表とは別に、土地●●円、家屋▲▲円、A銀行B支店の普通預金□□円及び同支店の定期預金■■円の総額 40,000,000 円と記載した事実と異なる相続財産一覧表を作成し、調査の際に、調査担当者に提示していること。

以下余白

○ 重加算税の賦課決定

【死亡保険金の一部を隠蔽していた場合】

下記の事実が認められましたので、あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の修正申告書（当初申告は期限内申告）により納付すべきこととなる相続税額 5,009,500 円に、国税通則法第 68 条第 1 項の規定に基づき計算した重加算税 1,750,000 円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の修正申告書は、調査の結果に基づくものであるため、更正を予知してされたものでない修正申告には該当せず、また、当該修正申告書の提出により納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちにその修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

記

あなたは、被相続人の死亡に伴い A 生命保険相互会社から受領した死亡保険金（証券番号 0123456、●●●円。以下「本件死亡保険金」といいます。）について、次の 1 ないし 4 の事実から、本件死亡保険金が相続財産であると知りながら、これを隠蔽し、相続財産として申告していなかったと認められます。

- 1 あなたは、相続開始後、本件死亡保険金の受取手続の前に、被相続人及びあなたがそれまで取引していなかった B 銀行 C 支店にあなたの名義の口座（口座番号 3456789）を開設し、その後、本件死亡保険金の受取手続に際して、受取口座として当該口座を指定したこと。
- 2 あなたは、本件死亡保険金が振り込まれた令和〇年△月△日に、本件死亡保険金の全額に相当する ●●● 円を上記 1 の口座から引き出した上、同日に当該口座を解約していること。
- 3 あなたは、調査の際に、被相続人及びあなたのいずれも B 銀行 C 支店とは取引がない旨の事実と異なる申述を行っていること。
- 4 あなたは、A 生命保険相互会社以外の保険会社からの死亡保険金については、あなたが D 株式会社からの給与振込口座として使用している E 銀行 F 支店のあなたの名義の口座（口座番号 6543210）を受取口座に指定しており、当該口座に振り込まれた死亡保険金については、当初申告において相続財産として申告していること。

以下余白

○ 重加算税の賦課決定

【貸付金を隠蔽していた場合】

下記の事実が認められましたので、あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の修正申告書（当初申告は期限内申告）により納付すべきこととなる相続税額 5,000,000 円に、国税通則法第 68 条第 1 項の規定に基づき計算した重加算税 1,750,000 円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の修正申告書は、調査の結果に基づくものであるため、更正を予知してされたものでない修正申告には該当せず、また、当該修正申告書の提出により納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちにその修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

記

あなたは、被相続人が令和△年〇月〇日に甲に対して貸し付けた●●●円（以下「本件貸付金」といいます。）について、次の 1 及び 2 の事実から、本件貸付金に係る債権が被相続人の財産であると知りながら、これを隠蔽し、相続財産として申告していなかったと認められます。

- 1 あなたは、被相続人が自宅（△▲県○○市■■〇番）に保管していた本件貸付金に係る借用書を、相続開始後である令和〇年▲月頃、破棄したこと。
- 2 あなたは、令和〇年□月頃、甲に対し、税務署から質問を受けた場合には、「被相続人から金銭を借りたことはない。」と答えるよう依頼したこと。

以下余白

○ 重加算税の賦課決定

【金地金を隠蔽していた場合】

下記の事実が認められましたので、あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の修正申告書（当初申告は期限内申告）により納付すべきこととなる相続税額 5,009,500 円に、国税通則法第 68 条第 1 項の規定に基づき計算した重加算税 1,750,000 円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の修正申告書は、調査の結果に基づくものであるため、更正を予知してされたものでない修正申告には該当せず、また、当該修正申告書の提出により納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちにその修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

記

あなたは、A銀行B支店の被相続人名義の貸金庫（貸金庫番号 543210。以下「本件貸金庫」といいます。）に保管していた金地金×××g（××貴金属製、AD×××・BH×××、評価額×××円。以下「本件金地金」といいます。）について、次の 1 ないし 4 の事実から、本件金地金が被相続人の財産であると知りながら、これを隠蔽し、相続財産として申告していなかったと認められます。

- 1 本件貸金庫の開閉手続は、相続開始日以前においては、被相続人が行っており、当該金地金の管理・運用も被相続人が行っていたこと。
- 2 あなたは、相続開始後の令和〇年×月×日に、本件貸金庫を開錠し、本件金地金が保管されていることを確認した上で、同年△月△日に開設したC銀行D支店のあなた名義の貸金庫（貸金庫番号 012345）に本件金地金を移し替えていること。
- 3 あなたは、上記 2 の本件金地金の移し替えの後、令和〇年■月頃に、当初申告に当たり申告書の作成を委任した甲税理士から、被相続人の財産を全て提示するよう求められたにもかかわらず、本件金地金の存在を明らかにせず、同税理士に伝えなかつたこと。
- 4 あなたは、調査の際に、本件貸金庫について、開閉等の手続をしたことはない旨の事実と異なる申述を行っていること。

以下余白

○ 重加算税の賦課決定

【一部重加算税を賦課する場合】

下記の事実が認められましたので、あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の修正申告書（当初申告は期限内申告）により納付すべきこととなる相続税額 5,000,000 円のうち、3,000,000 円について、国税通則法第 68 条第 1 項の規定に基づき計算した重加算税 1,050,000 円を賦課決定し、納付すべきこととなる相続税額 5,000,000 円から 3,000,000 円を控除した 2,000,000 円について、同法第 65 条第 1 項の規定により計算した過少申告加算税 200,000 円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の修正申告書は、調査の結果に基づくものであるため、更正を予知してされたものでない修正申告には該当せず、また、当該修正申告書の提出により納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちにその修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

記

あなたは、〇〇市××町 1-1-1 のあなたの自宅に保管していた現金 10,000,000 円（以下「本件現金」といいます。）について、次の 1 ないし 3 の事実から、本件現金が被相続人の財産であると知りながら、これを隠蔽し、相続財産として申告していなかつたと認められます。

- 1 あなたは、相続開始直前の令和×年△月△日から同年▲月▲日の間に、A銀行B支店の被相続人名義の普通預金（口座番号 0123456。以下「本件普通預金」といいます。）から、10回にわたり、計 10,000,000 円を引き出した後、その全額をあなたの自宅の金庫に保管していること。
- 2 あなたは、被相続人に係る遺産分割協議の際、本件現金について他の相続人に知らず、遺産分割協議の対象とさせなかつたこと。
- 3 あなたは、令和〇年■月頃、当初申告に当たり申告書の作成を委任した甲税理士から、被相続人の預金に係る通帳の提示を求められたにもかかわらず、本件普通預金については通帳を紛失した旨の事実とは異なる申述をし、本件現金を引き出した後の残高が記載された残高証明書に基づき申告書を作成するよう依頼したこと。

以下余白

○ 重加算税の賦課決定

【過去 5 年以内に無申告加算税が賦課されている場合】

下記の事実が認められましたので、あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の修正申告書（当初申告は期限内申告）により納付すべきこととなる相続税額 5,000,000 円について、国税通則法第 68 条第 1 項の規定に基づき計算した重加算税 1,750,000 円に、同条第 4 項の規定に基づき計算した重加算税 500,000 円を加算した 2,250,000 円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の修正申告書は、調査の結果に基づくものであるため、更正を予知してされたものでない修正申告には該当せず、また、当該修正申告書の提出により納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちにその修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて正当な理由があると認められるものはありません。

おって、あなたは令和〇年〇月〇日付で相続税について無申告加算税の賦課決定をされおり、上記の修正申告書の提出があった日の前日から起算して 5 年前の日までの間に、相続税について無申告加算税を課されたことがあると認められますので、重加算税の額は、同条第 1 項の規定に基づき計算した金額に、同条第 4 項の規定を適用して計算した金額を加算しています。

記

・・・(省略)・・・

以下余白

○ 重加算税の賦課決定

【過去 5 年以内に重加算税が賦課されている場合】

下記の事実が認められましたので、あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の修正申告書（当初申告は期限内申告）により納付すべきこととなる相続税額 5,000,000 円について、国税通則法第 68 条第 1 項の規定に基づき計算した重加算税 1,750,000 円に、同条第 4 項の規定に基づき計算した重加算税 500,000 円を加算した 2,250,000 円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の修正申告書は、調査の結果に基づくものであるため、更正を予知してされたものでない修正申告には該当せず、また、当該修正申告書の提出により納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちにその修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて正当な理由があると認められるものはありません。

おって、あなたは令和〇年〇月〇日付で相続税について重加算税の賦課決定をされており、上記の修正申告書の提出があった日の前日から起算して 5 年前の日までの間に、相続税について重加算税を課されたことがあると認められますので、重加算税の額は、同条第 1 項の規定に基づき計算した金額に、同条第 4 項の規定を適用して計算した金額を加算しています。

記

・・・(省略)・・・

以下余白

○ 更正

【被相続人名義の預貯金が課税価格に算入されていない場合（全部取得）】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の申告書（以下、この申告書に係る申告を「当初申告」といいます。）について、調査の結果、あなたの課税価格及び全ての相続人に係る課税価格の合計額に誤りがあると認められましたので、下記1ないし3のとおり計算して、更正します。

また、下記4のとおり、過少申告加算税を賦課決定します。

記

1 あなたの課税価格

甲銀行乙支店の被相続人名義の普通預金（口座番号 0123456、×××円）については、あなたが相続により取得した財産であるにもかかわらず、相続税の課税価格に算入されていませんでした。したがって、当該普通預金の価額×××円を、あなたの課税価格に加算します。

2 全ての相続人に係る課税価格の合計額

上記1の財産の価額×××円は、あなたの納付すべき相続税額の計算の基礎となる全ての相続人に係る課税価格の合計額に算入されていませんでした。したがって、当該財産の価額を全ての相続人に係る課税価格の合計額に加算します。

3 あなたの納付すべき相続税額

上記1及び2を基に、あなたの納付すべき相続税額を相続税法第16条及び第17条の規定により計算したところ、◎◎◎円となります。

したがって、今回の更正によりあなたが納付すべき相続税額は、◎◎◎円と当初申告におけるあなたの申告納税額▼▼▼円との差額＊＊＊円となります。

4 あなたの納付すべき過少申告加算税の額

今回の更正によりあなたが納付すべきこととなる相続税額＊＊＊円について、国税通則法第65条第1項の規定に基づき計算したところ、過少申告加算税は☆☆☆円となります。

なお、今回の更正に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに今回の更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

以下余白

○ 更正

【被相続人名義の預貯金が課税価格に算入されていない場合（一部取得）】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の申告書（以下、この申告書に係る申告を「当初申告」といいます。）について、調査の結果、あなたの課税価格及び全ての相続人に係る課税価格の合計額に誤りがあると認められましたので、下記1ないし3のとおり計算して、更正します。

また、下記4のとおり、過少申告加算税を賦課決定します。

記

1 あなたの課税価格

甲銀行乙支店の被相続人名義の普通預金（口座番号 0123456、×××円）については、相続により取得した財産であるにもかかわらず、相続税の課税価格に算入されていませんでした。したがって、当該普通預金のうち、あなたが相続により取得することとなる財産の価額△△△円を、あなたの相続税の課税価格に加算します。

2 全ての相続人に係る課税価格の合計額

上記1の財産の価額×××円は、あなたの納付すべき相続税額の計算の基礎となる全ての相続人に係る課税価格の合計額に算入されていませんでした。したがって、当該財産の価額を全ての相続人に係る課税価格の合計額に加算します。

3 あなたの納付すべき相続税額

上記1及び2を基に、あなたの納付すべき相続税額を相続税法第16条及び第17条の規定により計算したところ、◎◎◎円となります。

したがって、今回の更正によりあなたが納付すべき相続税額は、◎◎◎円と当初申告におけるあなたの申告納税額▼▼▼円との差額＊＊＊円となります。

4 あなたの納付すべき過少申告加算税の額

今回の更正によりあなたが納付すべきこととなる相続税額＊＊＊円について、国税通則法第65条第1項の規定に基づき計算したところ、過少申告加算税は☆☆☆円となります。

なお、今回の更正に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに今回の更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

以下余白

○ 更正

【被相続人名義の預貯金が課税価格に算入されていない場合（未分割）】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の申告書（以下、この申告書に係る申告を「当初申告」といいます。）について、調査の結果、あなたの課税価格及び全ての相続人に係る課税価格の合計額に誤りがあると認められましたので、下記1ないし3のとおり計算して、更正します。

また、下記4のとおり、過少申告加算税を賦課決定します。

記

1 あなたの課税価格

あなたは、被相続人〇〇〇〇の法定相続人であり、相続開始の時から他の共同相続人とともに被相続人の財産を承継取得したものと認められることから、いまだ分割がされていない甲銀行乙支店の被相続人名義の普通預金（口座番号 0123456、×××円）についても相続により取得したものとして相続税の課税価格に算入すべきところ、その算入がされていませんでした。したがって、相続税法第55条の規定に基づき、民法（第904条の2を除く。）の規定による相続分の割合に従って当該普通預金を取得したものとして計算した△△△円を、あなたの相続税の課税価格に加算します。

2 全ての相続人に係る課税価格の合計額

上記1の財産の価額×××円は、あなたの納付すべき相続税額の計算の基礎となる全ての相続人に係る課税価格の合計額に算入されていませんでした。したがって、当該財産の価額を全ての相続人に係る課税価格の合計額に加算します。

3 あなたの納付すべき相続税額

上記1及び2を基に、あなたの納付すべき相続税額を相続税法第16条及び第17条の規定により計算したところ、◎◎◎円となります。

したがって、今回の更正によりあなたが納付すべき相続税額は、◎◎◎円と当初申告におけるあなたの申告納税額▼▼▼円との差額＊＊＊円となります。

4 あなたの納付すべき過少申告加算税の額

今回の更正によりあなたが納付すべきこととなる相続税額＊＊＊円について、国税通則法第65条第1項の規定に基づき計算したところ、過少申告加算税は☆☆☆円となります。

なお、今回の更正に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに今回の更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

以下余白

○ 更正

【被相続人名義の預貯金が課税価格に算入されていない場合（取得なし）】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の申告書（以下、この申告書に係る申告を「当初申告」といいます。）について、調査の結果、全ての相続人に係る課税価格の合計額に誤りがあると認められましたので、下記1及び2のとおり計算して、更正します。

また、下記3のとおり、過少申告加算税を賦課決定します。

記

1 全ての相続人に係る課税価格の合計額

甲銀行乙支店の被相続人名義の普通預金（口座番号 0123456、×××円。以下「本件普通預金」といいます。）については、被相続人に係る相続財産であるにもかかわらず、あなたの納付すべき相続税額の計算の基礎となる全ての相続人に係る課税価格の合計額に算入されていませんでした。したがって、本件普通預金の価額×××円を全ての相続人に係る課税価格の合計額に加算します。

なお、本件普通預金について、令和△年△月△日付の遺言書に従い、相続人△△△△△が取得したものとして計算したところ、あなたの課税価格に加算すべき金額はありません。

2 あなたの納付すべき相続税額

上記 1 を基に、あなたの納付すべき相続税額を相続税法第 16 条及び第 17 条の規定により計算したところ、○○○円となります。

したがって、今回の更正によりあなたが納付すべき相続税額は、◎◎◎円と当初申告におけるあなたの申告納税額▼▼▼円との差額＊＊＊円となります。

3 あなたの納付すべき過少申告加算税の額

今回の更正によりあなたが納付すべきこととなる相続税額***円について、国税通則法第65条第1項の規定に基づき計算したところ、過少申告加算税は☆☆☆円となります。

なお、今回の更正に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに今回の更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

以下余白

○ 更正

【家族名義の預貯金が課税価格に算入されていない場合（全部取得）】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の申告書（以下、この申告書に係る申告を「当初申告」といいます。）について、調査の結果、あなたの課税価格及び全ての相続人に係る課税価格の合計額に誤りがあると認められましたので、下記1ないし3のとおり計算して、更正します。

また、下記4のとおり、過少申告加算税を賦課決定します。

記

1 あなたの課税価格

甲銀行乙支店の相続人△△△△名義の普通預金（口座番号 123456、×××円。以下「本件普通預金」といいます。）については、次の(1)ないし(3)の事実から被相続人の財産であると認められ、あなたが相続により取得した財産であるにもかかわらず、あなたの相続税の課税価格に算入されていませんでした。

したがって、本件普通預金の価額×××円を、あなたの課税価格に加算します。

(1) 本件普通預金は、被相続人が、令和△年△月△日に甲銀行乙支店において、被相続人名義の定期預金（口座番号 654321、〇〇〇円）を解約し、△△△△名義で預け替えたものであること。

(2) 以下のイないしニの事実から、本件普通預金の管理及び運用を行っていたのは、被相続人であると認められること。

イ 本件普通預金の届出印は、甲銀行乙支店の被相続人名義の普通預金（口座番号 999999）の届出印と同一の印鑑であること。

ロ 本件普通預金の取引に係る一切の書類を記入していたのは被相続人であり、また、実際の手続を行っていたのも被相続人であること。

ハ 被相続人は、令和□年□月□日、本件普通預金から△△円を引き出し、その翌日、A自動車販売株式会社B支店において同額を自動車の購入代金として支払っており、当該自動車は被相続人名義となっていること。

ニ 本件普通預金の開設以降相続開始日まで、上記ハの出金以外に預金の異動がないこと。

(3) △△△△は、本件普通預金について、贈与税の申告をしていないこと。

2 全ての相続人に係る課税価格の合計額

上記1の財産の価額×××円は、あなたの納付すべき相続税額の計算の基礎となる全ての相続人に係る課税価格の合計額に算入されていませんでした。したがって、当該財産の価額を全ての相続人に係る課税価格の合計額に加算します。

3 あなたの納付すべき相続税額

上記1及び2を基に、あなたの納付すべき相続税額を相続税法第16条及び第17条の規定により計算したところ、◎◎◎円となります。

したがって、今回の更正によりあなたが納付すべき相続税額は、◎◎◎円と当初申告におけるあなたの申告納税額▼▼▼円との差額＊＊＊円となります。

4 あなたの納付すべき過少申告加算税の額

今回の更正によりあなたが納付すべきこととなる相続税額＊＊＊円について、国税通則法第65条第1項の規定に基づき計算したところ、過少申告加算税は☆☆☆円となります。

なお、今回の更正に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに今回の更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

以下余白

○ 更正

【家族名義の預貯金が課税価格に算入されていない場合（一部取得）】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の申告書（以下、この申告書に係る申告を「当初申告」といいます。）について、調査の結果、あなたの課税価格及び全ての相続人に係る課税価格の合計額に誤りがあると認められましたので、下記1ないし3のとおり計算して、更正します。

また、下記4のとおり、過少申告加算税を賦課決定します。

記

1 あなたの課税価格

甲銀行乙支店の相続人△△△△名義の普通預金（口座番号 123456、×××円、以下「本件普通預金」といいます。）については、次の(1)ないし(3)の事実から被相続人の財産であると認められ、相続により取得した財産であるにもかかわらず、相続税の課税価格に算入されていませんでした。

したがって、本件普通預金×××円のうち、あなたが相続により取得することとなる財産の価額□□□円を、あなたの相続税の課税価格に加算します。

- (1) 本件普通預金は、被相続人が、令和△年△月△日に甲銀行乙支店において、被相続人名義の定期預金（口座番号 654321、〇〇〇円）を解約し、△△△△名義で預け替えたものであること。
- (2) 以下のイないしニの事実から、本件普通預金の管理及び運用を行っていたのは、被相続人であると認められること。
- イ 本件普通預金の届出印は、甲銀行乙支店の被相続人名義の普通預金（口座番号 999999）の届出印と同一の印鑑であること。
- ロ 本件普通預金の取引に係る書類を記入していたのは被相続人であり、また、実際の手続を行っていたのも被相続人であること。
- ハ 被相続人は、令和□年□月□日、本件普通預金から△△円を引き出し、その翌日、A自動車販売株式会社B支店において同額を自動車の購入代金として支払っており、当該自動車は被相続人名義となっていること。
- ニ 本件普通預金の開設以降相続開始日まで、上記ハの出金以外に預金の異動がないこと。

(3) △△△△は、本件普通預金について、贈与税の申告をしていないこと。

2 全ての相続人に係る課税価格の合計額

上記1の財産の価額×××円は、あなたの納付すべき相続税額の計算の基礎となる全ての相続人に係る課税価格の合計額に算入されていませんでした。したがって、当該財産の価額を全ての相続人に係る課税価格の合計額に加算します。

3 あなたの納付すべき相続税額

上記1及び2を基に、あなたの納付すべき相続税額を相続税法第16条及び第17条の規定により計算したところ、◎◎◎円となります。

したがって、今回の更正によりあなたが納付すべき相続税額は、◎◎◎円と当初申告におけるあなたの申告納税額▼▼▼円との差額＊＊＊円となります。

4 あなたの納付すべき過少申告加算税の額

今回の更正によりあなたが納付すべきこととなる相続税額＊＊＊円について、国税通則法第65条第1項の規定に基づき計算したところ、過少申告加算税は☆☆☆円となります。

なお、今回の更正に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに今回の更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

以下余白

○ 更正

【家族名義の預貯金が課税価格に算入されていない場合（未分割）】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の申告書（以下、この申告書に係る申告を「当初申告」といいます。）について、調査の結果、あなたの課税価格及び全ての相続人に係る課税価格の合計額に誤りがあると認められましたので、下記1ないし3のとおり計算して、更正します。

また、下記4のとおり、過少申告加算税を賦課決定します。

記

1 あなたの課税価格

甲銀行乙支店の相続人△△△△名義の普通預金（口座番号 123456、×××円、以下「本件普通預金」といいます。）については、次の(1)ないし(3)の事実から被相続人の財産であると認められます。そして、あなたは、被相続人〇〇〇〇の法定相続人であり、相続開始の時から他の共同相続人とともに被相続人の財産を承継取得したものと認められるところから、いまだ分割がされていない本件普通預金についても、相続により取得したものとして相続税の課税価格に算入すべきところ、その算入がされていませんでした。

したがって、相続税法第 55 条の規定に基づき、民法（第 904 条の 2 を除く。）の規定による相続分の割合に従って本件普通預金を取得したものとして計算した□□□円を、あなたの相続税の課税価格に加算します。

(1) 本件普通預金は、被相続人が、令和△年△月△日に甲銀行乙支店において、被相続人名義の定期預金（口座番号 654321、〇〇〇円）を解約し、△△△△名義で預け替えたものであること。

(2) 以下のイないしニの事実から、本件普通預金の管理及び運用を行っていたのは、被相続人であると認められること。

イ 本件普通預金の届出印は、甲銀行乙支店の被相続人名義の普通預金口座（口座番号 999999）の届出印と同一の印鑑であること。

ロ 本件普通預金の取引に係る書類を記入していたのは被相続人であり、また、実際の手続を行っていたのも被相続人であること。

ハ 被相続人は、令和□年□月□日、本件普通預金から△△円を引き出し、その翌日、A自動車販売株式会社B支店において同額を自動車の購入代金として支払っており、

当該自動車は被相続人名義となっていっていること。

ニ 本件普通預金の開設以降相続開始日まで、上記ハの出金以外に預金の異動がないこと。

(3) △△△△は、本件普通預金について、贈与税の申告をしていないこと。

2 全ての相続人に係る課税価格の合計額

上記1の財産の価額×××円は、あなたの納付すべき相続税額の計算の基礎となる全ての相続人に係る課税価格の合計額に算入されていませんでした。したがって、当該財産の価額を全ての相続人に係る課税価格の合計額に加算します。

3 あなたの納付すべき相続税額

上記1及び2を基に、あなたの納付すべき相続税額を相続税法第16条及び第17条の規定により計算したところ、◎◎◎円となります。

したがって、今回の更正によりあなたが納付すべき相続税額は、◎◎◎円と当初申告におけるあなたの申告納税額▼▼▼円との差額＊＊＊円となります。

4 あなたの納付すべき過少申告加算税の額

今回の更正によりあなたが納付すべきこととなる相続税額＊＊＊円について、国税通則法第65条第1項の規定に基づき計算したところ、過少申告加算税は☆☆☆円となります。

なお、今回の更正に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに今回の更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

以下余白

○ 更正

【家族名義の預貯金が課税価格に算入されていない場合（穴埋め計算の結果取得なし・未分割）】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の申告書（以下、この申告書に係る申告を「当初申告」といいます。）について、調査の結果、全ての相続人に係る課税価格の合計額に誤りがあると認められましたので、下記1及び2のとおり計算して、更正します。

また、下記3のとおり、過少申告加算税を賦課決定します。

記

1 全ての相続人に係る課税価格の合計額

甲銀行乙支店の相続人△△△△名義の普通預金（口座番号123456、×××円。以下「本件普通預金」といいます。）については、次の(1)ないし(3)の事実から被相続人の財産であると認められ、被相続人に係る相続財産であるにもかかわらず、あなたの納付すべき相続税額の計算の基礎となる全ての相続人に係る課税価格の合計額に算入されていませんでした。したがって、当該財産の価額×××円を全ての相続人に係る課税価格の合計額に加算します。

なお、当該財産について、相続税法第55条の規定に基づき、民法（第904条の2を除く。）の規定による相続分の割合に従って取得したものとして計算したところ、あなたが既に分割を受けた相続財産の金額が被相続人の相続財産の総額に対する法定相続分の割合に応ずる価額を超えており、あなたの課税価格に加算すべき金額はありません。

(1) 本件普通預金は、被相続人が、令和△年△月△日に甲銀行乙支店において、被相続人名義の定期預金（口座番号654321、〇〇〇円）を解約し、△△△△名義で預け替えたものであること。

(2) 以下のイないしニの事実から、本件普通預金の管理及び運用を行っていたのは、被相続人であると認められること。

イ 本件普通預金の届出印は、甲銀行乙支店の被相続人名義の普通預金（口座番号999999）の届出印と同一の印鑑であること。

ロ 本件普通預金の取引に係る一切の書類を記入していたのは被相続人であり、また、実際の手続を行っていたのも被相続人であること。

- ハ 被相続人は、令和□年□月□日、本件普通預金から△△円を引き出し、その翌日、
A自動車販売株式会社B支店において同額を自動車の購入代金として支払っており、
当該自動車は被相続人名義となっていること。
- ニ 本件普通預金の開設以降相続開始日まで、上記ハの出金以外に預金の異動がない
こと。
- (3) △△△△は、本件普通預金について、贈与税の申告をしていないこと。

2 あなたの納付すべき相続税額

上記1を基に、あなたの納付すべき相続税額を相続税法第16条及び第17条の規定に
より計算したところ、◎◎◎円となります。

したがって、今回の更正によりあなたが納付すべき相続税額は、◎◎◎円と当初申告
におけるあなたの申告納税額▼▼▼円との差額＊＊＊円となります。

3 あなたの納付すべき過少申告加算税の額

今回の更正によりあなたが納付すべきこととなる相続税額＊＊＊円について、国税通
則法第65条第1項の規定に基づき計算したところ、過少申告加算税は☆☆☆円となりま
す。

なお、今回の更正に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに今回の
更正前の税額の計算の基礎とされなかったことについて正当な理由があると認められる
ものはありません。

以下余白

○ 更正

【家族名義の財産が課税価格に算入されていない場合（全部取得）】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の申告書（以下、この申告書に係る申告を「当初申告」といいます。）について、調査の結果、あなたの課税価格及び全ての相続人に係る課税価格の合計額に誤りがあると認められましたので、下記1ないし3のとおり計算して、更正します。

また、下記4のとおり、過少申告加算税を賦課決定します。

記

1 あなたの課税価格

A銀行B支店の被相続人の孫□□□□名義の投資信託△△△日本株式オープン（評価額：10,000,000円。以下「本件信託」といいます。）については、次の(1)ないし(3)の事実から、被相続人の財産であると認められ、あなたが相続により取得した財産であるにもかかわらず、相続税の課税価格に算入していませんでした。したがって、本件信託の価額を、あなたの相続税の課税価格に加算します。

- (1) 本件信託については、被相続人が、自身の給与振込口座であったC銀行D支店の普通預金（口座番号 123456）から送金した資金により購入していること。また、同支店での手続は全て被相続人が行っており、使用している印鑑も被相続人が同支店との取引で使用していたものと同一であることから、本件信託の管理及び運用は被相続人が行っていたと認められること。
- (2) あなたは、相続開始後の令和△年△月△日に本件信託を解約し、あなた名義の投資信託を購入したこと。
- (3) □□□□は、本件信託について、贈与税の申告をしていないこと。

2 全ての相続人に係る課税価格の合計額

上記1の財産の価額10,000,000円は、あなたの納付すべき相続税額の計算の基礎となる全ての相続人に係る課税価格の合計額に算入されていませんでした。したがって、当該財産の価額を全ての相続人に係る課税価格の合計額に加算します。

3 あなたの納付すべき相続税額

上記1及び2を基に、あなたの納付すべき相続税額を相続税法第16条及び第17条の規定により計算したところ、◎◎◎円となります。

したがって、今回の更正によりあなたが納付すべき相続税額は、○○○円と当初申告におけるあなたの申告納税額▼▼▼円との差額＊＊＊円となります。

4 あなたの納付すべき過少申告加算税の額

今回の更正によりあなたが納付すべきこととなる相続税額＊＊＊円について、国税通則法第65条第1項の規定に基づき計算したところ、過少申告加算税は☆☆☆円となります。

なお、今回の更正に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに今回の更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

以下余白

○ 更正

【現金が課税価格に算入されていない場合（未分割）】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の申告書（以下、この申告書に係る申告を「当初申告」といいます。）について、調査の結果、あなたの課税価格及び全ての相続人に係る課税価格の合計額に誤りがあると認められましたので、下記1ないし3のとおり計算して、更正します。

また、下記4のとおり、過少申告加算税を賦課決定します。

記

1 あなたの課税価格

A銀行B支店の被相続人名義の普通預金（口座番号0123456）から、被相続人が令和△年△月△日に引き出した現金10,000,000円（以下「本件現金」といいます。）については、次の(1)及び(2)の理由から、相続開始日現在に手持現金として存在していると認められます。そして、あなたは、被相続人〇〇〇〇の法定相続人であり、相続開始の時から他の共同相続人とともに被相続人の財産を承継取得したものと認められることから、いまだ分割がされていない本件現金についても、相続により取得したものとして相続税の課税価格に算入すべきところ、その算入がされていませんでした。

したがって、本件現金について、相続税法第55条の規定に基づき、民法（第904条の2を除く。）の規定による相続分の割合に従って本件現金を取得したものとして計算した△△△円を、あなたの相続税の課税価格に加算します。

- (1) 被相続人が本件現金を引き出した後、被相続人名義による資産の取得、債務の返済、その他費消のために支出された事実が認められないこと。
- (2) 相続人である乙は、相続開始後の令和×年〇月〇日にC銀行D支店において、乙名義の定期預金（口座番号0234567、10,000,000円）を作成しているものの、乙の収入からみて、本件現金の他には当該定期預金を作成できる原資がないこと。

2 全ての相続人に係る課税価格の合計額

上記1の財産の価額10,000,000円は、あなたの納付すべき相続税額の計算の基礎となる全ての相続人に係る課税価格の合計額に算入されていませんでした。したがって、当該財産の価額を全ての相続人に係る課税価格の合計額に加算します。

3 あなたの納付すべき相続税額

上記1及び2を基に、あなたの納付すべき相続税額を相続税法第16条及び第17条の規定により計算したところ、○○○円となります。

したがって、今回の更正によりあなたが納付すべき相続税額は、○○○円と当初申告におけるあなたの申告納税額▼▼▼円との差額＊＊＊円となります。

4 あなたの納付すべき過少申告加算税の額

今回の更正によりあなたが納付すべきこととなる相続税額＊＊＊円について、国税通則法第65条第1項の規定に基づき計算したところ、過少申告加算税は☆☆☆円となります。

なお、今回の更正に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに今回の更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

以下余白

○ 更正

【上場株式が課税価格に算入されていない場合（全部取得）】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の申告書（以下、この申告書に係る申告を「当初申告」といいます。）について、調査の結果、あなたの課税価格及び全ての相続人に係る課税価格の合計額に誤りがあると認められましたので、下記1ないし3のとおり計算して、更正します。

また、下記4のとおり、過少申告加算税を賦課決定します。

記

1 あなたの課税価格

X証券Y支店の被相続人名義の保護預り有価証券（△△建設株式 5,000 株）については、あなたが相続により取得した財産であるにもかかわらず、相続税の課税価格に算入されていませんでした。したがって、当該有価証券について、財産評価基本通達 169 の定めにより評価した価額×××円を、あなたの課税価格に加算します。

2 全ての相続人に係る課税価格の合計額

上記1の財産の価額×××円は、あなたの納付すべき相続税額の計算の基礎となる全ての相続人に係る課税価格の合計額に算入されていませんでした。したがって、当該財産の価額を全ての相続人に係る課税価格の合計額に加算します。

3 あなたの納付すべき相続税額

上記1及び2を基に、あなたの納付すべき相続税額を相続税法第16条及び第17条の規定により計算したところ、◎◎◎円となります。

したがって、今回の更正によりあなたが納付すべき相続税額は、◎◎◎円と当初申告におけるあなたの申告納税額▼▼▼円との差額＊＊＊円となります。

4 あなたの納付すべき過少申告加算税の額

今回の更正によりあなたが納付すべきこととなる相続税額＊＊＊円について、国税通則法第65条第1項の規定に基づき計算したところ、過少申告加算税は☆☆☆円となります。

なお、今回の更正に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに今回の更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

以下余白

○ 更正

【みなし相続財産（退職手当金）が課税価格に算入されていない場合】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の申告書（以下、この申告書に係る申告を「当初申告」といいます。）について、調査の結果、あなたの課税価格及び全ての相続人に係る課税価格の合計額に誤りがあると認められましたので、下記1ないし3のとおり計算して、更正します。

また、下記4のとおり、過少申告加算税を賦課決定します。

記

1 あなたの課税価格

株式会社甲から令和×年〇月〇日に支給された被相続人に係る死亡退職金 30,000,000円については、相続税法第3条第1項第2号の規定により、あなたが相続により取得したものとみなされる財産であるにもかかわらず、相続税の課税価格に算入されていませんでした。したがって、相続税法第12条第1項の規定により計算した非課税限度額を超えた部分の価額 15,000,000円を、あなたの相続税の課税価格に加算します。

2 全ての相続人に係る課税価格の合計額

上記1の財産の価額 15,000,000円は、あなたの納付すべき相続税額の計算の基礎となる全ての相続人に係る課税価格の合計額に算入されていませんでした。したがって、当該財産の価額を全ての相続人に係る課税価格の合計額に加算します。

3 あなたの納付すべき相続税額

上記1及び2を基に、あなたの納付すべき相続税額を相続税法第16条及び第17条の規定により計算したところ、〇〇〇円となります。

したがって、今回の更正によりあなたが納付すべき相続税額は、〇〇〇円と当初申告におけるあなたの申告納税額▼▼▼円との差額＊＊＊円となります。

4 あなたの納付すべき過少申告加算税の額

今回の更正によりあなたが納付すべきこととなる相続税額＊＊＊円について、国税通則法第65条第1項の規定に基づき計算したところ、過少申告加算税は☆☆☆円となります。

なお、今回の更正に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに今回の更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

以下余白

○ 更正

【みなし相続財産（保険金）計上漏れ・未成年者控除に誤りがあった場合】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の申告書（以下、この申告書に係る申告を「当初申告」といいます。）について、調査の結果、あなたの課税価格、全ての相続人に係る課税価格の合計額及び未成年者控除の金額に誤りがあると認められましたので、下記 1 ないし 4 のとおり計算して、更正します。

また、下記 5 のとおり、過少申告加算税を賦課決定します。

記

1 あなたの課税価格

A生命保険株式会社から令和×年〇月〇日に支給された生命保険金 20,000,000 円については、相続税法第 3 条第 1 項第 1 号の規定により、あなたが相続により取得したものとみなされる財産であるにもかかわらず、相続税の課税価格に算入されていませんでした。したがって、相続税法第 12 条第 1 項の規定により計算した非課税限度額を超えた部分の価額 10,000,000 円をあなたの相続税の課税価格に加算します。

2 全ての相続人に係る課税価格の合計額

上記 1 の財産の価額 10,000,000 円は、あなたの納付すべき相続税額の計算の基礎となる全ての相続人に係る課税価格の合計額に算入されていませんでした。したがって、当該財産の価額を全ての相続人に係る課税価格の合計額に加算します。

3 未成年者控除の金額

あなたは、相続税法第 19 条の 3 に規定する未成年者控除の計算において、「18 歳に達するまでの年数」について、1 年未満の端数を 1 年として計算していました。したがって、あなたの未成年者控除の金額に ××× 円を加算します。

4 あなたの納付すべき相続税額

上記 1 ないし 3 を基に、あなたの納付すべき相続税額を相続税法第 16 条及び第 17 条の規定により計算したところ、◎◎◎円となります。

したがって、今回の更正によりあなたが納付すべき相続税額は、◎◎◎円と当初申告におけるあなたの申告納税額▼▼▼円との差額＊＊＊円となります。

5 あなたの納付すべき過少申告加算税の額

今回の更正によりあなたが納付すべきこととなる相続税額***円について、国税通則法第65条第1項の規定に基づき計算したところ、過少申告加算税は☆☆☆円となります。

なお、今回の更正に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに今回の更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

以下余白

○ 更正

【みなし相続財産（生命保険契約に関する権利）の計上漏れがあった場合】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の申告書（以下、この申告書に係る申告を「当初申告」といいます。）について、調査の結果、あなたの課税価格及び全ての相続人に係る課税価格の合計額に誤りがあると認められましたので、下記1ないし3のとおり計算して、更正します。

また、下記4のとおり、過少申告加算税を賦課決定します。

記

1 あなたの課税価格

A生命保険株式会社との間において、あなたを保険契約者、相続人△△△△を被保険者、あなたを保険金受取人として締結されている生命保険契約（契約番号00-0123456）は、相続開始までの間、被相続人が当該生命保険契約の保険料の全額を負担していたことから、相続税法第3条第1項第3号の規定により、当該生命保険契約に関する権利はあなたが相続により取得したものとみなされる財産であるにもかかわらず、相続税の課税価格に算入されていませんでした。したがって、当該生命保険契約に関する権利について、財産評価基本通達214の定めにより評価した価額×××円を、あなたの相続税の課税価格に加算します。

2 全ての相続人に係る課税価格の合計額

上記1の財産の価額×××円は、あなたの納付すべき相続税額の計算の基礎となる全ての相続人に係る課税価格の合計額に算入されていませんでした。したがって、当該金額を全ての相続人に係る課税価格の合計額に加算します。

3 あなたの納付すべき相続税額

上記1及び2を基に、あなたの納付すべき相続税額を相続税法第16条及び第17条の規定により計算したところ、①①①円となります。

したがって、今回の更正によりあなたが納付すべき相続税額は、①①①円と当初申告におけるあなたの申告納税額▼▼▼円との差額＊＊＊円となります。

4 あなたの納付すべき過少申告加算税の額

今回の更正によりあなたが納付すべきこととなる相続税額＊＊＊円について、国税通則法第65条第1項の規定に基づき計算したところ、過少申告加算税は☆☆☆円となりま

す。

なお、今回の更正に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに今回の更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

以下余白

○ 更正

【土地等の評価誤り（評価単位）があった場合（全部取得）】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の申告書（以下、この申告書に係る申告を「当初申告」といいます。）について、調査の結果、あなたの課税価格及び全ての相続人に係る課税価格の合計額に誤りがあると認められましたので、下記1ないし3のとおり計算して、更正します。

また、下記4のとおり、過少申告加算税を賦課決定します。

記

1 あなたの課税価格

あなたは、相続により取得した△△市〇〇町△△丁目〇番に所在する宅地（地積：200.00 平方メートル。以下「本件宅地」といいます。）及び△△市〇〇町△△丁目●番に所在する畠（地積：240.00 平方メートル。以下「本件畠」とい）、「本件宅地」と併せて「本件各土地」といいます。）について、財産評価基本通達（以下「評価通達」といいます。）7なお書の定めにより本件各土地を一団として評価することが合理的であるものとして、本件各土地を〇〇〇円と評価しています。

しかしながら、評価通達7なお書は、市街地農地（生産緑地を除きます。）、市街地山林、市街地原野又は宅地と状況が類似する雑種地のいずれか2以上の地目の土地が一団として評価することが合理的と認められる場合に、その一団の土地ごとに評価する旨を定めていることから、宅地にはその適用はありません。したがって、本件各土地を一団として評価することはできませんので、評価通達7の定めにより本件各土地をそれぞれ地目の別に区分し、本件宅地を評価通達●ないし▲の定めにより評価した価額△△△円と本件畠を評価通達○ないし△の定めにより評価した価額▲▲▲円との合計額□□□円から、当初申告における本件各土地の評価額〇〇〇円を控除した評価差額×××円をあなたの相続税の課税価格に加算します。

2 全ての相続人に係る課税価格の合計額

上記1の評価差額×××円は、あなたの納付すべき相続税額の計算の基礎となる全ての相続人に係る課税価格の合計額に算入されていませんでした。したがって、当該評価差額を全ての相続人に係る課税価格の合計額に加算します。

3 あなたの納付すべき相続税額

上記1及び2を基に、あなたの納付すべき相続税額を相続税法第16条及び第17条の規定により計算したところ、○○○円となります。

したがって、今回の更正によりあなたが納付すべき相続税額は、○○○円と当初申告におけるあなたの申告納税額▼▼▼円との差額＊＊＊円となります。

4 あなたの納付すべき過少申告加算税の額

今回の更正によりあなたが納付すべきこととなる相続税額＊＊＊円について、国税通則法第65条第1項の規定に基づき計算したところ、過少申告加算税は☆☆☆円となります。

なお、今回の更正に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに今回の更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

以下余白

○ 更正

【土地等の評価誤り（当初申告額が不動産鑑定評価額）があった場合（全部取得）】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の申告書（以下、この申告書に係る申告を「当初申告」といいます。）について、調査の結果、あなたの課税価格及び全ての相続人に係る課税価格の合計額に誤りがあると認められましたので、下記1ないし3のとおり計算して、更正します。

また、下記4のとおり、過少申告加算税を賦課決定します。

記

1 あなたの課税価格

(1) あなたは、相続により取得した△△市〇〇町△△丁目〇番に所在する土地（地目：宅地、地積 300.00 平方メートル。以下「本件土地」といいます。）の価額を、●●不動産鑑定士による鑑定評価書（以下「本件鑑定評価書」といいます。）における鑑定評価額△△△円としています。

(2) 相続税法第22条の時価の意義

イ 相続税法第22条は、相続等により取得した財産の価額は、同法に特別の定めのあるものを除き、当該財産の取得の時における時価による旨規定しており、この時価とは、客観的な交換価値をいうものと解されています。

しかしながら、財産の客観的な交換価値が必ずしも一律に確定されるものではない場合もあることから、納税者間の公平、納税者の便宜等の見地から財産評価基本通達（以下「評価通達」といいます。）が定められており、評価通達に定める評価方法が合理的なものである限り、原則として、当該評価方法によって画一的な評価を行うのが相当です。

もっとも、評価通達に定める評価方法によらないことが正当として是認されるような特別の事情がある場合には、別の合理的な評価方法によることも許されるものと解されます。

ロ そして、評価通達に定める評価方法により算定した評価額を下回る不動産鑑定評価額が存在し、その鑑定が一応公正妥当な鑑定理論に従っていることに加えて、周辺における公示価格や基準地の標準価格の状況、近隣における取引事例等の諸事情に照らして、評価通達に定める評価方法による評価額が客観的な交換価値を上回ることが明らかであると認められる場合には、上記の特別の事情が認められるものと解されます。

(3) あなたの提出した本件鑑定評価書の記載内容を踏まえても、本件土地の評価に当たり、評価通達に定める評価方法によることが時価の算定として合理性が欠如するなど、当該方法による評価額が時価を上回ることが明らかであるとは認められません。

また、本件鑑定評価書については、取引事例として採用した事例地5件のうち3件が、本件土地の近隣地域とはいえない〇〇町及び▲▲町の事例であり、取引事例の選定に合理性が欠けるほか、地域格差の補正率を□□パーセントとする根拠が示されていないなど、合理性を欠く部分が存在します。(※この段落については、鑑定評価書の問題点が明らかであり、これを指摘できる場合に記載する。)

(4) 以上のことから、本件土地の評価に当たり、上記(2)イの特別の事情は認められないことから、本件土地の評価は、評価通達に定める評価方法に基づいて行うこととなります。

(5) したがって、本件土地を評価通達●ないし▲の定めにより評価した評価額〇〇〇円と当初申告における本件土地の評価額△△△円との評価差額×××円をあなたの課税価格に加算します。

2 全ての相続人に係る課税価格の合計額

上記1(5)の評価差額×××円は、あなたの納付すべき相続税額の計算の基礎となる全ての相続人に係る課税価格の合計額に算入されていませんでした。したがって、当該評価差額を全ての相続人に係る課税価格の合計額に加算します。

3 あなたの納付すべき相続税額

上記1及び2を基に、あなたの納付すべき相続税額を相続税法第16条及び第17条の規定により計算したところ、◎◎◎円となります。

したがって、今回の更正によりあなたが納付すべき相続税額は、◎◎◎円と当初申告におけるあなたの申告納税額▼▼▼円との差額＊＊＊円となります。

4 あなたの納付すべき過少申告加算税の額

今回の更正によりあなたが納付すべきこととなる相続税額＊＊＊円について、国税通則法第65条第1項の規定に基づき計算したところ、過少申告加算税は☆☆☆円となります。

なお、今回の更正に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに今回の更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

以下余白

○ 更正

【小規模宅地の特例の適用誤りがあった場合（全部取得）】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の申告書（以下、この申告書に係る申告を「当初申告」といいます。）について、調査の結果、あなたの課税価格及び全ての相続人に係る課税価格の合計額に誤りがあると認められましたので、下記1ないし3のとおり計算して、更正します。

また、下記4のとおり、過少申告加算税を賦課決定します。

記

1 あなたの課税価格

あなたは、相続により取得した△△市〇〇町△△丁目〇番に所在する土地（地目：宅地、地積：200.00 平方メートル。以下「本件土地」といいます。）について、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 69 条の 4 第 1 項第 1 号の規定の適用があるものとして、本件土地の課税価格に算入すべき価額を〇〇〇円としています。

しかしながら、あなたは、相続開始前 3 年以内である令和〇年〇月〇日から同年△月〇日までの間、あなたの配偶者××××が所有する□□市△△町△丁目〇番に所在の家屋に居住していることから、本件土地は、措置法第 69 条の 4 第 1 項に規定する特定居住用宅地等に該当せず、同項第 1 号の規定を適用することはできません。

したがって、当初申告における本件土地の価額▲▲▲円とあなたが本件土地の課税価格に算入すべきとした価額〇〇〇円との差額×××円をあなたの相続税の課税価格に加算します。

2 全ての相続人に係る課税価格の合計額

上記 1 の差額×××円は、あなたの納付すべき相続税額の計算の基礎となる全ての相続人に係る課税価格の合計額に算入されていませんでした。したがって、当該差額を全ての相続人に係る課税価格の合計額に加算します。

3 あなたの納付すべき相続税額

上記 1 及び 2 を基に、あなたの納付すべき相続税額を相続税法第 16 条及び第 17 条の規定により計算したところ、◎◎◎円となります。

したがって、今回の更正によりあなたが納付すべき相続税額は、◎◎◎円と当初申告におけるあなたの申告納税額▼▼▼円との差額＊＊＊円となります。

4 あなたの納付すべき過少申告加算税の額

今回の更正によりあなたが納付すべきこととなる相続税額***円について、国税通則法第65条第1項の規定に基づき計算したところ、過少申告加算税は☆☆☆円となります。

なお、今回の更正に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに今回の更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

以下余白

○ 更正

【取引相場のない株式の評価誤り（比準要素数 1 の会社に該当する場合）（全部取得）】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の申告書（以下、この申告書に係る申告を「当初申告」といいます。）について、調査の結果、あなたの課税価格及び全ての相続人に係る課税価格の合計額に誤りがあると認められましたので、下記 1 ないし 3 のとおり計算して、更正します。

また、下記 4 のとおり、過少申告加算税を賦課決定します。

記

1 あなたの課税価格

あなたは、相続により取得した株式会社 A（以下「評価会社」といいます。）の株式 10,000 株（以下「本件株式」といいます。）の評価額を、評価会社は、財産評価基本通達（以下「評価通達」といいます。）178 に定める小会社であり、評価通達 179 の定めによる L の割合は 0.5 であるとして、〇〇〇 円と計算しています。

しかしながら、評価会社は相続開始日の直前期末及び直前々期末において、1 株当たりの配当金額及び 1 株当たりの利益金額がゼロであることから、評価通達 189 に定める比準要素数 1 の会社に該当し、評価通達 189-2 の定めにより L の割合は 0.25 となり、評価通達 ● ないし ▲ の定めにより本件株式を評価すると ●●● 円となります。

したがって、上記評価額 ●●● 円と当初申告における本件株式の評価額 〇〇〇 円との評価差額 ××× 円を、あなたの相続税の課税価格に加算します。

2 全ての相続人に係る課税価格の合計額

上記 1 の評価差額 ××× 円は、あなたの納付すべき相続税額の計算の基礎となる全ての相続人に係る課税価格の合計額に算入されていませんでした。したがって、当該価額を全ての相続人に係る課税価格の合計額に加算します。

3 あなたの納付すべき相続税額

上記 1 及び 2 を基に、あなたの納付すべき相続税額を相続税法第 16 条及び第 17 条の規定により計算したところ、◎◎◎ 円となります。

したがって、今回の更正によりあなたが納付すべき相続税額は、◎◎◎ 円と当初申告におけるあなたの申告納税額 ▼▼▼ 円との差額 * * * 円となります。

4 あなたの納付すべき過少申告加算税の額

今回の更正によりあなたが納付すべきこととなる相続税額***円について、国税通則法第65条第1項の規定に基づき計算したところ、過少申告加算税は☆☆☆円となります。

なお、今回の更正に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに今回の更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

以下余白

○ 更正

【取引相場のない株式の評価誤り（会社の規模区分に誤りがある場合）（全部取得）】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の申告書（以下、この申告書に係る申告を「当初申告」といいます。）について、調査の結果、あなたの課税価格及び全ての相続人に係る課税価格の合計額に誤りがあると認められましたので、下記1ないし3のとおり計算して、更正します。

また、下記4のとおり、過少申告加算税を賦課決定します。

記

1 あなたの課税価格

あなたは、相続により取得した株式会社A（以下「評価会社」といいます。）の株式10,000株の評価額を、評価会社は、財産評価基本通達（以下「評価通達」といいます。）178に定める中会社であり、評価通達179(2)の定めによるLの割合は0.6であるとして、〇〇〇円と計算しています。

しかしながら、評価会社の業種は卸売業で相続開始日の直前に終了した事業年度の末日における総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）は6,000万円であることから、評価通達178に定める小会社に該当し、評価通達179(3)に定めるLの割合は0.5となることから、評価通達●ないし▲の定めにより本件株式を評価するとその評価額は●●●円となります。

したがって、上記評価額●●●円と当初申告における本件株式の評価額〇〇〇円との評価差額×××円を、あなたの相続税の課税価格に加算します。

2 全ての相続人に係る課税価格の合計額

上記1の評価差額×××円は、あなたの納付すべき相続税額の計算の基礎となる全ての相続人に係る課税価格の合計額に算入されていませんでした。したがって、当該財産の価額を全ての相続人に係る課税価格の合計額に加算します。

3 あなたの納付すべき相続税額

上記1及び2を基に、あなたの納付すべき相続税額を相続税法第16条及び第17条の規定により計算したところ、◎◎◎円となります。

したがって、今回の更正によりあなたが納付すべき相続税額は、◎◎◎円と当初申告におけるあなたの申告納税額▼▼▼円との差額＊＊＊円となります。

4 あなたの納付すべき過少申告加算税の額

今回の更正によりあなたが納付すべきこととなる相続税額***円について、国税通則法第65条第1項の規定に基づき計算したところ、過少申告加算税は☆☆☆円となります。

なお、今回の更正に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに今回の更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

以下余白

○ 更正

【取引相場のない株式の評価誤り（借地権価額を計上していない場合）（全部取得）】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の申告書（以下、この申告書に係る申告を「当初申告」といいます。）について、調査の結果、あなたの課税価格及び全ての相続人に係る課税価格の合計額に誤りがあると認められましたので、下記1ないし3のとおり計算して、更正します。

また、下記4のとおり、過少申告加算税を賦課決定します。

記

1 あなたの課税価格

あなたは、相続により取得した株式会社A（以下「評価会社」といいます。）の株式10,000株（以下「本件株式」といいます。）について、財産評価基本通達（以下「評価通達」といいます。）185に定める純資産価額の計算上、評価会社が被相続人所有の宅地（△△市〇〇町□丁目××番地、地積：300.00平方メートル。以下「本件宅地」といいます。）を賃借し、本件宅地上に建物を所有しているにもかかわらず、取引相場のない株式（出資）の評価明細書（以下「明細書」といいます。）第5表の資産の部の帳簿価額欄及び相続税評価額欄に本件宅地に係る借地権相当額を計上しないで本件株式を評価しています。

しかしながら、本件宅地は評価会社が被相続人から賃借している宅地であり、令和△年△月△日にB税務署長に対して本件宅地に係る土地の無償返還に関する届出書が提出されていますので、昭和60年6月5日付個別通達「相当の地代を支払っている場合等の借地権等についての相続税及び贈与税の取扱いについて」の8及び昭和43年10月28日付個別通達「相当の地代を收受している貸宅地の評価について」のなお書の定めにより、本件宅地の自用地としての価額の20%に相当する金額を借地権の価額として評価会社の純資産価額に算入することから、明細書第5表の資産の部の相続税評価額欄に借地権価額として計上する額は評価通達●ないし▲の定めにより△△△円となり、評価通達○ないし△の定めにより本件株式を評価するとその評価額は●●●円（1株当たり●●●円）となります。

したがって、上記評価額●●●円と当初申告における本件株式の評価額〇〇〇円との評価差額×××円をあなたの相続税の課税価格に加算します。

2 全ての相続人に係る課税価格の合計額

上記1の評価差額×××円は、あなたの納付すべき相続税額の計算の基礎となる全ての相続人に係る課税価格の合計額に算入されていませんでした。したがって、当該評価差額を全ての相続人に係る課税価格の合計額に加算します。

3 あなたの納付すべき相続税額

上記1及び2を基に、あなたの納付すべき相続税額を相続税法第16条及び第17条の規定により計算したところ、◎◎◎円となります。

したがって、今回の更正によりあなたが納付すべき相続税額は、◎◎◎円と当初申告におけるあなたの申告納税額▼▼▼円との差額＊＊＊円となります。

4 あなたの納付すべき過少申告加算税の額

今回の更正によりあなたが納付すべきこととなる相続税額＊＊＊円について、国税通則法第65条第1項の規定に基づき計算したところ、過少申告加算税は☆☆☆円となります。

なお、今回の更正に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに今回の更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

以下余白

○ 更正

【取引相場のない株式の評価誤り（評価通達によらず売買代金相当額で評価している場合） (全部取得)】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日（以下「本件相続開始日」といいます。）相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の申告書（以下、この申告書に係る申告を「当初申告」といいます。）について、調査の結果、あなたの課税価格及び全ての相続人に係る課税価格の合計額に誤りがあると認められましたので、下記1ないし3のとおり計算して、更正します。

また、下記4のとおり、過少申告加算税を賦課決定します。

記

1 あなたの課税価格

(1) 当初申告における評価方法

あなたは、相続により取得した株式会社A（以下「評価会社」といいます。）の株式8,000株（以下「本件株式」といいます。）について、財産評価基本通達（以下「評価通達」といいます。）に定める方式によらず、相続開始後の令和〇年△月△日に行われた、本件株式の売却における売買代金相当額（以下「本件取引価額」といいます。）をもって、本件株式を評価しています。

(2) 相続税法第22条の時価の意義

相続税法第22条は、相続等により取得した財産の価額は、同法に特別の定めのあるものを除き、当該財産の取得の時における時価による旨規定しており、この時価とは、客観的な交換価値をいうものと解されています。

しかしながら、財産の客観的な交換価値が必ずしも一律に確定されるものではない場合もあることから、納税者間の公平、納税者の便宜等の見地から評価通達が定められており、これに従った評価をすることが、時価の評価方式として合理性を有する限り、納税者間の公平等の見地から、原則として、全ての納税者との関係で評価通達に基づく評価を行う必要があります。

もっとも、評価通達に定める評価方式により算定される価額が時価を上回るなど、評価通達に定められた評価方法を画一的に適用することが著しく不適当と認められる特別の事情がある場合には、別の合理的な評価方法によることができます。

(3) 評価通達の定める純資産価額方式について（※評価通達に定める方式について、争点となっている場合に記載する。）

次のイないしハの理由から、評価通達 189-4 が、土地保有特定会社の株式の評価に当たって、配当性や収益性ではなく、会社のその時点における純資産がいくらであるかという点に着目して純資産価額方式による評価方法を採用していることは合理的であると認められます。

イ 株式は、会社資産に対する割合的持分としての性質を有し、会社の所有する総資産価値の割合的支配権を表象したものであることから、株主は、株式を保有することによって会社財産を間接的に保有するものであり、株式の価値は、会社の総資産の価額を発行済株式数で除したものと考えられること

ロ 株式の保有は会社財産の間接的保有であり、個人事業主が事業用資産を直接保有するのとは所有形態を異にしているが、会社資産の評価替えに伴って生ずる評価差額に対する法人税額等相当額を控除することにより、両者の所有形態を経済的に同一の条件の下に置き換え、当該所有形態の違いによる評価の不均衡を解消することとしていること

ハ 評価通達 189(3)の土地保有特定会社の資産の大部分は土地等であり、その株式の取引価格の決定に際しても土地等の価値に着目した取引がなされると考えられることに鑑みれば、純資産価額方式は、土地保有特定会社の保有する土地等の価値を株価に反映させることができる評価方法であること

(4) 本件取引価額について

上記(1)の本件株式の売却は、本件相続開始日の約 7 か月後に行われたものであり、この売却における本件取引価額の決定には、売主側の資金がひっ迫していたことなどの当事者の主觀的・個人的事情等が強く影響していたと認められるため、本件取引価額が、本件相続開始日当時における当事者間の主觀的事情等を離れた本件株式の客觀的な交換価値を反映したものとは認められません。

また、その他あなたの主張を考慮しても、評価通達の定める純資産価額方式による評価額が時価を超えていると認めるに足りず、上記(2)の特別の事情があるとは認められません。

(5) したがって、本件株式の評価額は、評価通達 189-4 及び 185 の定めにより評価した ●●●円（1 株当たり ●●円）となることから、当該評価額と当初申告における本件株式の評価額○○○円との評価差額×××円をあなたの相続税の課税価格に加算しま

す。

2 全ての相続人に係る課税価格の合計額

上記1の評価差額×××円は、あなたの納付すべき相続税額の計算の基礎となる全ての相続人に係る課税価格の合計額に算入されていませんでした。したがって、当該評価差額を全ての相続人に係る課税価格の合計額に加算します。

3 あなたの納付すべき相続税額

上記1及び2を基に、あなたの納付すべき相続税額を相続税法第16条及び第17条の規定により計算したところ、◎◎◎円となります。

したがって、今回の更正によりあなたが納付すべき相続税額は、◎◎◎円と当初申告におけるあなたの申告納税額▼▼▼円との差額＊＊＊円となります。

4 あなたの納付すべき過少申告加算税の額

今回の更正によりあなたが納付すべきこととなる相続税額＊＊＊円について、国税通則法第65条第1項の規定に基づき計算したところ、過少申告加算税は☆☆☆円となります。

なお、今回の更正に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに今回の更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

以下余白

○ 更正

【暦年課税に係る贈与加算漏れ（加算あり）】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の申告書（以下、この申告書に係る申告を「当初申告」といいます。）について、調査の結果、あなたの課税価格及び全ての相続人に係る課税価格の合計額に誤りがあると認められましたので、下記1ないし3のとおり計算して、更正します。

また、下記4のとおり、過少申告加算税を賦課決定します。

記

1 あなたの課税価格

あなたは、令和△年△月△日に被相続人から贈与を受けた現金×××円について、相続税の課税価格への加算をしていません。したがって、相続税法第19条第1項の規定に基づき計算した価額×××円を、あなたの課税価格に加算します。

2 全ての相続人に係る課税価格の合計額

上記1の財産の価額×××円は、あなたの納付すべき相続税額の計算の基礎となる全ての相続人に係る課税価格の合計額に算入されていませんでした。したがって、当該財産の価額を全ての相続人に係る課税価格の合計額に加算します。

3 あなたの納付すべき相続税額

上記1及び2を基に、あなたの納付すべき相続税額を相続税法第16条及び第17条の規定により計算したところ、◎◎◎円となります。

したがって、今回の更正によりあなたが納付すべき相続税額は、◎◎◎円と当初申告におけるあなたの申告納税額▼▼▼円との差額＊＊＊円となります。

4 あなたの納付すべき過少申告加算税の額

今回の更正によりあなたが納付すべきこととなる相続税額＊＊＊円について、国税通則法第65条第1項の規定に基づき計算したところ、過少申告加算税は☆☆☆円となります。

なお、今回の更正に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに今回の更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

以下余白

○ 更正

【暦年課税に係る贈与加算漏れ（加算なし）】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の申告書（以下、この申告書に係る申告を「当初申告」といいます。）について、調査の結果、あなたの納付すべき相続税額の計算の基礎となる全ての相続人に係る課税価格の合計額に誤りがあると認められましたので、下記1及び2のとおり計算して、更正します。

記

1 全ての相続人に係る課税価格の合計額

被相続人〇〇〇〇から相続又は遺贈により財産を取得した者が令和△年△月△日に当該被相続人から贈与により取得した財産について、相続税法第19条第1項の規定に基づき計算した価額×××円を相続又は遺贈により財産を取得した者の課税価格に加算すべきところ、相続税の課税価格に算入されていませんでした。したがって、当該財産の価額をあなたの納付すべき相続税額の計算の基礎となる全ての相続人に係る課税価格の合計額に加算します。

なお、あなたの課税価格に加算すべき金額はありません。

2 あなたの納付すべき相続税額

上記1を基に、あなたの納付すべき相続税額を相続税法第16条及び第17条の規定により計算したところ、〇〇〇円となります。

したがって、今回の更正によりあなたが納付すべき相続税額は、〇〇〇円と当初申告におけるあなたの申告納税額▼▼▼円との差額＊＊＊円となります。

以下余白

○ 更正

【葬式費用に誤りがある場合（全部負担）】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の申告書（以下、この申告書に係る申告を「当初申告」といいます。）について、調査の結果、あなたの課税価格及び全ての相続人に係る課税価格の合計額に誤りがあると認められましたので、下記1ないし3のとおり計算して、更正します。

また、下記4のとおり、過少申告加算税を賦課決定します。

記

1 あなたの課税価格

あなたの相続税の課税価格の計算において、葬式費用の金額に算入したX百貨店に対する支払金額××円については、香典返しの費用であることから、相続税法基本通達13-5のとおり、葬式費用には該当しませんので、相続税法第13条第1項に規定する債務控除の金額とすることはできません。したがって、あなたの相続税の課税価格に××円を加算します。

2 全ての相続人に係る課税価格の合計額

上記1の香典返しの費用××円は、あなたの納付すべき相続税額の計算の基礎となる全ての相続人に係る課税価格の合計額から控除されていますので、当該金額を全ての相続人に係る課税価格の合計額に加算します。

3 あなたの納付すべき相続税額

上記1及び2を基に、あなたの納付すべき相続税額を相続税法第16条及び第17条の規定により計算したところ、◎◎◎円となります。

したがって、今回の更正によりあなたが納付すべき相続税額は、◎◎◎円と当初申告におけるあなたの申告納税額▼▼▼円との差額＊＊＊円となります。

4 あなたの納付すべき過少申告加算税の額

今回の更正によりあなたが納付すべきこととなる相続税額＊＊＊円について、国税通則法第65条第1項の規定に基づき計算したところ、過少申告加算税は☆☆☆円となります。

なお、今回の更正に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに今回の更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

以下余白

○ 更正

【債務控除をする公租公課の金額に誤りがある場合（一部負担）】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の申告書（以下、この申告書に係る申告を「当初申告」といいます。）について、調査の結果、あなたの課税価格及び全ての相続人に係る課税価格の合計額に誤りがあると認められましたので、下記1ないし3のとおり計算して、更正します。

また、下記4のとおり、過少申告加算税を賦課決定します。

記

1 あなたの課税価格

あなたの相続税の課税価格の計算における債務及び葬式費用の額のうち、A税務署長が令和△年△月△日に賦課決定した被相続人〇〇〇〇の令和〇年分所得税及び復興特別所得税の準確定申告に係る無申告加算税△△△円については、相続人の責めに帰すべき事由により納付することとなったものであり、被相続人の債務ではないことから、相続税法第13条第1項に規定する債務控除の金額とはできません。したがって、当該金額のうち、あなたが負担した金額□□□円を、あなたの相続税の課税価格に加算します。

2 全ての相続人に係る課税価格の合計額

上記1の無申告加算税△△△円は、あなたの納付すべき相続税額の計算の基礎となる全ての相続人に係る課税価格の合計額から控除されていますので、当該金額を全ての相続人に係る課税価格の合計額に加算します。

3 あなたの納付すべき相続税額

上記1及び2を基に、あなたの納付すべき相続税額を相続税法第16条及び第17条の規定により計算したところ、◎◎◎円となります。

したがって、今回の更正によりあなたが納付すべき相続税額は、◎◎◎円と当初申告におけるあなたの申告納税額▼▼▼円との差額＊＊＊円となります。

4 あなたの納付すべき過少申告加算税の額

今回の更正によりあなたが納付すべきこととなる相続税額＊＊＊円について、国税通則法第65条第1項の規定に基づき計算したところ、過少申告加算税は☆☆☆円となります。

なお、今回の更正に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに今回の更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

以下余白

○ 更正

【被相続人が保証していた債務につき、債務控除を否認する場合（全部負担）】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の申告書（以下、この申告書に係る申告を「当初申告」といいます。）について、調査の結果、あなたの課税価格及び全ての相続人に係る課税価格の合計額に誤りがあると認められましたので、下記1ないし3のとおり計算して、更正します。

また、下記4のとおり、過少申告加算税を賦課決定します。

記

1 あなたの課税価格

あなたの相続税の課税価格の計算における債務及び葬式費用の金額のうち、株式会社Aに係る保証債務□□□円については、次の(1)ないし(3)の事実から、相続開始日の令和×年×月×日において、相続税法第14条第1項に規定する確実と認められる債務には当たらないことから、同法第13条第1項の規定による課税価格から控除すべき債務とすることはできません。したがって、あなたの相続税の課税価格に□□□円を加算します。

- (1) 相続開始日以前において、債権者であるB銀行から被相続人に対して保証債務の履行を求められていないこと。
- (2) 相続開始日以前において、株式会社Aは借入金の元本及び利息の返済を滞りなく行っていること。
- (3) 調査日の令和□年□月□日において、株式会社Aは事業を継続していること。

2 全ての相続人に係る課税価格の合計額

上記1の債務の金額□□□円は、あなたの納付すべき相続税額の計算の基礎となる全ての相続人に係る課税価格の合計額から控除されていますので、当該金額を全ての相続人に係る課税価格の合計額に加算します。

3 あなたの納付すべき相続税額

上記1及び2を基に、あなたの納付すべき相続税額を相続税法第16条及び第17条の規定により計算したところ、①①①円となります。

したがって、今回の更正によりあなたが納付すべき相続税額は、①①①円と当初申告におけるあなたの申告納税額▼▼▼円との差額＊＊＊円となります。

4 あなたの納付すべき過少申告加算税の額

今回の更正によりあなたが納付すべきこととなる相続税額***円について、国税通則法第65条第1項の規定に基づき計算したところ、過少申告加算税は☆☆☆円となります。

なお、今回の更正に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに今回の更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

以下余白

○ 決定

【無申告の場合（分割済・一部取得）】

調査の結果、あなたは、下記 1 のとおり、令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の申告書を、法定申告期限である令和〇年〇月〇日までに提出する義務があると認められますが、当該申告書をいまだ提出しておりませんので、下記 2 及び 3 のとおり、あなたの課税価格及び納付すべき相続税額を計算して、決定します。

また、下記 4 のとおり、無申告加算税を賦課決定します。

記

1 申告書の提出義務

あなたは、被相続人から相続により財産を取得しており、当該財産を取得した時において、相続税法の施行地に住所（東京都〇〇区〇〇〇）を有しております、また、相続税法第 1 条の 3 第 3 項に規定する一時居住者に該当しないことから、同条第 1 項第 1 号の相続税の納税義務者に該当します。

なお、あなたが当該納税義務者として納付すべき相続税額を計算したところ、次の 3 のとおりとなることから、相続税法第 27 条第 1 項の規定により、相続税の申告書を提出する義務があります。

2 相続税の課税価格

(1) あなたの課税価格

あなたの課税価格は、別紙 1 の 1 に記載したあなたが相続により取得した財産の価額の合計額▲□▲円から、相続税法第 13 条の規定に基づき、別紙 1 の 2 及び 3 に記載したあなたが負担した被相続人に係る債務及び葬式費用の金額の合計額△△△円を控除した×××円となります。

(2) 全ての相続人に係る課税価格の合計額

あなたの納付すべき相続税額の計算の基礎となる全ての相続人に係る課税価格の合計額は、次のイ及びロの合計▲▲▲円となります。

イ 上記(1)のあなたの課税価格 ×××円

ロ あなた以外の相続人の課税価格の合計額 □□□円

なお、あなた以外の相続人の課税価格の合計額は、別紙 2 の 1 に記載したあなた以外の相続人が相続により取得した財産の価額の合計額〇〇〇円から、別紙 2 の 2 に記

載したあなた以外の相続人が負担した被相続人の債務の金額△△□円を控除した□□□円となります。

3 あなたの納付すべき相続税額

上記2(2)に記載の全ての相続人に係る課税価格の合計額▲▲▲円から相続税法第15条に規定する基礎控除額＊＊＊万円（法定相続人の数●人）を控除した金額△△△円について、あなたの納付すべき相続税額を同法第16条及び第17条の規定により計算したところ、◎◎◎円となります。

4 あなたの納付すべき無申告加算税の額

今回の決定によりあなたが納付すべきこととなる相続税額◎◎◎円について、国税通則法第66条第1項の規定に基づき計算したところ、無申告加算税は☆☆☆円となります。

なお、法定申告期限である令和×年×月×日までに相続税の申告書の提出がなかったことについて正当な理由があるとは認められません。

以下余白

1 あなたが相続により取得した財産

種類	細目	利用区分・銘柄	所在場所等	数量	単価	価額	根拠法令等
土地	宅地	自用地	○○市○○区 1-111-1	○○m ²	□□円	○●●円	評価通達(注1)●
家屋等	—	自用家屋	○○市○○区 1-111-1	△△m ²	—	○○●円	評価通達▲
現金預貯金等	—	普通預金 (0123456)	○○銀行 ○○支店	—	—	△△▲円	評価通達■
その他の財産	退職手当金	—	□□市□□区 1-2 ○○商事(株)	—	—	○▽□円	—
合 計						▲□▲円 (注2)	

(注1) 財産評価基本通達をいいます(以下同じ)。

(注2) 退職手当金について、相続税法第12条第1項の規定により非課税となる金額を除いた額(●▲●円)として合計額を算出しています。

2 あなたが負担した被相続人の債務

種類	細目	債権者	金額
公租公課	固定資産税	○○市役所	▲▲▽円

3 あなたが負担した被相続人に係る葬式費用

支払先名称	金額
セレモニア○○	□○▲円
▲▲生花店	■○▽円
合 計	◎□□円

1 あなた以外の相続人が相続により取得した財産

種類	細目	利用区分・銘柄	所在場所等	取得者	数量	単価	価額	根拠法令等
有価証券	上場株式	○○建設	○○証券 ○○支店	甲	○株	○○円	△▽▽円	評価通達（注1）△
有価証券	証券投資信託の受益証券	○○投資 ○○ファンド	△△証券 △△支店	乙	▲口	-	△▲▲円	評価通達△
現金預貯金等	-	定期預金 (6543210)	□□銀行 □□支店	甲	-	-	□■■円	評価通達■
現金預貯金等	-	通常貯金 (11111-2345 6789)	ゆうちょ銀行	乙	-	-	□□■円	評価通達■
その他の財産	生命保険金	第○○○号	○○生命保険(相)	乙	-	-	▲▽▽円	-
合 計							○○○円 (注2)	

(注1) 財産評価基本通達をいいます（以下同じ）。

(注2) 生命保険金について、相続税法第12条第1項の規定により非課税となる金額を除いた額（▲▲●円）として合計額を算出しています。

2 あなた以外の相続人が負担した被相続人の債務

種類	細目	債権者	負担者	金額
借入金	証書借入	○○銀行○○支店	乙	▽▽□円

○ 決定

【無申告の場合（未分割）】

調査の結果、あなたは、下記 1 のとおり、令和〇年〇月〇日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の申告書を、法定申告期限である令和×年×月×日までに提出する義務があると認められますが、当該申告書をいまだ提出しておりませんので、下記 2 ないし 4 のとおり、あなたの課税価格及び納付すべき相続税額を計算して決定します。

また、下記 5 のとおり、無申告加算税を賦課決定します。

記

1 申告書の提出義務

あなたは、被相続人〇〇〇〇の法定相続人であるところ、相続開始の時から他の共同相続人とともに被相続人の財産を承継取得したものと認められ、当該財産を取得した時において、相続税法の施行地に住所（東京都〇〇区〇〇〇）を有しております、また、相続税法第 1 条の 3 第 3 項に規定する一時居住者に該当しないことから、同条第 1 項第 1 号の相続税の納税義務者に該当します。

また、あなたが当該納税義務者として納付すべき相続税額を計算したところ、次の 4 のとおりとなることから、相続税法第 27 条第 1 項の規定により、あなたは、相続税の申告書を提出する義務があります。

2 相続税の課税財産

相続又は遺贈により財産を取得した者の相続税額の計算の基礎となる課税財産及び当該課税財産を相続税法及び財産評価基本通達（以下「評価通達」といいます。）に基づき評価した価額は、別紙の 1 のとおりです。

3 相続税の課税価格

(1) あなたの課税価格

あなたの課税価格は、相続税法第 55 条の規定により、別紙の 1 に記載した相続税の課税財産のうち、分割がされていない財産について、民法（第 904 条の 2 を除く。）の規定による相続分の割合に従って取得したものとして計算した金額とあなたが取得した生命保険金及び退職手当金の金額とを合計した〇〇〇円から、別紙の 2 及び 3 に記載した被相続人に係る債務及び葬式費用を相続税法基本通達 13-3 の定めにより当該相続分の割合に応じて負担するものとして計算した×××円を相続税法第 13 条の規定

に基づき控除した△△△円となります。

(2) 全ての相続人に係る課税価格の合計額

あなたの納付すべき相続税額の計算の基礎となる全ての相続人に係る課税価格の合計額は、相続又は遺贈により財産を取得した者について、上記(1)と同様に計算した各人の課税価格を合計した●●●円となります。

4 あなたの納付すべき相続税額

上記3(2)に記載の全ての相続人に係る課税価格の合計額●●●円から相続税法第15条に規定する基礎控除額＊＊＊万円（法定相続人の数●人）を控除した金額▽▽▽円について、あなたの納付すべき相続税額を同法第16条及び第17条の規定により計算したところ、◎◎◎円となります。

5 あなたの納付すべき無申告加算税の額

今回の決定によりあなたが納付すべきこととなる相続税額◎◎◎円について、国税通則法第66条第1項の規定に基づき計算したところ、無申告加算税は☆☆☆円となります。なお、法定申告期限である令和×年×月×日までに相続税の申告書の提出がなかったことについて正当な理由があるとは認められません。

以下余白

1 相続税の課税財産

種類	細目	利用区分・銘柄	所在場所等	数量	単価	価額	根拠法令等
土地	宅地	自用地	○○市○○区 1-111-1	○○m ²	□□円	○●●円	評価通達（注1）●
家屋	－	自用家屋	○○市○○区 1-111-1	△△m ²	－	○○●円	評価通達▲
有価証券	上場株式	○○建設	○○証券 ○○支店	○株	○○円	△▽▽円	評価通達△
現金預貯金等	－	普通預金 (0123456)	○○銀行 ○○支店	－	－	△△▲円	評価通達■
現金預貯金等	－	定期預金 (6543210)	□□銀行 □□支店	－	－	□■■円	評価通達■
現金預貯金等	－	通常貯金 (11111-23 456789)	ゆうちょ銀行	－	－	□□■円	評価通達■
その他の財産	生命保険金	第○○○号	○○生命保険 (相)	－	－	▲▽▽円	－
その他の財産	退職手当金	－	□□市□□区 1-2 ○○商事(株)	－	－	○▽□円	－
合 計						▲□▲円 (注2)	

(注1) 財産評価基本通達をいいます（以下同じ）。

(注2) 生命保険金及び退職手当金について、相続税法第12条第1項の規定により非課税となる金額を除いた額（▲▲●円及び●▲●円）として合計額を算出しています。

2 被相続人の債務

種類	細目	債権者	金額
公租公課	固定資産税	○○市役所	▲▲▽円
借入金	証書借入	○○銀行○○支店	▽▽□円
合計			□▲□円

3 被相続人に係る葬式費用

支払先名称	金額
セレモニア○○	□○▲円
▲▲生花店	■○▽円
合計	◎□□円

○ 決定

【無申告の場合（遺留分侵害額の請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定した場合）】

調査の結果、あなたは、令和〇年〇月〇日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続について、遺留分侵害額の請求に伴い下記 1 (1)に掲げる財産を取得しており、かつ、相続税法第 35 条第 3 項に規定する事由に該当する事実が認められることから、同項の規定に基づき、下記 1 及び 2 のとおり、あなたの課税価格及び納付すべき相続税額を計算して、決定します。

記

1 相続税の課税価格

(1) あなたの課税価格

あなたの課税価格は、被相続人に係る令和△年△月△日付遺産分割協議書に基づき取得した□□銀行□□支店の被相続人名義の定期預金（口座番号 6543210）□■■円となります。

(2) 全ての相続人に係る課税価格の合計額

あなたの納付すべき相続税額の計算の基礎となる全ての相続人に係る課税価格の合計額は、次のイ及びロの合計▼▼▼円となります。

イ 上記(1)のあなたの課税価格 □■■円

ロ あなた以外の相続人の課税価格の合計額 □□□円

なお、あなた以外の相続人の課税価格の合計額は、別紙の 1 のあなた以外の相続人が相続により取得した財産の価額の合計額▲▲▲円から、別紙の 2 及び 3 に記載したあなた以外の相続人が負担した被相続人に係る債務及び葬式費用の合計額▽▽□円を控除した□□□円となります。

2 あなたの納付すべき相続税額

上記 1 (2)に記載の全ての相続人に係る課税価格の合計額▼▼▼円から相続税法第 15 条に規定する基礎控除額＊＊＊万円（法定相続人の数●人）を控除した金額▽▽▽円について、あなたの納付すべき相続税額を同法第 16 条及び第 17 条の規定により計算したところ、◎◎◎円となります。

以下余白

1 あなた以外の相続人が相続により取得した財産

種類	細目	利用区分・銘柄	所在場所等	取得者	数量	単価	価額	根拠法令等
土地	宅地	自用地	○○市○○区 1-111-1	甲	○○ m ²	□□円	○●●円	評価通達（注1）●
家屋	—	自用家屋	○○市○○区 1-111-1	甲	△△ m ²	—	○○●円	評価通達▲
現金預貯金等	—	普通預金 (0123456)	○○銀行 ○○支店	甲	—	—	△△▲円	評価通達■
現金預貯金等	—	通常貯金 (11111-23 456789)	ゆうちょ銀行	乙	—	—	□□■円	評価通達■
その他の財産	生命保険金	第○○○号	○○生命保険 (相)	乙	—	—	▲▽▽円	—
その他の財産	退職手当金	—	□□市□□区 1-2 ○○商事株	乙	—	—	○▽□円	—
合 計							▲▲▲円（注2）	

(注1) 財産評価基本通達をいいます（以下同じ）。

(注2) 生命保険金及び退職手当金について、相続税法第12条第1項の規定により非課税となる金額を除いた額（▲▲●円及び●▲●円）として合計額を算出しています。

2 あなた以外の相続人が負担した被相続人の債務

種類	細目	債権者	負担者	金額
公租公課	固定資産税	○○市役所	甲	▲▲▽円
借入金	証書借入	○○銀行○○支店	乙	▽▽□円
合 計				□▲□円

3 あなた以外の相続人が負担した 被相続人に係る葬式費用

支払先名称	負担者	金額
セレモニア○○	甲	□○▲円
▲▲生花店	乙	■○▽円
合 計		◎□□円

○ 決定

【無申告の場合（生命保険金の遺贈）】

調査の結果、あなたは、下記 1 のとおり令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の申告書を、法定申告期限である令和〇年〇月〇日までに提出する義務があると認められますが、当該申告書をいまだ提出しておりませんので、下記 2 及び 3 のとおり、あなたの課税価格及び納付すべき相続税額を計算して決定します。

また、下記 4 のとおり、無申告加算税を賦課決定します。

記

1 申告書の提出義務

あなたは、次の 2(1)のとおり遺贈により財産を取得したものとみなされ、当該財産を取得した時において相続税法の施行地に住所（大阪府〇〇市×××）を有しております、また、相続税法第 1 条の 3 第 3 項に規定する一時居住者に該当しないことから、同条第 1 項第 1 号の相続税の納税義務者に該当します。

なお、あなたが当該納税義務者として納付することとなる相続税額を計算したところ、次の 3 のとおりとなることから、同法第 27 条第 1 項の規定により、あなたは、相続税の申告書を提出する義務があります。

2 相続税の課税価格

(1) あなたの課税価格

あなたの課税価格は、相続税法第 3 条第 1 項第 1 号の規定により、あなたが遺贈により取得したものとみなされる〇〇生命保険相互会社から令和×年×月×日に支払を受けた生命保険金の額×××円となります。

(2) 被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した全ての者に係る課税価格の合計額

あなたの納付すべき相続税額の計算の基礎となる被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した全ての者に係る課税価格の合計額は、次のイ及びロの合計▲▲▲円となります。

イ 上記(1)のあなたの課税価格 ×××円

ロ 被相続人から相続又は遺贈により財産を取得したあなた以外の者（以下「本件相続人ら」といいます。）の課税価格の合計額 □□□円

なお、本件相続人らの課税価格の合計額は、別紙の 1 に記載した本件相続人らが相

続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額○○○円から、別紙の2及び3に記載した本件相続人らが負担した被相続人に係る債務及び葬式費用の合計額▽▽□円を控除した□□□円となります。

3 あなたの納付すべき相続税額

上記2(2)に記載の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した全ての者に係る課税価格の合計額▲▲▲円から相続税法第15条に規定する基礎控除額＊＊＊円（法定相続人●人）を控除した金額▽▽▽円について、あなたの納付すべき相続税額を相続税法第16条、第17条及び第18条の規定により計算したところ、◎◎◎円となります。

4 あなたの納付すべき無申告加算税の額

今回の決定によりあなたが納付すべきこととなる相続税額◎◎◎円について、国税通則法第66条第1項の規定に基づき計算したところ、無申告加算税は☆☆☆円となります。

なお、法定申告期限である令和×年×月×日までに相続税の申告書の提出がなかったことについて正当な理由があるとは認められません。

以下余白

1 本件相続人らが相続又は遺贈により取得した財産

種類	細目	利用区分・銘柄	所在場所等	取得者	数量	単価	価額	根拠法令等
土地	宅地	自用地	○○市○○区 1-111-1	甲	○○m ²	□□円	○●● 円	評価通達●
家屋	—	自用家屋	○○市○○区 1-111-1	甲	△△m ²	—	○○● 円	評価通達▲
有価証券	上場株式	○○建設	○○証券 ○○支店	乙	○株	○○円	△▽▽ 円	評価通達△
現金預貯金等	—	普通預金 (0123456)	○○銀行 ○○支店	乙	—	—	△△▲ 円	評価通達■
その他の財産	生命保険金	第○○○号	○▲生命保険 (相)	甲	—	—	●■● 円	—
その他の財産	生命保険金	第○○○号	○■生命保険 (相)	乙	—	—	●▲■ 円	—
その他の財産	退職手当金	—	□□市□□区 1-2 ○○商事(株)	甲	—	—	○▽□ 円	—
合 計							○○○円 (注2)	

(注1) 財産評価基本通達をいいます（以下同じ）。

(注2) 生命保険金及び退職手当金について、相続税法第12条第1項の規定により非課税となる金額を除いた額（▲▲●円及び●▲●円）として合計額を算出しています。

2 本件相続人らが負担した被相続人の債務

種類	細目	債権者	負担者	金額
公租公課	固定資産税	○○市役所	甲	▲▲▽円
借入金	証書借入	○○銀行○○支店	乙	▽▽□円
合計				□▲□円

3 本件相続人らが負担した被相続人に係る葬式費用

支払先名称	負担者	金額
セレモニア○○	甲	□○▲円
▲▲生花店	甲	■○▽円
合計		◎□□円

○ 更正の請求

【土地の評価について一部認容・一部増額する場合①】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の更正の請求書（以下、この更正の請求書に係る請求を「本件更正の請求」といいます。）について、調査の結果、あなたが令和△年△月△日に提出した被相続人〇〇〇〇に係る相続税の申告書（以下、この申告書に係る申告を「当初申告」といいます。）におけるあなたの課税価格及び全ての相続人に係る課税価格の合計額に誤りがあると認められますので、下記のとおり計算して、更正します。

記

1 あなたの課税価格

(1) 〇〇市〇〇町 123 番及び 564 番に所在する土地について

あなたは、本件更正の請求において、相続により取得した〇〇市〇〇町 123 番に所在する土地（別表順号 1 に掲げる土地をいい、以下「本件 1 土地」といいます。）は、不特定多数の者の通行の用に供されていることから、財産評価基本通達（以下「評価通達」といいます。）24 の定めによりその評価額はゼロであるとしています。

しかしながら、本件 1 土地は、特定の者の通行の用に供される道路として利用されていると認められます。

なお、あなたが相続により取得した本件 1 土地に隣接する〇〇市〇〇町 564 番に所在する土地（別表順号 2 に掲げる土地をいい、以下「本件 2 土地」といいます。）は、道路の一部であり、本件 1 土地と同一の利用単位ですので、本件 1 土地と本件 2 土地を 1 画地の土地として評価すべきものと認められるところ、評価通達〇、△及び●の定めにより評価した価額は、■■■円となります。

(2) 〇〇市〇〇町 987 番に所在する土地について

あなたは、当初申告において、相続により取得した〇〇市〇〇町 987 番に所在する土地（別表順号 3 に掲げる土地をいい、以下「本件 3 土地」といいます。）の評価額を△△△円としていますが、本件 3 土地は角地であるため、評価通達 16 に定める側方路線影響加算をすると□■□円となり、この価額に租税特別措置法第 69 条の 4 第 1 項に規定する小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例を適用した後の価額は、〇〇〇円となります。

(3) その他の本件更正の請求に係る各土地について

別表順号4及び5に掲げる各土地（以下「本件各土地」といいます。）の評価額については、調査の結果、本件更正の請求のとおりと認められます。

(4) したがって、本件1土地、本件2土地、本件3土地及び本件各土地の評価額の合計額は、別表「更正の請求額」欄記載の○●●円ではなく、同表「調査額」欄記載の■△■円となりますので、同表「当初申告額」欄記載の☆★☆円と■△■円との差額×××円を、当初申告におけるあなたの相続税の課税価格から減算します。

2 全ての相続人に係る課税価格の合計額

上記1のあなたの課税価格から減算した×××円を、あなたの納付すべき相続税額の計算の基礎となる全ての相続人に係る課税価格の合計額から減算します。

(別表)

順号	所在地、地目、地積	当初申告額	更正の請求額	調査額
1	○○市○○町123番地、宅地、20.00m ²	●●●円	0円	■■■円
2	○○市○○町564番地、宅地、30.00m ²	□□□円	□□□円	
3	○○市○○町987番地、宅地、100.00m ²	△△△円	△△△円	○○○円（注）
4	○○市△△町987番地、宅地、100.00m ²	□■■円	△▲▲円	△▲▲円
5	○○市△△町123番地、宅地、150.00m ²	●▲●円	▲△▲円	▲△▲円
合 計		☆★☆円	○●●円	■△■円

（注）租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例を適用した後の価額

以下余白

○ 更正の請求

【土地の評価について一部認容・一部増額する場合②】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の更正の請求書（以下、この更正の請求書に係る請求を「本件更正の請求」といいます。）について、調査の結果、あなたが令和△年△月△日に提出した被相続人〇〇〇〇に係る相続税の申告書（以下、この申告書に係る申告を「当初申告」といいます。）におけるあなたの課税価格及び全ての相続人に係る課税価格の合計額に誤りがあると認められますので、下記のとおり計算して、更正します。

記

1 あなたの課税価格

(1) 〇〇市△△町 987 番地の土地について

〇〇市△△町 987 番地に所在する土地（別表順号 1 に掲げる土地をいい、以下「本件 1 土地」といいます。）の評価額については、調査の結果、本件更正の請求のとおりと認められます。

(2) 〇〇市△△町 567 番地の土地について

あなたは、当初申告において、〇〇市△△町 567 番地の土地（別表順号 2 に掲げる土地をいい、以下「本件 2 土地」といいます。）の評価額を▼▼▼円としていますが、本件 2 土地は角地であるため、評価通達 16 に定める側方路線影響加算をすると▽▽▽円となり、この価額に租税特別措置法第 69 条の 4 第 1 項に規定する小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例を適用した後の価額は、◎◎◎円となります。

(3) したがって、本件 1 土地及び本件 2 土地の評価額の合計額は、別表「更正の請求額」欄記載の〇〇〇円ではなく、同表「調査額」欄記載の■■■円となりますので、同表「当初申告額」欄記載の☆☆☆円と■■■円との差額×××円を、あなたの相続税の課税価格から減算します。

2 全ての相続人に係る課税価格の合計額

上記 1 のあなたの課税価格から減算した×××円を、あなたの納付すべき相続税額の計算の基礎となる全ての相続人に係る課税価格の合計額から減算します。

(別表)

順号	所在地、地目、地積	当初申告額	更正の請求額	調査額
1	○○市△△町 987 番地、宅地、1200.00 m ²	□□□円	△△△円	△△△円
2	○○市△△町 567 番地、宅地、500.00 m ²	▼▼▼円	▼▼▼円	◎◎◎円 (注)
	合 計	☆☆☆円	○○○円	■■■円

(注) 租税特別措置法第 69 条の 4 第 1 項に規定する小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例を適用した後の価額

以下余白

○ 更正の請求

【当初申告時に一部未分割であった財産の分割確定に伴う減額請求の内容に一部誤りがある場合】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の更正の請求書（以下、この更正の請求書に係る請求を「本件更正の請求」といいます。）について、調査の結果、あなたが令和△年△月△日に提出した被相続人〇〇〇〇に係る相続税の申告書（以下、この申告書に係る申告を「当初申告」といいます。）における課税価格が過大となったと認められますので、下記のとおり計算して、更正します。

記

あなたは、被相続人の相続財産のうち、当初申告において、相続税法第 55 条の規定に基づき、民法の規定による相続分の割合（△分の〇）に従ってあなたが取得したものとしていた〇〇市△△町 123 番地に所在する土地（細目：宅地、面積：700.00 平方メートル、価額：△△△円。以下「本件土地」といいます。）及び A 銀行 B 支店の被相続人名義の定期預金（口座番号 654321、×××円。以下「本件 1 定期預金」といいます。）について、令和〇年〇月〇日付遺産分割協議書（以下「本件遺産分割協議書」といいます。）に基づき相続人甲が持分の全部を取得したとして、本件土地及び本件 1 定期預金のうち当初申告においてあなたの課税財産としていた合計額□□□円をあなたの課税価格から減額すべきとしており、調査の結果、本件更正の請求のとおりと認められます。

しかしながら、あなたは、本件遺産分割協議書に基づき、C 銀行 D 支店の被相続人名義の定期預金（口座番号 123456、☆☆☆円。以下「本件 2 定期預金」といいます。）の全額を取得していますので、本件 2 定期預金のうち当初申告においてあなたの課税財産としていた〇△〇円と☆☆☆円との差額▼▼▼円については、あなたの課税価格に加算すべきものと認められます。

したがって、□□□円と▼▼▼円との差額◎◎◎円をあなたの相続税の課税価格から減算します。

以下余白

○ 更正の請求

【判決等の後発的事由が生じたと認められない場合】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の更正の請求書について、調査の結果、あなたの更正の請求には、下記のとおり更正をすべき理由がないと認められます。

記

あなたは、令和△年△月△日に提出した被相続人〇〇〇〇に係る相続税の申告書において相続財産としていた△△市〇〇町△丁目〇番に所在する土地（細目：宅地、地積：500.00 平方メートル。以下「本件土地」といいます。）について、〇〇地方裁判所令和〇年（〇）第×××号〇〇事件に係る令和〇年□月□日判決（以下「本件判決」といいます。）により、甲の占有による時効取得が認められ、所有権を喪失したことから、本件土地は相続財産ではないとして、更正の請求をしています。

しかしながら、国税通則法第 23 条第 2 項第 1 号に規定する「判決」とは、申告に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実が異なるものであることが確定した民事事件の判決をいうものと解されるところ、次の 1 ないし 4 の事実から、相続開始時点において本件土地が相続財産であったことに変わりはなく、本件判決は、同号に規定する「判決」に該当しませんので、あなたの更正の請求には更正をすべき理由がないと認められます。

- 1 時効による所有権取得の効果は、時効が援用された時にはじめて確定的に生ずるものと解されるところ、あなたが本件土地の所有権を喪失したのは、甲が時効を援用した令和□年△月△日であること。
- 2 課税上、所有権の時効取得の効果は遡及しないものと解されていること。
- 3 相続開始日である令和×年×月×日において、本件土地についての甲の時効取得は、時効が援用されていなかったばかりか時効が完成しておらず、あなたは、相続開始後に時効中断の措置をとることができたこと。
- 4 本件判決は、時効の完成及び援用という相続開始後に発生した新たな事実を判断の基礎としたものであり、相続開始時に既に存在していた事実を明らかにしたものではないこと。

以下余白

○ 更正の請求

【分割確定により小規模宅地の特例の適用を受けるための更正の請求が期限超過の場合】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の更正の請求書（以下、この更正の請求書に係る請求を「本件更正の請求」といいます。）について、調査の結果、本件更正の請求には、下記のとおり更正をすべき理由がないと認められます。

記

あなたは、令和△年△月△日に提出した被相続人〇〇〇〇に係る相続税の申告書において評価額□□□円としていた△△市〇〇町△丁目〇番に所在する土地（細目：宅地、地積：200.00 平方メートル。以下「本件土地」といいます。）について、令和□年□月□日に分割が確定したとして、租税特別措置法第 69 条の 4 第 4 項ただし書及び同条第 5 項の規定に基づき、本件土地の課税価格に算入すべき価額を〇〇〇円と計算して、更正の請求をしています。

しかしながら、本件更正の請求がなされたのは令和〇年〇月〇日であるところ、本件土地の分割が確定した令和□年□月□日の翌日から起算して 4 か月を経過した以後になされており、相続税法第 32 条第 1 項に規定する更正の請求をすることができる期間を超過していますので、本件更正の請求には、更正をすべき理由がないと認められます。

以下余白

○ 更正の請求

【最高裁判決を踏まえた●●●●の取扱い変更を受けてなされた更正の請求が期限徒過の場合】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年×月×日相続開始の被相続人〇〇〇〇に係る相続税の更正の請求書（以下、この更正の請求書に係る請求を「本件更正の請求」といいます。）について、調査の結果、本件更正の請求には、下記のとおり更正をすべき理由がないと認められます。

記

あなたは、相続により取得した●●●●について、国税庁長官が令和●年●月に公表した「●●●●に係る相続税法第●条第●項の取扱いの変更について」に定める「●●●●」に該当するとして、国税通則法（以下「通則法」といいます。）第 23 条第 2 項第 3 号及び国税通則法施行令（以下単に「施行令」といいます。）第 6 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、本件更正の請求をしています。

しかしながら、施行令第 6 条第 1 項第 5 号に掲げる理由に基づく更正の請求については、同令第 30 条及び同条が引用する同令第 24 条第 4 項の規定により、通則法第 71 条の規定は適用されず、同法第 70 条第 1 項第 1 号の規定が適用され、法定申告期限から 5 年を経過した日以後は減額更正をすることができないこととされています。

したがって、本件更正の請求については、法定申告期限である令和〇年〇月〇日から 5 年を経過した日以後になされており、減額更正できる期間を徒過していますので、本件更正の請求には、更正をすべき理由がないと認められます。

以下余白

○ 過少申告加算税

【調査通知後に更正を予知せず修正申告書が提出された場合】（贈与税）

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年分の贈与税の修正申告書（当初申告は期限内申告）により納付すべきこととなる贈与税額3,000,000円に、国税通則法第65条第1項の規定に基づき計算した過少申告加算税150,000円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の修正申告書は、更正があるべきことを予知してされたもの及び調査通知前にされたものではなく、また、当該修正申告書の提出により納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちにその修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて正当な理由があると認められるものはありません。

以下余白

○ 過少申告加算税

【調査の結果、修正申告書が提出された場合】（贈与税）

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年分の贈与税の修正申告書（当初申告は期限内申告）により納付すべきこととなる贈与税額3,000,000円に、国税通則法第65条第1項の規定に基づき計算した過少申告加算税300,000円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の修正申告書は、調査の結果に基づくものであるため、更正を予知してされたものでない修正申告には該当せず、また、当該修正申告書の提出により納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちにその修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

以下余白

○ 無申告加算税

【調査通知前に期限後申告書が提出された場合】（贈与税）

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年分の贈与税の期限後申告書により納付すべきこととなる贈与税額1,000,000円に、国税通則法第66条第1項及び同条第8項の規定に基づき計算した無申告加算税50,000円を賦課決定します。

なお、法定申告期限である令和△年△月△日までに当年分の贈与税の申告書の提出がなかつたことについて正当な理由があるとは認められません。

また、上記の期限後申告書の提出は、決定があるべきことを予知してされたもの及び調査通知後にされたものではありません。

おって、同条第9項の規定の適用はありません。

以下余白

○ 無申告加算税

【調査通知後に決定を予知せず期限後申告書が提出された場合】（贈与税）

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年分の贈与税の期限後申告書により納付すべきこととなる贈与税額300,000円に、国税通則法第66条第1項の規定に基づき計算した無申告加算税30,000円を賦課決定します。

なお、法定申告期限である令和△年△月△日までに当年分の贈与税の申告書の提出がなかったことについて正当な理由があるとは認められません。

また、上記の期限後申告書の提出は、決定があるべきことを予知してされたもの及び調査通知前にされたものではありません。

おって、同条第9項の規定の適用はありません。

以下余白

○ 無申告加算税

【調査の結果、期限後申告書が提出された場合（加重分あり）】（贈与税）

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年分の贈与税の期限後申告書により納付すべきこととなる贈与税額3,000,000円について、国税通則法第66条第1項の規定に基づき計算した無申告加算税450,000円に、同条第2項の規定に基づき計算した無申告加算税125,000円を加算した575,000円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の期限後申告書は、調査の結果に基づくものであるため、決定を予知してされたものでない期限後申告には該当せず、また、法定申告期限である令和△年△月△日までに当年分の贈与税の申告書の提出がなかったことについて正当な理由があるとは認められません。

以下余白

○ 無申告加算税

【自主期限後申告の後に、調査の結果、修正申告書が提出された場合】（贈与税）

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年分の贈与税の修正申告書（当初は期限後申告）により納付すべきこととなる贈与税額×××円に、国税通則法第66条第1項の規定に基づき計算した無申告加算税△△△円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の修正申告書は、調査の結果に基づくものであるため、更正を予知してされたものでない修正申告には該当せず、また、当該修正申告書の提出により納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちにその修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

また、あなたは、当年分の贈与税の当初申告書を法定申告期限後の令和△年△月△日に提出しているところ、期限内申告書の提出がなかったことについて正当な理由があるとは認められませんので、同条第1項ただし書は適用されず、かつ、当該当初申告書について、同条第9項の規定の適用もありません。

以下余白

○ 無申告加算税

【納税義務の承継があった場合】（贈与税）

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した被相続人〇〇〇〇に係る令和×年分の贈与税の期限後申告書により納付すべきこととなる贈与税額×××円に、国税通則法第 66 条第 1 項の規定に基づき計算した無申告加算税●●●円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の期限後申告書は、調査の結果に基づくものであるため、決定を予知してされたものでない期限後申告には該当せず、法定申告期限である令和〇年〇月〇日までに当年分の贈与税の申告書の提出がなかったことについて正当な理由があるとは認められませんので、同条第 1 項ただし書は適用されず、かつ、同条第 9 項の規定の適用もありません。

また、あなたは、同法第 5 条第 1 項の規定により、令和△年△月△日相続開始の被相続人〇〇〇〇の令和×年分の贈与税に係る納付義務を承継しているところ、上記の贈与税額×××円は、同条第 2 項の規定に基づき、被相続人〇〇〇〇に課されるべき税額をあなたの相続分（民法第 900 条から第 902 条までの規定による相続分）によりあん分して計算した金額です。

おって、あなたが相続によって得た財産の価額が、あなたの承継する税額を超えている場合には、国税通則法第 5 条第 3 項の規定により、その超える額を限度として他の相続人の承継した税額についても納付する責任があります。

以下余白

○ 無申告加算税

【調査の結果、期限後申告書が提出され、加算後累積納付税額が300万円を超える場合（帰責事由がないと認められる事実がない場合）】（贈与税）

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年分の贈与税の期限後申告書により納付すべきこととなる贈与税額5,000,000円について、国税通則法第66条第3項の規定に基づき計算した無申告加算税1,175,000円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の期限後申告書は、調査の結果に基づくものであるため、決定を予知してされたものでない期限後申告には該当せず、また、法定申告期限である令和△年△月△日までに当年分の贈与税の申告書の提出がなかったことについて正当な理由があるとは認められません。

おって、上記の期限後申告書の提出に係る国税通則法第66条第2項に規定する加算後累積納付税額の計算の基礎となった事実のうちに、その期限後申告書の提出により納付すべき税額の計算の基礎とされなかったことについてあなたの責めに帰すべき事由がないと認められる事実はなく、上記の期限後申告書の提出に係る加算後累積納付税額は5,000,000円と3,000,000円を超えておりますので、無申告加算税の額は、同条第3項の規定を適用して計算しています。

以下余白

○ 無申告加算税

【調査の結果、期限後申告書が提出された場合において、過去5年以内に無申告加算税が賦課されている場合】（贈与税）

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年分の贈与税の期限後申告書により納付すべきこととなる贈与税額300,000円について、国税通則法第66条第1項の規定に基づき計算した無申告加算税45,000円に、同条第6項の規定に基づき計算した無申告加算税30,000円を加算した75,000円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の期限後申告書は、調査の結果に基づくものであるため、決定を予知してされたものでない期限後申告には該当せず、また、法定申告期限である令和△年△月△日までに当年分の贈与税の申告書の提出がなかったことについて正当な理由があるとは認められません。

おって、あなたは令和〇年〇月〇日付で贈与税について無申告加算税の賦課決定をされており、上記の期限後申告書の提出があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、贈与税について無申告加算税を課されたことがあると認められますので、無申告加算税の額は、同条第1項の規定に基づき計算した金額に、同条第6項の規定を適用して計算した金額を加算しています。

以下余白

○ 無申告加算税

【調査の結果、期限後申告書が提出された場合において、過去5年以内に重加算税が賦課されている場合】（贈与税）

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年分の贈与税の期限後申告書により納付すべきこととなる贈与税額300,000円について、国税通則法第66条第1項の規定に基づき計算した無申告加算税45,000円に、同条第6項の規定に基づき計算した無申告加算税30,000円を加算した75,000円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の期限後申告書は、調査の結果に基づくものであるため、決定を予知してされたものでない期限後申告には該当せず、また、法定申告期限である令和△年△月△日までに当年分の贈与税の申告書の提出がなかったことについて正当な理由があるとは認められません。

おって、あなたは令和〇年〇月〇日付で贈与税について重加算税の賦課決定をされており、上記の期限後申告書の提出があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、贈与税について重加算税を課されたことがあると認められますので、無申告加算税の額は、同条第1項の規定に基づき計算した金額に、同条第6項の規定を適用して計算した金額を加算しています。

以下余白

○ 無申告加算税

【一定期間繰り返し行われる無申告行為（前年分及び前々年分の贈与税について特定無申告加算税等が課されるべきと認められる場合①）】（贈与税）

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×4年分（以下「当年分」といいます。）の贈与税の期限後申告書により納付すべきこととなる贈与税額300,000円について、国税通則法第66条第1項の規定に基づき計算した無申告加算税45,000円に、同条第6項の規定に基づき計算した無申告加算税30,000円を加算した75,000円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の期限後申告書は、調査の結果に基づくものであるため、決定を予知してされたものでない期限後申告には該当せず、また、法定申告期限である令和△年△月△日までに当年分の贈与税の申告書の提出がなかったことについて正当な理由があるとは認められません。

おって、次の1及び2のことから、あなたの当年分の前年分及び前々年分の贈与税について同条第6項第2号に規定する特定無申告加算税等が課されるべきであると認められることから、当年分の贈与税の無申告加算税の額は、同条第1項の規定に基づき計算した金額に、同条第6項の規定を適用して計算した金額を加算しています。

- 1 あなたは令和〇年〇月〇日に令和×3年分贈与税の期限後申告書を提出しており、法定申告期限である令和〇年〇月〇日までに提出されなかつたことについて正当な理由があるとは認められず、また、当該期限後申告書の提出は、調査通知前にされたものではないこと。
- 2 あなたは令和〇年〇月〇日に令和×2年分贈与税の期限後申告書を提出しており、法定申告期限である令和〇年〇月〇日までに提出されていなかつたことについて正当な理由があるとは認められず、また、当該期限後申告書の提出は、調査通知前にされたものではないこと。

以下余白

○ 無申告加算税

【一定期間繰り返し行われる無申告行為（前年分及び前々年分の贈与税について特定無申告加算税等が課されるべきと認められる場合②）】（贈与税）

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×4年分（以下「当年分」といいます。）の贈与税の期限後申告書により納付すべきこととなる贈与税額300,000円について、国税通則法第66条第1項の規定に基づき計算した無申告加算税45,000円に、同条第6項の規定に基づき計算した無申告加算税30,000円を加算した75,000円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の期限後申告書は、調査の結果に基づくものであるため、決定を予知してされたものでない期限後申告には該当せず、また、法定申告期限である令和△年△月△日までに当年分の贈与税の申告書の提出がなかったことについて正当な理由があるとは認められません。

おって、次の1及び2のことから、あなたの当年分の前年分及び前々年分の贈与税について同条第6項第2号に規定する特定無申告加算税等が課されるべきであると認められますので、当年分の贈与税の無申告加算税の額は、同条第1項の規定に基づき計算した金額に、同条第6項の規定を適用して計算した金額を加算しています。

- 1 あなたは令和〇年〇月〇日に令和×3年分贈与税の修正申告書（当初申告は期限後申告書）を提出しており、当該修正申告は、調査通知前にされたものではなく、また、当該修正申告書の提出に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに、その修正申告前の税額の計算の基礎とされなかつたことについて正当な理由があると認められるものはないこと。
- 2 あなたは令和〇年〇月〇日に令和×2年分贈与税の修正申告書（当初申告は期限後申告書）を提出しており、当該修正申告は、調査通知前にされたものではなく、また、当該修正申告書の提出に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに、その修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて正当な理由があると認められるものはないこと。

以下余白

○ 更正

【保険料を負担していない満期保険金が計上漏れとなっていた場合】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年分の贈与税の申告書（以下、この申告書に係る申告を「当初申告」といいます。）について、調査の結果、あなたの課税価格に誤りがあると認められましたので、下記1及び2のとおり計算して、更正します。

また、下記3のとおり、過少申告加算税を賦課決定します。

記

1 あなたの課税価格

あなたは、令和×年×月×日にA生命保険相互会社から満期保険金×××円を受け取っていますが、当該保険契約に係る保険料は、あなたではなく〇〇〇〇が負担していることから、相続税法第5条第2項の規定により、当該保険料を負担した〇〇〇〇から当該満期保険金を贈与により取得したものとみなされます。したがって、当該満期保険金×××円を、あなたの贈与税の課税価格に加算します。

2 あなたの納付すべき贈与税額

上記1を基に、あなたの納付すべき贈与税額を相続税法第21条の7の規定により計算したところ、◎◎◎円となります。

したがって、今回の更正によりあなたが納付すべき贈与税額は、◎◎◎円と当初申告におけるあなたの申告納税額▼▼▼円との差額＊＊＊円となります。

3 あなたの納付すべき過少申告加算税の額

今回の更正によりあなたが納付すべきこととなる贈与税額＊＊＊円について、国税通則法第65条第1項の規定に基づき計算したところ、過少申告加算税は☆☆☆円となります。

なお、今回の更正に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに今回の更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

以下余白

○ 更正

【債務（借入金）の免除を受けた場合】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年分の贈与税の申告書（以下、この申告書に係る申告を「当初申告」といいます。）について、調査の結果、あなたが申告された課税価格に誤りがあると認められましたので、下記1及び2のとおり計算して、更正します。

また、下記3のとおり、過少申告加算税を賦課決定します。

記

1 あなたの課税価格

あなたは、令和×年×月×日に〇〇〇〇からあなたの借入金（×××円）を免除されていますが、あなたは、同日において、甲銀行乙支店のあなたの名義の普通預金（口座番号0123456、□□□円）の財産を有しております、当該借入金の返済が困難であったとは認められないことから、当該借入金の免除を受けた金額×××円は、相続税法第8条の規定により、〇〇〇〇から贈与により取得したものとみなされます。したがって、当該金額×××円を、あなたの贈与税の課税価格に加算します。

2 あなたの納付すべき贈与税額

上記1を基に、あなたの納付すべき贈与税額を相続税法第21条の7の規定により計算したところ、◎◎◎円となります。

したがって、今回の更正によりあなたが納付すべき贈与税額は、◎◎◎円と当初申告におけるあなたの申告納税額▼▼▼円との差額＊＊＊円となります。

3 あなたの納付すべき過少申告加算税の額

今回の更正によりあなたが納付すべきこととなる贈与税額＊＊＊円について、国税通則法第65条第1項の規定に基づき計算したところ、過少申告加算税は☆☆☆円となります。

なお、今回の更正に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに今回の更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

以下余白

○ 更正

【土地（不整形地）の評価に計算誤りがあった場合】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年分の贈与税の申告書（以下、この申告書に係る申告を「当初申告」といいます。）について、調査の結果、あなたが申告された課税価格に誤りがあると認められましたので、下記1及び2のとおり計算して、更正します。

また、下記3のとおり、過少申告加算税を賦課決定します。

記

1 あなたの課税価格

あなたは、贈与により取得した△△市〇〇町△△丁目〇番に所在する土地（地目：宅地、地積：〇平方メートル。以下「本件土地」といいます。）を財産評価基本通達20の定めにより、想定整形地の間口が▲メートル、奥行が●メートルでその地積を◎平方メートルとし、評価額を〇〇〇円としています。

しかしながら、本件土地の想定整形地の間口は□メートル、奥行は▼メートルでその地積は■平方メートルとなることから、その評価額は▲▲▲円となります。したがって、当該評価額▲▲▲円と当初申告における本件土地の評価額〇〇〇円との評価差額×××円をあなたの贈与税の課税価格に加算します。

2 あなたの納付すべき贈与税額

上記1を基に、あなたの納付すべき贈与税額を相続税法第21条の7の規定により計算したところ、◎◎◎円となります。

したがって、今回の更正によりあなたが納付すべき贈与税額は、◎◎◎円と当初申告におけるあなたの申告納税額▼▼▼円との差額＊＊＊円となります。

3 あなたの納付すべき過少申告加算税の額

今回の更正によりあなたが納付すべきこととなる贈与税額＊＊＊円について、国税通則法第65条第1項の規定に基づき計算したところ、過少申告加算税は☆☆☆円となります。

なお、今回の更正に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに今回の更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

以下余白

○ 更正

【土地（農地の判定）の評価に誤りがあった場合】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年分の贈与税の申告書（以下、この申告書に係る申告を「当初申告」といいます。）について、調査の結果、あなたの課税価格に誤りがあると認められましたので、下記1及び2のとおり計算して、更正します。

また、下記3のとおり、過少申告加算税を賦課決定します。

記

1 あなたの課税価格

あなたは、令和×年×月×日に甲から贈与により取得した△△市〇〇町△△丁目〇番に所在する土地（地目：畠、地積：300 平方メートル。以下「本件土地」といいます。）が財産評価基本通達（以下「評価通達」といいます。）36-2(1)に定める第2種農地であり、中間農地に該当するとして、評価通達38の定めに基づき本件土地の固定資産税評価額に、国税局長の定める倍率〇〇を乗じて〇〇〇円と評価しています。

しかしながら、本件土地は、令和〇年〇月〇日に農地法第5条に規定する許可を受けているため、評価通達36-4に定める市街地農地に該当するものと認められます。

したがって、本件土地は評価通達40の定めにより評価することになりますので、これにより計算した評価額□□□円と当初申告における本件土地の評価額〇〇〇円との評価差額×××円をあなたの贈与税の課税価格に加算します。

2 あなたの納付すべき贈与税額

上記1を基に、あなたの納付すべき贈与税額を相続税法第21条の7の規定により計算したところ、◎◎◎円となります。

したがって、今回の更正によりあなたが納付すべき贈与税額は、◎◎◎円と当初申告におけるあなたの申告納税額▼▼▼円との差額＊＊＊円となります。

3 あなたの納付すべき過少申告加算税の額

今回の更正によりあなたが納付すべきこととなる贈与税額＊＊＊円について、国税通則法第65条第1項の規定に基づき計算したところ、過少申告加算税は☆☆☆円となります。

なお、今回の更正に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに今回の更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

以下余白

○ 決定

【無申告の場合（現金）】

調査の結果、あなたは、下記 1 のとおり令和×年分の贈与税の申告書を、法定申告期限である令和〇年〇月〇日までに提出する義務があると認められますが、当該申告書をいまだ提出していませんので、下記 2 及び 3 のとおり、当年分の課税価格及び納付すべき贈与税額を計算して、決定します。

また、下記 4 のとおり、無申告加算税を賦課決定します。

記

1 申告書の提出義務

あなたは、下記 2 のとおり贈与により財産を取得しており、当該財産を取得したときにおいて相続税法の施行地に住所（東京都〇〇区〇〇〇）を有しております、また、相続税法第 1 条の 4 第 3 項第 1 号に規定する一時居住者に該当しないことから、同条第 1 項第 1 号の贈与税の納税義務者に該当します。

なお、あなたが当該納税義務者として納付することとなる贈与税額を計算したところ、下記 3 のとおりとなることから、相続税法第 28 条第 1 項の規定により、贈与税の申告書を提出する義務があります。

2 あなたの課税価格

あなたの当年分の課税価格は、あなたが〇〇〇〇（続柄：父）から令和×年×月×日に贈与により取得した現金×××円となります。

3 あなたの納付すべき贈与税額

あなたの当年分の課税価格×××円（上記 2）から、租税特別措置法第 70 条の 2 の 4 に規定する基礎控除額 1,100,000 円を控除した金額□□□円について、あなたの納付すべき贈与税額を相続税法第 21 条の 7 の規定により計算したところ、××円となります。

4 あなたの納付すべき無申告加算税の額

今回の決定によりあなたが納付すべきこととなる贈与税額××円について、国税通則法第 66 条第 1 項の規定に基づき計算したところ、無申告加算税は☆☆円となります。

なお、法定申告期限である令和〇年〇月〇日までに当年分の贈与税の申告書の提出がなかったことについて正当な理由があるとは認められません。

以下余白

○ 決定

【無申告の場合（親族間の資金移動）】

調査の結果、あなたは、下記 1 のとおり令和×年分の贈与税の申告書を、法定申告期限である令和〇年〇月〇日までに提出する義務があると認められますが、当該申告書をいまだ提出していませんので、次の 2 及び 3 のとおり、当年分の課税価格及び納付すべき贈与税額を計算して、決定します。

また、下記 4 のとおり、無申告加算税を賦課決定します。

記

1 申告書の提出義務

あなたは、下記 2 のとおり贈与により財産を取得しており、当該財産を取得した時ににおいて相続税法の施行地に住所（〇〇〇県〇〇〇市〇区〇〇〇）を有しております、また、相続税法第 1 条の 4 第 3 項第 1 号に規定する一時居住者に該当しないことから、同条第 1 項第 1 号の贈与税の納税義務者に該当します。

なお、あなたが当該納税義務者として納付することとなる贈与税額を計算したところ、下記 3 のとおりとなることから、相続税法第 28 条第 1 項の規定により、贈与税の申告書を提出する義務があります。

2 あなたの課税価格

令和×年×月×日に甲銀行乙支店の丙（続柄：父）名義の普通預金（口座番号 0123456）から出金された×××円が、同日、同支店のあなたの名義の普通預金（口座番号 7891011）に入金されていること、あなたと丙との間において金銭消費貸借契約が締結された事実は認められず、また、当該現金に相当する金員が丙に返還された事実も認められないことからすると、当該現金は、あなたが丙から贈与によって取得したものと認められます。したがって、あなたの当年分の贈与税の課税価格は、あなたの名義の普通預金（口座番号 7891011）に入金された×××円となります。

3 あなたの納付すべき贈与税額

あなたの当年分の課税価格である×××円（上記 2）から、租税特別措置法第 70 条の 2 の 4 に規定する基礎控除額 1,100,000 円を控除した金額 □□□ 円について、あなたの納付すべき贈与税額を相続税法第 21 条の 7 の規定により計算したところ、××円となります。

4 あなたの納付すべき無申告加算税の額

今回の決定によりあなたが納付すべきこととなる贈与税額××円について、国税通則法第66条第1項の規定に基づき計算したところ、無申告加算税は☆☆円となります。

なお、法定申告期限である令和〇年〇月〇日までに当年分の贈与税の申告書の提出がなかったことについて正当な理由があるとは認められません。

以下余白

○ 決定

【無申告の場合（土地）】

調査の結果、あなたは、下記 1 の理由から令和×年分の贈与税の申告書を、法定申告期限である令和〇年〇月〇日までに提出する義務があると認められますが、当該申告書をいまだ提出していませんので、下記 2 及び 3 のとおり、当年分の課税価格及び納付すべき贈与税額を計算して、決定します。

また、下記 4 のとおり、無申告加算税を賦課決定します。

記

1 申告書の提出義務

あなたは、次の 2 のとおり贈与により財産を取得しており、当該財産を取得した時ににおいて相続税法の施行地に住所（東京都〇〇区〇〇〇）を有しております、また、相続税法第 1 条の 4 第 3 項第 1 号に規定する一時居住者に該当しないことから、同条第 1 項第 1 号に規定する贈与税の納税義務者に該当します。

また、あなたが当該納税義務者として納付することとなる贈与税額を計算したところ、次の 3 のとおりとなることから、相続税法第 28 条第 1 項の規定により、贈与税の申告書を提出する義務があります。

2 あなたの課税価格

あなたの当年分の贈与税の課税価格は、令和×年△月△日に贈与を原因として甲からあなたに所有権移転登記がなされた〇〇県〇〇市△△町□丁目▲番■に所在する土地（地目：宅地、地積：300 平方メートル）を、財産評価基本通達●ないし●の定めにより評価した評価額×××円となります。

3 あなたの納付すべき贈与税額

あなたの当年分の課税価格である×××円（上記 2）から、租税特別措置法第 70 条の 2 の 4 に規定する基礎控除額 1,100,000 円を控除した金額□□□円について、あなたの納付すべき贈与税額を相続税法第 21 条の 7 の規定により計算したところ、▲▲円となります。

4 あなたの納付すべき無申告加算税の額

今回の決定によりあなたが納付すこととなる贈与税額▲▲円について、国税通則法第 66 条第 1 項の規定に基づき計算したところ、無申告加算税は☆☆円となります。

なお、法定申告期限である令和〇年〇月〇日までに当年分の贈与税の申告書の提出がなかったことについて正当な理由があるとは認められません。

以下余白

○ 重加算税の賦課決定

【譲渡価額を圧縮していた場合①】

下記のとおり仮装の事実が認められましたので、あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年分の所得税及び復興特別所得税の修正申告書（当初申告は期限内申告）により納付すべきこととなる所得税及び復興特別所得税の額 400,000 円に、国税通則法第 68 条第 1 項の規定に基づき計算した重加算税 140,000 円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の修正申告書は、調査の結果に基づくものであるため、更正を予知してされたものでない修正申告には該当せず、また、当該修正申告書の提出により納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちにその修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

記

あなたは、分離長期譲渡所得の金額の計算上、東京都〇〇区〇〇〇に所在する土地の売買に係る譲渡価額が〇〇〇〇円であるにもかかわらず、買主である甲と通謀して譲渡価額を□□□□円とする事実と異なる内容の不動産売買契約書を作成し、当該不動産売買契約書に基づき譲渡所得の収入金額を□□□□円として分離長期譲渡所得の金額を計算して申告することにより、真実の譲渡価額との差額〇〇〇円を分離長期譲渡所得の総収入金額に算入していませんでした。

以下余白

○ 重加算税の賦課決定

【譲渡価額を圧縮していた場合②】

下記のとおり隠蔽の事実が認められましたので、あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年分の所得税及び復興特別所得税の修正申告書（当初申告は期限内申告）により納付すべきこととなる所得税及び復興特別所得税の額 400,000 円に、国税通則法第 68 条第 1 項の規定に基づき計算した重加算税 140,000 円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の修正申告書は、調査の結果に基づくものであるため、更正を予知してされたものでない修正申告には該当せず、また、当該修正申告書の提出により納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちにその修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

記

あなたは、東京都〇〇区〇〇〇に所在する土地の売買に係る譲渡所得の金額及び税額を自ら試算するとともに、当該土地の売買契約（以下「本件売買契約」といいます。）を仲介した A 不動産から当該土地の譲渡所得の金額に係る税額について△△△△円である旨の説明を受けており、当該土地の譲渡所得の金額及び税額を十分認識していたと認められます。

しかしながら、あなたは、本件売買契約に係る不動産売買契約書及び領収書の控えを破棄し、令和×年△月△日に手付金として受領した現金〇〇〇〇円を譲渡所得の収入金額に含めていませんでした。

そして、分離長期譲渡所得の金額の計算上、令和×年×月×日に残代金として受領した□□□□円のみが本件売買契約の譲渡価額であるとして分離長期譲渡所得の金額を計算して申告することにより、真実の譲渡価額との差額〇〇〇〇円を令和×年分の分離長期譲渡所得の総収入金額に算入していませんでした。

以下余白

○ 重加算税の賦課決定

【譲渡価額を圧縮していた場合③】

下記の事実が認められましたので、あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年分の所得税及び復興特別所得税の修正申告書（当初申告は期限内申告）により納付すべきこととなる所得税及び復興特別所得税の額 400,000 円に、国税通則法第 68 条第 1 項の規定に基づき計算した重加算税 140,000 円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の修正申告書は、調査の結果に基づくものであるため、更正を予知してされたものでない修正申告には該当せず、また、当該修正申告書の提出により納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちにその修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

記

あなたは、分離長期譲渡所得の金額の計算上、東京都〇〇区〇〇〇に所在する土地の売買について、買主を甲、譲渡価額を〇〇〇〇円とする令和×年×月×日付の不動産売買契約書及び領収書を作成し、当該不動産売買契約書に基づき分離長期譲渡所得の金額を計算して申告していました。

しかしながら、調査の結果、上記の売買契約に基づき、甲からあなたに対して売買代金が支払われた事実ではなく、売買代金の決済状況及び所有権の移転登記の状況からすると、真実の買主は株式会社Aであると認められます。

そして、あなたは、架空の不動産売買契約書及び領収書を作成することにより、株式会社Aとの間に甲が介在したように取引を仮装し、真実の譲渡価額が××××円であるにもかかわらず譲渡価額が〇〇〇〇円であるとして分離長期譲渡所得の金額を計算して申告することにより、真実の譲渡価額との差額△△△円を令和×年分の分離長期譲渡所得の総収入金額に算入していませんでした。

以下余白

○ 重加算税の賦課決定

【譲渡価額を圧縮していた場合④】

下記のとおり仮装の事実が認められましたので、あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年分の所得税及び復興特別所得税の修正申告書（当初申告は期限内申告）により納付すべきこととなる所得税及び復興特別所得税の額 400,000 円に、国税通則法第 68 条第 1 項の規定に基づき計算した重加算税 140,000 円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の修正申告書は、調査の結果に基づくものであるため、更正を予知してされたものでない修正申告には該当せず、また、当該修正申告書の提出により納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちにその修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

記

あなたは、分離長期譲渡所得の金額の計算上、東京都〇〇区〇〇〇に所在する土地の売買について、買主である株式会社 A との不動産売買契約に基づき譲渡価額が〇〇〇円であるとして申告していましたが、調査の結果、同契約に係る不動産売買契約書（以下「本件契約書」といいます。）に記載された金額のほか、〇〇補償金という名目で、令和×年×月×日に株式会社 A から△△△円を現金で受領していました。

しかしながら、上記〇〇補償金の支払名目に相当する補償すべき事実は認められず、また、実際の売買代金の決済状況からすると、上記の△△△円は、実質的には譲渡価額の一部であると認められるところ、あなたは、株式会社 A と協議の上、譲渡価額のうち△△△円を〇〇補償金として受領した上、本件契約書を作成することにより、真実の譲渡価額から〇〇補償金を控除した〇〇〇円が売買価額であると取引を仮装し、〇〇〇円が譲渡価額であるとして分離長期譲渡所得の金額を計算して申告することにより、真実の譲渡価額との差額△△△円を令和×年分の分離長期譲渡所得の総収入金額に算入していませんでした。

以下余白

○ 重加算税の賦課決定

【居住事実を仮装していた場合】

下記の事実が認められましたので、あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年分の所得税及び復興特別所得税の修正申告書（当初申告は期限内申告）により納付すべきこととなる所得税及び復興特別所得税の額 400,000 円に、国税通則法第 68 条第 1 項の規定に基づき計算した重加算税 140,000 円を賦課決定します。

なお、あなたが提出した上記の修正申告書は、調査の結果に基づくものであるため、更正を予知してされたものでない修正申告には該当せず、また、当該修正申告書の提出により納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちにその修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

記

あなたは、令和△年△月△日に提出した令和×年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書に、△△市〇〇〇を住居表示とする家屋及びその敷地（以下、これらを併せて「譲渡家屋等」といいます。）の譲渡に係る譲渡所得について、租税特別措置法第 35 条第 1 項に規定する居住用財産の特別控除の特例（以下「本件特例」といいます。）の適用を受ける旨記載しています。

しかしながら、あなたは、平成□年□月□日に譲渡家屋等の所在する△△市〇〇〇から□□区△△△に住所を異動して以降、□□区△△△に所在する家屋を生活の拠点としており、譲渡家屋等での居住の事実がないにもかかわらず、令和●年●月●日から譲渡家屋等の所在する△△市〇〇〇に、令和×年×月×日から再度□□区△△△に、それぞれ住民登録を異動させ、あなたが譲渡家屋等に居住していたように仮装し、譲渡家屋等の譲渡について本件特例を適用し、〇〇〇円を控除して分離長期譲渡所得の金額を計算していました。

以下余白

○ 更正

【譲渡所得（譲渡代金の回収費用）に誤りがある場合】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（以下、この申告書に係る申告を「当初申告」といいます。）について、調査の結果、分離短期譲渡所得の金額に誤りがあると認められましたので、下記1ないし3のとおり計算して、更正します。

また、下記4のとおり、過少申告加算税を賦課決定します。

記

1 資産の譲渡に要した費用

あなたは、東京都〇〇区〇〇〇に所在する土地（以下「本件土地」といいます。）の譲渡に要した費用として、A弁護士事務所に支払った弁護士費用×××円（以下「本件弁護士費用」といいます。）を、分離短期譲渡所得の金額の計算上、資産の譲渡に要した費用として総収入金額から控除しています。しかしながら、本件弁護士費用は、本件土地の譲渡代金の取立てに要した費用であり、所得税法第33条第3項に規定する資産の譲渡に要した費用とは認められないことから、本件土地に係る分離短期譲渡所得の金額の計算上、本件弁護士費用の額を総収入金額から控除することはできません。

2 分離短期譲渡所得の金額

上記1のとおり、本件弁護士費用の額を資産の譲渡に要した費用に含めず、令和×年分の分離短期譲渡所得の金額を計算したところ、当該金額は、△△△円となります。

3 あなたの納付すべき所得税及び復興特別所得税の額

上記2を基に、あなたの納付すべき所得税及び復興特別所得税の額を計算したところ、○○○円となります。

したがって、今回の更正によりあなたが納付すべき所得税及び復興特別所得税の額は、○○○円と当初申告におけるあなたの申告納税額▼▼▼円との差額＊＊＊円となります。

4 あなたの納付すべき過少申告加算税の額

今回の更正によりあなたが納付すべきこととなる所得税及び復興特別所得税の額＊＊＊円について、国税通則法第65条第1項の規定に基づき計算したところ、過少申告加算税は☆☆☆円となります。

なお、今回の更正に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに今回の

更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

以下余白

○ 更正

【譲渡所得（特定の居住用財産の買換えの特例）に誤りがある場合】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書について、調査の結果、分離長期譲渡所得の金額に誤りがあると認められましたので、下記 1 ないし 3 のとおり計算して、更正します。

また、下記 4 のとおり、過少申告加算税を賦課決定します。

記

1 買換資産の取得価額

あなたは、東京都〇〇区〇〇に所在する土地及び建物の譲渡に係る分離長期譲渡所得の金額の計算において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 36 条の 2 の規定（以下「本件特例」といいます。）を適用し、本件特例の適用に当たって買換資産の取得価額を東京都□□区〇〇に所在するマンションの区分所有建物である甲号室（取得価額〇〇円）及び乙号室（取得価額△△円）の取得価額の合計金額□□円としています。

しかしながら、措置法第 36 条の 2 第 1 項及び租税特別措置法施行令第 24 の 2 第 12 項第 2 号に規定されているとおり、個人が二以上の家屋を取得する場合において、取得した家屋のうちの一の家屋を主としてその居住の用に供するときは、当該一の家屋のみが買換資産に該当するところ、甲号室と乙号室の利用状況は、甲号室はあなたの長男夫婦が居住し、乙号室はあなたが居住していますので、あなたは、二以上の家屋を取得したものと認められ、あなたが現に居住する乙号室のみが本件特例の対象となる買換資産に該当することとなります。したがって、本件特例の適用における買換資産の取得価額は、△△円となります。

2 分離長期譲渡所得の金額

上記 1 のとおり、本件特例の適用における買換資産の取得価額を△△円として、令和×年分の分離長期譲渡所得の金額を計算したところ、当該金額は、×××円となります。

3 あなたの納付すべき所得税及び復興特別所得税の額

上記 2 を基に、あなたの納付すべき所得税及び復興特別所得税の額を計算したところ、◎◎◎円となります。

したがって、今回の更正によりあなたが納付すべき所得税及び復興特別所得税の額は、◎◎◎円と当初申告におけるあなたの申告納税額▼▼▼円との差額＊＊＊円となります。

4 あなたの納付すべき過少申告加算税の額

今回の更正によりあなたが納付すべきこととなる所得税及び復興特別所得税の額＊＊

＊円について、国税通則法第 65 条第 1 項の規定に基づき計算したところ、過少申告加算税は☆☆☆円となります。

なお、今回の更正に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに今回の更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

以下余白

○ 更正

【譲渡所得（租税特別措置法第35条第1項の規定の適用）に誤りがある場合】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（以下、この申告書に係る申告を「当初申告」といいます。）について、調査の結果、分離長期譲渡所得の金額に誤りがあると認められましたので、下記1ないし3のとおり計算して、更正します。

また、下記4のとおり、過少申告加算税を賦課決定します。

記

1 租税特別措置法第35条第1項の規定の適用

あなたは、当初申告において、租税特別措置法第35条第1項の規定（以下「本件特例」といいます。）の適用を受ける旨を記載し、分離長期譲渡所得の金額の計算上、特別控除額30,000,000円を控除して申告しています。しかしながら、本件特例を適用した東京都〇〇区〇〇に所在する家屋及びその敷地（以下、これらを併せて「本件譲渡家屋等」といいます。）については、令和×年×月×日にあなたが不動産仲介業者であるA不動産に譲渡のための仲介を依頼し、譲渡することが具体化した後の令和×年〇月〇日にあなたは本件譲渡家屋等に居住を開始したことから、本件譲渡家屋等への入居は、本件特例の適用を受けるための一時的な入居と認められますので、本件譲渡家屋等の譲渡について、本件特例の適用を受けることはできません。

2 分離長期譲渡所得の金額

上記1のとおり、本件特例を適用せず、あなたの令和×年分の分離長期譲渡所得の金額を計算したところ、当該金額は、△△△円となります。

3 あなたの納付すべき所得税及び復興特別所得税の額

上記2を基に、あなたの納付すべき所得税及び復興特別所得税の額を計算したところ、◎◎◎円となります。

したがって、今回の更正によりあなたが納付すべき所得税及び復興特別所得税の額は、◎◎◎円と当初申告におけるあなたの申告納税額▼▼▼円との差額＊＊＊円となります。

4 あなたの納付すべき過少申告加算税の額

今回の更正によりあなたが納付すべきこととなる所得税及び復興特別所得税の額＊＊＊円について、国税通則法第65条第1項の規定に基づき計算したところ、過少申告加算

税は☆☆☆円となります。

なお、今回の更正に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに今回の更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

以下余白

○ 更正

【譲渡所得（収入金額及び譲渡費用）に誤りがある場合】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（以下、この申告書に係る申告を「当初申告」といいます。）について、調査の結果、分離長期譲渡所得の金額に誤りがあると認められましたので、下記1ないし4のとおり計算して、更正します。

また、下記5のとおり、過少申告加算税を賦課決定します。

記

1 分離長期譲渡所得に係る総収入金額

次の(1)及び(2)の金額の合計額×××円が分離長期譲渡所得に係る総収入金額となります。

- (1) 大阪府〇〇市〇〇町□番に所在する土地を甲に譲渡した譲渡代金△△△円
- (2) 兵庫県△△市△△町■番に所在する土地を乙に譲渡した譲渡代金□□□円

なお、あなたは、当初申告において、上記(1)及び(2)の合計額から丙に支払った▲▲▲円を差し引いた金額■■■円を総収入金額としていますが、当該支払は、令和△年△月△日相続開始の被相続人〇〇〇〇の相続に係る、遺留分侵害額請求に係る和解に基づいてされた遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求に対する債務の履行と認められることから、当該支払額を総収入金額から差し引くことはできません。

また、履行した遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求に対する債務の弁済は、所得税法第33条第3項において、譲渡所得の計算上、総収入金額から控除することとされている当該所得の基因となった資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用のいずれにも該当しません。

2 資産の譲渡に要した費用の額

次の(1)ないし(3)の金額の合計額●●●円が資産の譲渡に要した費用の額となります。

- (1) 仲介手数料 ×■×円
- (2) 交通費 ▲××円
- (3) 収入印紙 ×●×円

なお、あなたは、当初申告において、丁弁護士に支払った弁護士費用×△×円を資産の譲渡に要した費用としていますが、当該費用は共有物分割請求事件に係る費用である

ことから、上記1の(1)及び(2)の土地の譲渡に要した費用とは認められません。

3 分離長期譲渡所得の金額

上記1及び2のとおり、総収入金額を×××円、資産の譲渡に要した費用の額を●●

●円として、令和×年分の分離長期譲渡所得の金額を計算したところ、当該金額は、☆
☆☆円となります。

4 あなたの納付すべき所得税及び復興特別所得税の額

上記3を基に、あなたの納付すべき所得税及び復興特別所得税の額を計算したところ、
◎◎◎円となります。

したがって、今回の更正によりあなたが納付すべき所得税及び復興特別所得税の額は、
◎◎◎円と当初申告におけるあなたの申告納税額▼▼▼円との差額＊＊＊円となります。

5 あなたの納付すべき過少申告加算税の額

今回の更正によりあなたが納付すべきこととなる所得税及び復興特別所得税の額＊＊
＊円について、国税通則法第65条第1項の規定に基づき計算したところ、過少申告加算
税は☆☆☆円となります。

なお、今回の更正に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに今回の
更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認めら
れるものはありません。

以下余白

○ 更正

【譲渡所得（未経過固定資産税加算漏れ）に誤りがある場合】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（以下、この申告書に係る申告を「当初申告」といいます。）について、調査の結果、分離長期譲渡所得の金額に誤りがあると認められましたので、下記1ないし4のとおり計算して、更正します。

また、下記5のとおり、過少申告加算税を賦課決定します。

記

1 分離長期譲渡所得に係る総収入金額

あなたは、当初申告において、大阪府〇〇市〇〇町〇番に所在する土地（以下「本件土地」といいます。）を甲に譲渡したことにより受領した×××円から、令和×年×月×日付土地売買契約書第〇条に基づき受領した未経過固定資産税の額□□円を差し引いた金額■■■円を総収入金額としています。

しかしながら、上記未経過固定資産税は、本件土地の譲渡に基因して受領したものであることから、分離長期譲渡所得の金額の計算上、総収入金額に含まれます。

したがって、分離長期譲渡所得に係る総収入金額は、あなたが本件土地を譲渡したことにより受領した×××円となります。

2 資産の譲渡に要した費用の額

次の(1)ないし(3)の金額の合計額●●●円が資産の譲渡に要した費用の額となります。

(1) 仲介手数料 ×■×円

(2) 交通費 ▲××円

(3) 収入印紙 ×●×円

なお、あなたは、当初申告において、丁弁護士に支払った弁護士費用×△×円を資産の譲渡に要した費用としていますが、当該費用は共有物分割請求事件に係る費用であることから、本件土地の譲渡に要した費用とは認められません。

3 分離長期譲渡所得の金額

上記1及び2のとおり、総収入金額を×××円、資産の譲渡に要した費用の額を●●●円として令和×年分の分離長期譲渡所得の金額を計算したところ、当該金額は、☆☆☆円となります。

4 あなたの納付すべき所得税及び復興特別所得税の額

上記3を基に、あなたの納付すべき所得税及び復興特別所得税の額を計算したところ、
◎◎◎円となります。

したがって、今回の更正によりあなたが納付すべき所得税及び復興特別所得税の額は、
◎◎◎円と当初申告におけるあなたの申告納税額▼▼▼円との差額＊＊＊円となります。

5 あなたの納付すべき過少申告加算税の額

今回の更正によりあなたが納付すべきこととなる所得税及び復興特別所得税の額＊＊＊円について、国税通則法第65条第1項の規定に基づき計算したところ、過少申告加算税は☆☆☆円となります。

なお、今回の更正に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに今回の更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

以下余白

○ 更正

【譲渡所得（引継価額を採用していない）に誤りがある場合】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（以下、この申告書に係る申告を「当初申告」といいます。）について、調査の結果、分離長期譲渡所得の金額に誤りがあると認められましたので、下記1ないし3のとおり計算して、更正します。

また、下記4のとおり、過少申告加算税を賦課決定します。

記

1 取得費

あなたは、大阪府〇〇市〇〇町□番に所在する土地（以下「本件土地」といいます。）の譲渡に係る分離長期譲渡所得の金額の計算において、取得費を□□□円としています。

しかしながら、あなたは、平成▽年分の所得税の申告に当たり、本件土地を買換資産とし、租税特別措置法第37条（平成□年法律第〇号による改正前のもの。）の規定の適用を受けていますので、本件土地の取得費は、同法第37条の3第1項第1号の規定により計算した▽▽▽円となります。

2 分離長期譲渡所得の金額

上記1のとおり、本件土地の取得費を▽▽▽円として令和×年分の分離長期譲渡所得の金額を計算したところ、当該金額は、☆☆☆円となります。

3 あなたの納付すべき所得税及び復興特別所得税の額

上記2を基に、あなたの納付すべき所得税及び復興特別所得税の額を計算したところ、◎◎◎円となります。

したがって、今回の更正によりあなたが納付すべき所得税及び復興特別所得税の額は、◎◎◎円と当初申告におけるあなたの申告納税額▼▼▼円との差額＊＊＊円となります。

4 あなたの納付すべき過少申告加算税の額

今回の更正によりあなたが納付すべきこととなる所得税及び復興特別所得税の額＊＊＊円について、国税通則法第65条第1項の規定に基づき計算したところ、過少申告加算税は☆☆☆円となります。

なお、今回の更正に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに今回の更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

以下余白

○ 更正

【上場株式等（源泉徴収口座）に係る譲渡損失の繰越控除の誤りがある場合】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（以下、この申告書に係る申告を「当初申告」といいます。）について、調査の結果、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額に誤りがあると認められましたので、下記1ないし3のとおり計算して、更正します。

また、下記4のとおり、過少申告加算税を賦課決定します。

記

1 上場株式等に係る譲渡所得等の金額

あなたは、令和×1年分の所得税の確定申告において、令和×1年中に生じたA証券B支店の特定口座（以下「本件特定口座」といいます。）内の取引に係る上場株式等の譲渡損失の金額〇〇〇円について、翌年以後へ繰り越す旨の申告を行っていませんので、租税特別措置法第37条の12の2第7項の要件を満たさず、あなたの令和×2年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、上記譲渡損失の金額を控除することはできません。したがって、あなたの令和×2年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、当初申告における上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算において控除されていた上記譲渡損失の金額〇〇〇円を控除せずに計算した×××円となります。

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額

上記1のとおり、あなたの令和×1年中に生じた本件特定口座内の取引に係る上場株式等の譲渡損失の金額は、令和×2年に繰り越すことはできません。したがって、あなたの令和×2年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額は零円となります。

3 あなたの納付すべき所得税及び復興特別所得税の額

上記1を基に、あなたの納付すべき所得税及び復興特別所得税の額を計算したところ、①①①円となります。

したがって、今回の更正によりあなたが納付すべき所得税及び復興特別所得税の額は、①①①円と当初申告におけるあなたの申告納税額▼▼▼円との差額＊＊＊円となります。

4 あなたの納付すべき過少申告加算税の額

今回の更正によりあなたが納付すべきこととなる所得税及び復興特別所得税の額＊＊

*円について、国税通則法第65条第1項の規定に基づき計算したところ、過少申告加算税は☆☆☆円となります。

なお、今回の更正に基づき納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに今回の更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものはありません。

以下余白

○ 決定

【無申告の場合】（株式等の譲渡）

調査の結果、あなたは、下記1のとおり令和×年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を、法定申告期限である令和〇年〇月〇日までに提出する義務があると認められますが、当該確定申告書をいまだ提出しておりませんので、下記2及び3のとおり、令和×年分の課税される所得金額及び納付すべき所得税及び復興特別所得税の額を計算して、決定します。

また、下記4のとおり、無申告加算税を賦課決定します。

記

1 確定申告書の提出義務

あなたは、国内において住所（東京都〇〇区〇〇〇）を有していることから、所得税法第2条第1項第3号に規定する居住者に該当します。また、あなたが居住者として課税される所得金額並びに納付すべき所得税及び復興特別所得税の額を計算したところ、下記2及び3のとおりとなることから、所得税法第120条第1項（租税特別措置法施行令第25条の9第13項の規定により準用する同令第25条の8第15項により読み替えられた後のものをいいます。）及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第17条第1項の規定により、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する義務があります。

2 あなたの課税される所得金額

あなたの課税される所得金額は、次の(1)に掲げる上場株式等に係る譲渡所得等の金額×××円から、(2)に掲げる所得金額から差し引かれる金額△△△円を差し引いた金額××円となります。

(1) 上場株式等に係る譲渡所得等の金額

あなたは、令和×年中に次表の上場株式を、特定口座を利用せず、B証券東京支店への売委託により売却しています。当該売却について令和×年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額を計算したところ、次表のとおり×××円となります。

銘柄	譲渡年月日	譲渡株数	譲渡による 収入金額 ①	取得費 ②	委託手数料 ③	譲渡所得 等の金額 (①-②-③)
A不動産	令和×年○月○日	×株	○○△円	△△円	▽▽円	×○×円
B商事	令和×年△月△日	○株	●●▲円	▲▲円	▼▼円	×△×円
合計金額			□□□円	■■円	●●円	×××円

(2) 所得金額から差し引かれる金額

あなたの令和×年分の所得金額から差し引かれる金額は、次表の合計金額△△△円となります。

項目	金額	摘要
社会保険料控除	■□円	
生命保険料控除	●○円	個人年金保険契約(C生命)
基礎控除	▲△円	
合計金額	△△△円	

3 あなたの納付すべき所得税及び復興特別所得税の額

上記2を基に、あなたの納付すべき所得税及び復興特別所得税の額を計算したところ、
○×円となります。

4 あなたの納付すべき無申告加算税の額

今回の決定によりあなたが納付すべきこととなる所得税及び復興特別所得税の額○×
円について、国税通則法第66条第1項の規定に基づき計算したところ、無申告加算税は
☆☆円となります。

なお、法定申告期限である令和○年○月○日までに所得税及び復興特別所得税の確定
申告書の提出がなかったことについて正当な理由があるとは認められません。

以下余白

○ 決定

【無申告の場合（土地等の譲渡）】

調査の結果、あなたは、下記 1 のとおり令和×年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を、法定申告期限である令和〇年〇月〇日までに提出する義務があると認められますが、当該確定申告書をいまだ提出しておりませんので、下記 2 ないし 4 のとおり、令和×年分の課税される所得金額及び納付すべき所得税及び復興特別所得税の額を計算して、決定します。

また、下記 5 のとおり、無申告加算税を賦課決定します。

記

1 確定申告書の提出義務

あなたは、国内に住所（大阪府〇〇市〇〇）を有していることから、所得税法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する居住者に該当します。

また、あなたが居住者として課税される所得金額並びに納付すべき所得税及び復興特別所得税の額を計算したところ、次の 2 ないし 4 のとおりとなることから、所得税法第 120 条第 1 項（租税特別措置法施行令第 20 条第 4 項による読み替え後のものをいいます。）及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第 17 条第 1 項の規定により、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する義務があります。

2 あなたの課税される所得金額

あなたの課税される所得金額は、次の(1)の給与所得の金額×××円から(3)の所得から差し引かれる金額△△△円を差し引いた金額●●●円と、(2)の分離長期譲渡所得の金額〇〇〇円となります。

(1) 給与所得の金額

あなたは、令和×年中に K 株式会社から給与を△△△円得ているところ、あなたの給与所得の金額は、当該給与の収入金額△△△円から給与所得控除額●▲円を控除した×××円となります。

(2) 分離長期譲渡所得の金額

あなたは、平成〇年〇月〇日に取得した次表の不動産を令和×年中に甲に譲渡しています。当該譲渡について令和×年分の分離長期譲渡所得の金額を計算したところ、

次表のとおり〇〇〇円となります。

譲渡物件	譲渡年月日	譲渡による 収入金額①	取得費 ②	譲渡に要した 費用 ③	譲渡所得の金額 (①-②-③)
大阪府×××	令和×年△月△日	◎◎◎円	▼▼▼円	☆☆☆円	〇〇〇円

(3) 所得から差し引かれる金額

あなたの所得から差し引かれる金額は、次表の合計金額△△△円となります。

項目	金額	摘要
社会保険料控除	〇×〇円	
生命保険料控除	▼〇×円	個人年金契約 (A生命)
基礎控除	×△△円	
合計金額	△△△円	

3 源泉徴収税額

上記2(1)のK株式会社からの給与所得の金額に係る源泉徴収税額は、■■■円です。

4 あなたの納付すべき所得税及び復興特別所得税の額

上記2及び3を基に、あなたの納付すべき所得税及び復興特別所得税の額を計算したところ、★★★円となります。

5 あなたの納付すべき無申告加算税の額

今回の決定によりあなたが納付すべきこととなる所得税及び復興特別所得税の額★★★円について、国税通則法第66条第1項の規定に基づき計算したところ、無申告加算税は☆☆☆円となります。

なお、法定申告期限である令和〇年〇月〇日までに所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出がなかったことについて正当な理由があるとは認められません。

以下余白

○ 更正の請求

【リゾート会員権の解約に係る譲渡損失が認められない場合】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年分の所得税及び復興特別所得税の更正の請求書（以下、この更正の請求書に係る請求を「本件更正の請求」といいます。）について、調査の結果、本件更正の請求には、下記のとおり更正をすべき理由がないと認められます。

記

あなたは、令和×年×月×日付A株式会社B支社との「解約合意書」に基づき「不動産共有制リゾートクラブ会員権」を解約した結果、解約に伴い受領した金額と同会員権の取得価額との間に生じた差額が譲渡損失に当たるとして、本件更正の請求をしています。

しかしながら、上記解約合意書の内容は、

- ① 不動産共有持分の合意解除による買戻し
- ② 施設相互利用契約の解約による登録料と償却保証金の返還

であり、①については、租税特別措置法第31条に定めるとおり分離長期譲渡所得に該当し、譲渡に際し生じた損失は、所得税法第69条第1項及び租税特別措置法第31条第3項第2号の規定により分離長期譲渡所得以外の他の所得との損益通算はできません。

また、②については、契約の解除による金銭債権の行使であるところ、所得税基本通達33-1に定めるとおり、金銭債権は譲渡所得の基となる資産には該当せず、当該登録料と償却保証金の返還は、所得税法に規定する「資産の譲渡」には該当しないことから、解約に伴い受領した金額と上記会員権の取得価額との間に差額が生じたとしても、当該差額は譲渡損失とは認められず、当該差額に相当する金額を他の所得金額から控除する旨の所得税法の規定もありません。

したがって、あなたが令和△年△月△日に提出した令和×年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかった又は当該計算に誤りがあったとは認められず、国税通則法第23条第1項第1号に規定する更正の請求をすることができる場合には該当しませんので、更正をすべき理由がないと認められます。

以下余白

○ 更正の請求

【上場株式等（源泉徴収口座）に係る譲渡損失の繰越控除の誤りがある場合】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年分の所得税及び復興特別所得税の更正の請求書（以下、この更正の請求書に係る請求を「本件更正の請求」といいます。）について、調査の結果、本件更正の請求には、下記のとおり更正をすべき理由がないと認められます。

記

あなたは、令和×年分のA証券B支店の特定口座（以下「本件特定口座」といいます。）内の取引に係る上場株式等の譲渡損失の金額及び上場株式等の配当所得の金額について、令和×年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（以下「当初申告書」とい、当初申告書に係る申告を「当初申告」といいます。）においてこれらを含めずに計算していたとして、本件更正の請求をしています。

しかしながら、本件特定口座は源泉徴収選択口座であり、本件特定口座内の取引に係る上場株式等の譲渡損失の金額及び上場株式等の配当所得の金額は、租税特別措置法第37条の11の5第1項及び同法第8条の5第1項の各規定により、選択によって、その年分の所得税の確定申告の計算上除外して申告することができるところ、当初申告の計算において令和×年中の本件特定口座内の取引に係る上場株式等の譲渡損失の金額及び上場株式等の配当所得の金額は含まれていないことから、あなたは、上記租税特別措置法の規定に従い、これらの各金額を除外して申告することを選択したものと認められます。

したがって、あなたが当初申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかった又は当該計算に誤りがあったとは認められず、国税通則法第23条第1項第1号に規定する更正の請求をすることができる場合には該当しませんので、更正をすべき理由がないと認められます。

以下余白

○ 更正の請求

【上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の誤りがある場合（連年申告要件不備）】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×3年分の所得税及び復興特別所得税の更正の請求書（以下、この更正の請求書に係る請求を「本件更正の請求」といいます。）について、調査の結果、本件更正の請求には、下記のとおり更正をすべき理由がないと認められます。

記

あなたは、令和×1年中において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額×××円について、令和×4年△月△日に提出した令和×3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（以下「当初申告書」といいます。）において繰越控除をしていなかったとして、本件更正の請求をしています。

しかしながら、あなたは、令和×2年△月△日に令和×1年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した後、令和×2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出していないことから、租税特別措置法第37条の12の2第7項の要件を満たさず、同条第5項の上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の規定を適用することはできません。

したがって、あなたが当初申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかった又は当該計算に誤りがあったとは認められず、国税通則法第23条第1項第1号に規定する更正の請求をすることができる場合には該当しませんので、更正をすべき理由がないと認められます。

以下余白

○ 更正の請求

【租税特別措置法第 31 条の 2 の規定の適用に誤りがある場合】

あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和×年分の所得税及び復興特別所得税の更正の請求書（以下「本件更正の請求書」といい、この更正の請求書に係る請求を「本件更正の請求」といいます。）について、調査の結果、本件更正の請求には、下記のとおり更正すべき理由がないと認められます。

記

あなたは、令和×年分の分離長期譲渡所得について、令和△年△月△日に提出した令和×年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（以下「当初申告書」といいます。）において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 31 条の 2 第 3 項の規定（以下「本件特例」といいます。）を適用せずに申告していたとして、租税特別措置法施行規則（以下「措置法規則」といいます。）第 13 条の 3 第 8 項各号に定める証明書類（以下「本件証明書類」といいます。）を添付し、本件更正の請求をしています。

しかしながら、本件特例を適用するためには、措置法規則第 13 条の 3 第 8 項に基づき、確定申告書に同項各号に定める証明書類を添付することにより、確定優良住宅地等のための譲渡に該当することとなることが確実であると認められることが証明されていることが要件とされているところ、あなたは、同項に規定する確定申告書である当初申告書に本件証明書類を添付しておらず、また、本件更正の請求書は、同項に規定する確定申告書に該当しないため、本件更正の請求書に本件証明書類が添付されたとしても、本件特例の適用要件を満たしているとはいえないませんので、本件特例を適用することはできません。

したがって、あなたが当初申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかった又は当該計算に誤りがあったとは認められず、国税通則法第 23 条第 1 項第 1 号に規定する更正の請求をすることができる場合には該当しませんので、更正をすべき理由がないと認められます。

以下余白

○ 更正の請求

【帰国等により国外転出時課税の課税取消が行われた場合（全部認容）】

(更正決定等通知書の「この処分の理由」欄の文言の全部を抹消し、下記一文を記載する。)

所得税法第60条の2第6項の規定の適用があるため、同法第153条の2第1項の規定に基づき、あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和△年分の所得税及び復興特別所得税の更正の請求書について、請求の全部を認めて更正します。

以下余白

※ 下線部の根拠条文については、必ず記載することに留意する。

なお、国外転出（贈与・相続）時課税（同法第60条の3）の場合、下線部の根拠条文の記載は要しないが、「同法153条の2第1項」は「所得税法第153条の3第1項」となることに留意する。

○ 更正の請求

【国外転出時課税の適用を受けた有価証券等などの国外転出の日から5年（又は10年）を経過する日における価額等が国外転出の時の価額等よりも下回っている場合（全部認容）】

（更正決定等通知書の「この処分の理由」欄の文言の全部を抹消し、下記一文を記載する。）

所得税法第60条の2第10項の規定の適用があるため、同法第153条の2第1項及び第3項の規定に基づき、あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和△年分の所得税及び復興特別所得税の更正の請求書について、請求の全部を認めて更正します。

以下余白

※ 下線部の根拠条文については、必ず記載することに留意する。

なお、国外転出（贈与・相続）時課税（同法第60条の3）の場合、下線部の根拠条文の記載は要しないが、「同法153条の2第1項及び第3項」は「所得税法第153条の3第1項及び第3項」となることに留意する。

○ 更正の請求

【国外転出時課税の適用を受けた有価証券等などの国外転出の日から5年（又は10年）を経過する日における価額等が国外転出の時の価額等よりも下回っている場合（一部認容）】

所得税法第60条の2第10項の規定の適用があるため、同法第153条の2第1項及び第3項の規定に基づき、あなたが令和〇年〇月〇日に提出した令和△年分の所得税及び復興特別所得税の更正の請求書について、下記のとおり請求の一部を認めて更正します。

記

あなたは、令和△年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告において、国外転出時課税の適用を受けた有価証券等の価額等が、国外転出の時の価額等よりも下回っているとして、本件更正の請求をしています。

しかしながら、調査の結果、本件更正の請求に係る国外転出の日から5年を経過する日における有価証券等の価額等の一部に誤りがあると認められましたので、次のとおり一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額を再計算し、更正します。

1 誤りがあると認められた有価証券等の価額等

国外転出の日から5年を経過する日における有価証券等の価額等は次表のとおりと認められます。

種類	銘柄等	数量	所在	価額等 (収入金額)		取得費	
				更正の請求額	調査額	更正の請求額	調査額
株式 (上場株式等)	△△株式会社	××株	□□証券 ××支店	▼▼▼円	▼▼▽円	☆☆☆円	★☆☆円
株式 (一般株式等)	★★株式会社	△△株	○○証券 本店	×××円	×○○円	●●●円	○○●円
株式 (上場株式等)	株式会社▼▼	□□株	☆☆証券 ▲▲支店	△△△円	▲△△円	■■■円	□□■円

2 一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額

上記1の結果に基づき、あなたの令和△年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額を再計算すると、一般株式等に係る譲渡所得等の金額は、▽▼▽円、上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、☆★☆円となります。

以下余白

※1 下線部の根拠条文については、必ず記載することに留意する。

なお、国外転出（贈与・相続）時課税（同法第60条の3）の場合、下線部の根拠条文の記載は要しないが、「同法153条の2第1項及び第3項」は「所得税法第153条の3第1項及び第3項」となることに留意する。

2 決済していない未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引がある場合は、有価証券等と同様に記載すること。